

とあれば、泰定帝の世には、地方の蒙古色目人は、罪あれば直に其の地の官衙に送らるゝこと漢人と異なる所なかりしに、其の後、兩者の間に差別を生じ、前者は特別待遇を受くることゝなれり、即ち、

諸蒙古人居官犯法、論罪既定、必擇蒙古官斷之、行杖亦如之。(卷一〇二、刑法志)

諸四怯薛及諸王駙馬蒙古色目之人、犯姦盜詐僞、從大宗正府治之。(上同)

順帝元統二年三月丁巳、詔蒙古色目犯奸盜詐僞之罪者、隸宗正府、漢人南人犯者屬有司。

(卷三八、順帝紀)

とあるもの是なり。又、大德六年には、竊盜は初犯左臂に刺し、再犯右臂に刺し、三犯項に刺す、而して強盜は初犯項に刺すと定められしも、而も

其蒙古人有犯、及婦人犯者、不在刺字之例。(卷一〇四、刑法志。元典章卷四九刑部、強竊盜)

とありて、蒙古人は刺を免れたり、順帝紀元統二年七月の條にも「詔蒙古色目犯盜者免刺」とあるは即ち同一事にて、前文の蒙古人とあるものも、皆色目人を含めるなり。殊に著しきは、漢人南人にして蒙古色目人を殺しゝものは、死刑に處せられたる上に、犯人の遺族は燒埋銀(埋葬費?)を徵せらるゝも、蒙古色目人にして爭論又は醉に乗じて漢人を殺すも、罰金を科せられ、

出征を命ぜらるゝのみにて死刑を免るゝことなり。

1 犯罪者の遠流に處せらるゝものは、北人は南陲の地に、南人は北邊の地に流されたり、而もこゝに所謂南人は必ずしも江南人をいふにあらず、漢人も含むことあり、隨つて北人とは蒙古色目人の外に高麗女直人も含むことあり、即ち此の場合に於いては階級別によるにあらずして、其の居る所より遠隔なる地に流謫するなり。今左に二三の例を示すべし。

(イ) 漢兒ハニ鬻子ウツコ人(南人)申解遼陽省、發付出軍、色目高麗及人(人?)申解湖廣省、發付出軍。…蒙古色目人發付兩廣海南、漢人南人發付遼陽屯田。(元典章二二、戶部、鹽課、鹽法通例の條)

(ロ) 大德八年十一月壬子詔、內郡江南人、凡爲盜、黥三次者、謫戍遼陽、諸色人及高麗三次免黥、謫戍湖廣。(元史卷二二、成宗紀)

(ハ) 元統元年…先時、有罪者、北人則徙廣海、南人則徙遼東、去家萬里、往往道死、結請更其法、移鄉者止千里外、改過聽還其鄉、因著爲令。(元史卷一七八、王結傳)

(ニ) 諸流遠囚徒、惟女直高麗二族流湖廣、餘並流奴兒干及取海青之地。(元史卷一〇三、刑法志)

(ホ) 陳留孫、廣州番禺人、父劉以罪流肇州。(元史卷一九七、孝友傳)。是は大德六年の事にして、番禺は今の廣州即ちカントン、肇州は今のハルビンと長春との間の中程にありし町なり。

(ヘ) 孫子耕者杭人、與新城豪民賂長官爲友、元統間、賂犯罪、流奴兒干、…(山居新話)。杭は浙江の杭州、新城は杭州の西南の町、奴兒干は黑龍江口に近き地方の名なり。海青は海東青にて鷹の一種なり、奴兒干の地方に多かりし鳥なり。

2 元史卷一〇五、刑法志、殺傷の條に詳なり。

(ロ) 服色

仁宗の延祐二年十二月服色の等第を定めたり、今元典章卷二九 禮部によるに、

蒙古人不在禁限、及見見怯薛諸色人等亦不在禁限、惟不許服龍鳳文、龍謂五爪二角者。

とあるを始め、官吏各品の服、器皿、帳幕、車輿、鞍轡、庶人の服等に關する規定あり、中に、色目人に關しては、

諸色目人、除行營帳外、其餘並與庶人同。

とあり、此文の意義稍、明瞭を缺けども、「行營帳」とは「備怯薛」といふほどの義なるべし、即ち天子の服色たる龍鳳文以外のものは、蒙古人全部及び怯薛在職中の諸色人（蒙古人以外の各種人）に限りて許さるべく、一般の漢人は勿論、色目人といへども現に怯薛に在らざるものは庶人と同じ服色を用ゆべしとの謂なるべし。而して此の訓令の最後の項に、「今後漢人高麗南人等、投充怯薛者、並在禁限」とあれば、第一項に「見見○見任の義か怯薛諸色人等」とあるは、實際に於いて「見見怯薛色目人」とあると同じことゝなるなり。

(ハ) 馬匹徵發と兵器沒收

世祖成宗の世、馬匹を天下に徵發するに當りて色目人と漢人とを區別せり、即ち

至元二十三年六月戊申、括諸路馬、凡色目人有馬者、三取其二、漢民悉入官、敢匿與互市者、罪之。(元史卷一四、世祖紀)

元貞二年五月甲戌、詔、民間馬牛羊、百取其一、羊不滿百者、亦取之、惟色目人、及數乃取。(同上卷一、成宗紀)

とあるなど、其の一斑を知るべし。

世祖の時より屢々、令を出して漢人南人の所藏する兵器及び兵器類似の器具を沒收せしが、蒙古色目人に對しては此の事なかりき。即ち

至元二十三年二月己亥、勅中外、凡漢民持鐵尺手撾及杖之藏刃者、悉輸于官。(卷一四、世祖紀)

至元二十六年六月己酉、鞏昌汪惟和言、近括漢人兵器、臣管內已禁絕、自今臣凡用兵器、乞

取之安西官庫、帝曰、汝家不與它漢人比、弓矢不汝禁也、任汝執之。(卷一五、世宗紀)

至元二十七年九月、申嚴漢人田獵之禁。(卷一六、世祖紀)

同年十二月己卯、命江南民間兵器及將士習武如戊子歲詔。(同上)

至大二年十二月辛酉、申禁漢人執弓矢兵仗。(卷二三、武宗紀)

至大四年十一月庚寅、申禁漢人持弓矢器田獵。(卷二三、仁宗紀)

至治二年正月甲戌、禁漢人執兵器出獵及習武藝。(卷二八、英宗紀)

泰定二年七月、申禁漢人藏執兵仗、有軍籍者、出征則給之、還復歸于官。(卷二九、泰定帝紀)

後至元三年四月、禁漢人南人高麗人、不得執持軍器、凡有馬拘入官。(卷三九、順帝紀)

同五年四月己酉、申漢人南人高麗人不得執軍器弓矢之禁。(卷四〇、順帝紀)

とあるものは是なり。此の兵器沒收と前項の馬匹徵發とは、漢人に對する危懼心より實行せられしものなるべし。¹⁾

(四) 南 人

元史元典章以下元代の記録に徴するに、漢人の外に南人と呼ばれるものあり、即ち亡金の遺民を漢人とするに對して、亡宋の遺民を南人といひしなり、錢大昕の「漢人南人之分、以宋金疆域爲斷、江浙湖廣江西三行省、爲南人、河南省唯江北淮南諸路爲南人」(養新錄卷九)といへる、從ふべし。さて南人は、世祖の時には略ぼ漢人と同等の待遇を受け、中書省樞密院御史臺等中央政府にも用ゐられ、地方の行省にも重要な地位を占むるもの稀ならざりしが、其の後、漸く排斥せられ、元末天下多事、人才を要すること益々急に、漢人の歡心を求むるの必要愈々迫れる時に及んで、

再び南人任用の途を廣くせしも、尙ほ南人にして中書省の要路に立ちしものは、元一代を通じて唯一人の危素ありしのみ。殊に怯薛即ち宮中の宿衛には武宗以後漢人と共に益々排斥せられ、英宗の世には特に南人に限りて其の選用を禁ぜしことありき。要するに南人は、元代の三階級中、最下位の漢人の中に數へられ、狹義の漢人に比し、更に冷遇せられしものなり。蓋し彼等は蒙古に降れる最後の國民たりしが爲なること、後文詳述する所の如し。如上の事實を一層明瞭ならしめんが爲めに、左に元史其他の記載を摘録す。

1 至元二十四年五月、沙不丁言、江南各省南官多、每省宜用一二人、帝曰、除陳巖呂師夔管如德范文虎四人、餘從卿議。(元史卷一四、世祖紀)

2 江西行省准中書省咨、至元二十八年十二月十五日奏過事内一件、江南勸課農桑、那裏的路官每、親身巡行呵、搔擾百姓有、不教行呵、怎生麼道、奏呵、與理會的南人每、一處商量了說者麼道、聖旨有來、(元典章卷二三、勸農)

1 兵器沒收に關する規定にして、三階級の差別を見るに足るものあり、即ち元史卷一三、世祖紀に「至元二十二年五月：分漢地及江南所拘弓箭兵器、爲三等、下等毀之、中等賜近居蒙古人、上等貯於庫、有行省・行院・行臺者掌之、無省・院・臺者、達魯花赤畏兀(畏吾兒)・回回居職者掌之、漢人・新附人(南人)雖居職、無有所預」とあるものは是なり。

3 至正十二年三月、有旨、省院臺不用南人、似有偏負、天下四海之內、莫非吾民、宜依世祖時用人之法、南人有才學者、皆令用之。自是累科南方之進士、始有爲御史、爲憲司官、爲尙書者矣。(元史卷九二、百官志科目)

4 至正十二年(?)、擢禮部郎中、再遷吏部、拜監察御史、自世祖以後、省臺之職、南人斥不用、及是南士復得居省臺、自師泰始、時論以爲得人。(元史卷一八、貢師泰傳)

5 至正十二年、有旨、令南士皆得居省臺、除伯琦兵部侍郎、遂與貢師泰、同擢監察御史、兩人皆南士之望、一時榮之。(同上、周伯琦傳)

6 至正二十年正月壬子、以危素爲參知政事。(元史卷四、順帝紀)

7 至正二十年拜參知政事、俄除翰林學士承旨、出爲嶺北行省左丞。(明史卷二八、危素傳)

8 至治二年三月、敕四宿衛怯薛與聖宮及諸王部、勿用南人。(元史卷二、英宗紀)

四 結言——解釋

前上來述ぶる所によりて、吾人は元代の社會に於ける蒙古色目漢人の三階級に屬する民族の種類と、各階級殊に色目漢人の二階級の有する公權の差異とに就いて其の一斑を知れり。今や上述

の事實に對して何等かの解釋を試みざるべからず、乃ち以下數項に分ちて卑見を述べ、以て此の小篇の結論に代へんとす。

(一) 色目人優待の理由

征服者たる蒙古人が三階級の第一位を占めしは事理の當然にして、毫も怪むに足らざれども、色目人と漢人とは同じく被征服者たるに拘らず、而も前者は後者を凌ぎて第二位を占め、多くの場合に於いて實に準蒙古人の待遇を受けたりしこと、一見奇異の感なき能はず、今試みに其の理由を推測するに、左の如し。

1 漢人に先だちて蒙古に服屬せしこと。汪古乃蠻を始め、回回・康里・阿速・欽察・唐兀等、所謂色目の殆んど全部は、夙く太祖の時、征服せられ、若しくは來降せるものなり。而して狹義の漢人は太宗の時、金の滅亡と共に蒙古の臣民となれり、廣義の漢人の中、契丹と女真とは、太祖の時既に蒙古に入りしものと解せられざるにあらねど、又、世祖の至元二十五年、叛王乃顔の伏誅によりて始めて歸屬せしものと解せられざるにあらず。想ふに彼等の色目に入らず、漢人に屬せしは、此かる意味に於いてか、若しくは契丹・女真是北支那人と共に久しく金の領民たりしとの意

味に於いてなるべし。兎に角、色目人と漢人とは、其の蒙古に服屬するに當りて前後ありしこと明かなり。而して其の服屬の前後が彼等の受くる待遇に差別を生じたる一原因たりと推測せらるゝ理由左の如し。

(イ) 漢人中最も後れて蒙古に降りし南宋の遺民、即ち所謂南人は、三階級の最下位に居る漢人中にて又最も冷遇せられたり、而して是れ彼等が頑強に蒙古に抵抗したる最後の國民たりしが爲めなるべしとの外に、何等の理由を發見する能はず。

(ロ) 世祖の至元七年二月、高麗國王王植(元宗)來朝せし時、世祖の王植を諭せる詔に「汝内附在後、故班諸王下、我太祖時、亦都護先附、即令齒諸王上、阿思蘭後附、故班其下、卿宜知之」(元史卷七、世祖紀)とあり。さて高麗の眞に内附して復た叛かざるに至りしは、憲宗の九年四月、元宗の尙ほ世子たりし時入朝せしを以て始めとす。而して本文に見ゆる「亦都護」は祕史の亦都兀惕 (idughut)、西人の書に *ikint* とあるに同じく、幸福の義を有する畏吾兒國主の稱號なり、太祖の時來り降れる亦都護の本名は巴而朮阿而忒的斤(バアルチュアルトテギン)なり、親征錄及び元史太祖紀によれば、彼は太祖の四年に先づ使を遣はして蒙古に降り、六年の春入觀せり。又「阿昔蘭」とあるは *Arslan* の對音にて、獅子の義を有し、哈刺魯國主の名なり、彼も太祖の六年に前

記の亦都護と同時に、怯綠連河の行宮に入觀したれども、亦都護の方は彼より二年前に納降したるによりて、其の待遇に上下の別を生ぜしものなりといふなり。かくて某國某部の服屬歸降の前後遅速によりて、其の國主部長の宮中席次に上下あるは、太祖以來の成憲なること、世祖親ら言ふ所の如しとせば、其の國民を待つ上に於いても、亦同様の標準ありしことを推測するは、必ずしも不可なかるべし。

2 創業時代に大功を樹てしこと。創業時代に於ける漢人耶律楚材楊惟中等の文勳、史天澤一門の武功は固より特筆すべきものなりといへども、色目人が最も早く降服したるだけ、それだけ蒙古朝廷の用を爲したること、其の人員よりいふも、方面よりいふも、遙かに漢人の上に在りしこと疑を容れず、試みに元史列傳中、色目人に關するものを一讀せば、彼等の武功の顯著なるは勿論、其の文勳の點より見るも實に偉大なるものありしを看取すべし。殊に彼等の中には、夙に漢人の文化を咀嚼し、廟堂に在りて政治を論ずるに當りて、全く儒者の口吻をなすもの稀ならざるは、寧ろ吾人の豫想の外に在るなり。色目人の優待せられたる決して偶然にあらず。

3 漢人牽制上の必要に出でしこと。漢人は國民の大多數を占めしのみならず、漢人の文化の程度は蒙古人の其れとは同日の談にあらざりしが故に、帝國の官吏、殊に文官としては多數の漢

人を採用せざるを得ず。而も是れ固より蒙古の君臣の喜ばざる所、極言すれば實に國家の深憂とも禍源とも見ゆべし。是に於いて彼等は文化の程度に於いて、はた又官吏としての才能に於いて、殆んど漢人に拮抗するに足り、且つ漢人に對して何等恩怨なき色目人を拉し來りて之を重用し、以て一面漢人を牽制し、一面自家の安全を計るの方針を探れり。殊に色目人は漢人に比すれば極めて少數なりしが故に、縱令之に多大の特權を附與したりとも、甚しき弊害の生ずる憂なかりしなり。色目人に支那内地の雜居を許したるも、蓋し此の方針に基づきしなるべく、又同回人の南方に在住するもの多かりしは、沿海貿易との關係が其の主たる原因なりしならんも、是れ亦自然に南人牽制の目的に適へり。此く色目人を重用して漢人の勢力を牽制し、以て蒙古人の地位を維持し、國家の安泰を計りたることは、中間階級としての色目人を認めたる制度其れ自身の證明する所にして、何等之を疑ふの餘地なしと信ぜらるゝも、元史其他の記録には此の方針を表明せる有力なる記事を見ざるは、物足らぬ感なきにあらず。たゞ元典章^{卷二}聖政、飭官吏の條に見ゆる左の文は其の消息の一端を示すに足るものなり。

延祐七年十一月、欽奉至治改元詔書、内一款。守令賢否、民之休戚所係、必得其人、乃能宣化、比者、舉劾殿最、掌任臺察、今徒知黜貪、而不知揚善、殊失懲勸之道、今後、從監察御

史。肅政廉訪司官、於常選人中、每歲貢舉可任守令者二人、並須指陳廉能實跡、色目官初舉、漢官復察、漢官初舉、色目官復察、限次年三月以裏、申臺、呈省、籍其姓名、以備擢用、既用之後、考其政績成敗、與元舉官、同示賞罰、違期不舉、罪亦及之。

(二) 漢人冷遇の理由

漢人は被征服者なれば、蒙古人の下風に居るは固より已むを得ざる運命として忍ぶべしとするも、彼等と同じく劣敗者たりし色目人に準蒙古人の特權を與へ、彼等を最下級に置きしは、漢人より見れば固より意外の處置なるべく、蒙古朝廷としては非常なる英斷といはざるべからず。色目人優待の理由に就いては已に述べたり、こゝには漢人冷遇の理由に就いて一言する所あるべし。

1 懲罰の意味ありしこと。漢人は最後まで蒙古人に抵抗し、弓折れ矢盡きて始めて降服せしものなり、殊に南人に於いて然りとす。此かる被征服者が劣等の待遇を受け、多少の壓迫を加へらるゝは當然の事にして、蒙古人より見れば一種の懲罰に外ならず。

1 二十二史劄記卷三〇、色目人隨便居住の條參照。

2 警戒の意味ありしこと。漢人が國民の大半を占むるのみならず、又非常に卓越せる政治的才能を有することは、蒙古の君臣をして彼等を尊敬せしめしよりも、寧ろ彼等を畏憚せしめたり。故に漢人的國家經營の必要上、彼等を登用して政治に經濟に各、其の手腕を發揮せしめたりと雖も、之を重用して樞機に參與せしむるは、蒙古の君臣より之を見れば實に危険とせられたり、是れ即ち漢人を用ゐざるを得ずして而も之を重用するを欲せざりし所以、又漢人排斥類似の法令が元の中世以後頻として發布せられし所以なり。因みに蒙古朝廷が漢人に對して絶えず危懼の念を懷き、竊かに之に備ふる所ありし二三の事實を擧げて讀者の參考に供せん。(イ)世祖の至元年間より屢、令を出して漢人南人の兵器又は兵器類似のものを私藏するを禁じ、又田獵を禁ぜり、(世祖紀、泰定帝紀等)。(ロ)至元二十八年頃、京師に於いて蒙古人と漢人と相參差して住居せしめ、以て不虞を制せんと建議せるものありき(卷一三〇、不忽木傳)。(ハ)後至元三年權臣伯顔は張王劉李趙五姓の漢人を殺さんことを請ひしも、順帝固より之に従はざりき(卷三九、順帝紀)。如何なる動機が伯顔をして此かる暴舉を企てしめしか、之を知るに由なしと雖も、此の一事亦蒙古人對漢人思想の極端なる一方面的の消息を傳ふるものにあらざるなからんや。

(三) 漢人の恬靜と其の理由

漢人は彼等が嘗て北狄として輕侮したる蒙古人に征服せられ、其の願使に甘んずるの境遇となりたるさへあるに、彼等と同じく被征服者たりし色目人が殆んど何等重大なる理由なくして彼等の上位に居り、彼等は文化最も優り、人口最も多きに拘らず、三階級の最下位に置かれしなり。是に於いて元代の歴史を論ずるもの、動もすれば想へらく、漢人の不平や固より大なりしも、而も新興の蒙古に反抗するの力なく、乃ち涙を咽んで雌伏せり、元代小説戲曲の盛大なりしは、仕官の途に志を得ざる文才士の技に遊んで自ら其の懷を慰めしもの、元室の百年に及ばずして天下を失ひしは、漢人壓迫の反動に外ならずと。此の説大に首肯すべきが如くにして、而も事實は

1 明の李贄(卓吾)の讀忠義水滸傳序に「水滸傳者、發憤之作也、蓋自宋室不競、冠履倒施、大賢處下、不肖處上、馴致夷狄處上、中原處下、一時君相猶然、處堂燕鷗、納幣稱臣、甘心屈膝于犬羊已矣、施(施耐菴)羅(羅貫中)二公、身在元、心在宋、雖元日、實憤宋事也、……」とあるは其の一例なり。我が森槐南博士の元曲の起れる所以を説けるを見るに、「御承知の通り、元の時代と申すものは、朔漢蒙古の種族が支那を一統して、支那本土の者でない外國人が來て一統したものでありますから、ソコで、當時の上は、朝廷の大臣より下は地方を治めまする樞要の役人に至りまするまで、之れを皆蒙古の帖木兒(?)と申して、其の蒙古部落の人間を以て其の官職に充てました譯であります、ソコで以て支那在來の禮樂文章として支那人が昔から誇つて居る所のものが、一時地を拂つて盡るといふやうな觀を呈しましたの

殆んど之に反するなり。吾人の見る所によれば、元代の漢人は、彼れが如く顯著なる階級制に對して何等反對運動を試みざりしのみならず、殆んど不平の聲をすら發せざりしなり。一般士民は罪を恐れて敢て之を議せざりしとも解し得べし、かの太祖乃至世祖朝に於いて天子の信任、地位名望、共に上下瞻仰の標的たりし耶律楚材・史天澤・劉秉忠・許衡等諸人の如き、言はんと欲して言ひ得ざるなく、言ふ所用ゐられざるなし、若し色目人以下の待遇を受くることが、漢人全體の大不平なりしならんには、上記の諸人は當さに漢人を代表して大に之を廟堂の上に争ひ、同胞の爲めに、地位の向上を計るべかりしなり、而も元史其他の記録に於いて其の形迹をさへ認むる能はざるは、此の制度に對して漢人の大不平なかりしことを示すものにあらずや。然らば彼等の然かく恬靜を保ちたりし理由如何、吾人は主として之を左の諸點に歸せんと欲す。

(イ) 漢人の對夷思想の變化。漢人古來華夷の別を重視し、華人の夷俗に變ずるを惡めども、而も夷人の華俗に變ずるを喜び、若し夷人にして中國に居り長く華俗に従はざらば、漢人は之を視ること毫も華人と異ならず、故に漢人の所謂華夷の別は種族の別にあらずして文物風俗の別なり、苟くも彼等の文物風俗に同化せんには、如何なる種族の民といへども、之に對して何等差別的待遇を爲さざるなり。此の對夷思想は、五胡時代、後魏時代、五代、遼金時代等に於いて、北方民族

と接觸し、若くは其治下に屬せる漢人の間に次第に變化し來り、夷狄の君主たりとも、漢人の文化を尊重するものは、必ずしも排斥すべきにあらざるのみならず、漢人出身の天子にして暴政を施すものに優るとするに至れり。吾人は固より漢人にして此かる宣言を敢てせしものありといふにあらず、ただ少くとも北方の漢人は夷狄の君主を奉戴するを恥辱と感ずるには餘りに長き經驗を有せることを認むるなり。金の世宗嘗て臣下に語りて曰く、「燕人自古忠直者鮮、遼兵至則從遼、宋人至則從宋、本朝至則從本朝、其俗詭隨有自來矣、雖屢經遷變、而未嘗殘破者、凡以此也」

てあります、ソコで支那本土の人の文學者支那固有の文學を修めて居る者などは、今までは高い處に用ゐられて各々其の所を得ましたけれども、此の時よりして皆蒙古人のために壓せられて仕舞つて、偶々用ゐられた所が下僚に過ぎないと云ふやうな譯で、志を少しも伸すことが出来なかつたのであります、現に其の時分の諺に、九儒十丐と申す事があります、九の儒者に十の乞食といふ諺であります、……其の當時の學者は自ら文學の才を抱いて居りながら、此の如く曠古未だあらざる所の二千年來あらざる所の奇變に遭遇して、己れの手を伸べやうとするには、何等か他に方法を求めて世に立つと云ふことを謀らんければならぬのであります、所て本來の學問たる經學詩賦の類を以て行はんとしても、どうしても、己れの道を行ふことが出来ませぬ、ソコで己むを得ずして段々戲曲と申ます芝居を一方で案出しました、……」(作詩法講話第五章)とあり。鄭所南集に「元制、一官、二吏、三僧、四道、五醫、六工、七獵、八民、九儒、十丐」といひ、謝枋得文に「今世俗、人有十等、一官二吏、先之者貴之也、七匠八娼九儒十丐、後之者賤之也」とあるは、一部志を得ざる儒者の間に行はれたる諺にして、當世の真相にあらざるは言を俟たず。

(金史卷八、世宗紀)と。此の如きは必ずしも獨り燕人に限らざるべく、北方の漢人は概して此の傾向ありしや疑なし。南方の漢人に至つては、固より之と一律に論じ難しと雖ども、宋の建國以來、始めに契丹、次に女眞、最後に蒙古を迎へて、約三百年の交渉を繼續せる彼等は、漸く北方民族の何者たるかを了解するを得、今や全く、之を犬豕視するの固陋を悟れるなるべし。此の如く漢人は南北によりて其の濃淡厚薄の差こそあれ、大體に於いて所謂華夷の別を重視せざるの傾向を生じ來りしや疑を容れず。元の至元五年始めて御史臺を置くや、御史十一員悉く漢人たり、後増して十六員とす、至元十九年崔彧奏して、新に蒙古人の御史十六員を任じ、漢蒙相參して糾察の公平を期せんことを乞うて許されたり。⁽¹⁾ 崔彧は世祖朝の名臣の一人なり、彼れの此の議、固より蒙古人に媚び、世祖の意を迎へたるにあらず、而も彼れ自から漢人たるの身を以て、敢て進んで蒙古人の爲めに檢舉彈劾の特權を分與するに至りし所以のものは、一面崔彧其の人の公正を想見せしむると同時に、又當時の漢人對蒙古人思想の一端を揣摩するに足るものなり。吾人は此の傾向の顯著なる一例として、否寧ろ漢人の自重心の冷却を證すべき一例として次の事實を讀者に紹介す。世祖の至元十五年以後、喇嘛楊璉真加は權臣桑哥と結びて屢、宋の諸陵冢を發き、收むる所の金銀寶器を以て寺塔を修めしのみならず、或は陵骨を草間に放棄し、或は牛馬の枯骼に雜へて一塔

を作りて之を鎮南塔と名けたり、會稽の人唐珪は、私財を投じ壯士を僦ひて窃に之を葬り、林德陽は自ら乞丐に假裝して陵骨を拾ひたりといふ。後世唐林二人を稱揚して義士と爲せども、當時の漢人悉く唐林たらざりしは寧ろ意外といはざるべからず、更に意外なるは當時在朝の漢人出身の大官なり、十五年には蒙古人伯顔、畏吾兒人廉希憲の外、中書省に右丞張惠、參政耿仁、郝禎の諸人あり、二十一二年には平章張惠、左丞史樞、呂師夔、參政張鵬舉、郭佑、張德潤の諸人ありき、而も此の狂僧の狂行に對して何等陳奏論辯する所ありしを聞かず、唐林二人の如きも尙ほ飲泣悲涙天を仰いで長歎せしのみ、一人として大聲疾呼して狂僧彈劾の舉に出づるものなかりき。清人溫睿臨の南宋六陵遺事の序に「余讀楊璉真珈發宋諸陵一事、未嘗不歎息流涕、悲○宋○之○無○人、
：今世祖即位已十五年、平宋已三年矣、伯○顏○希○憲○^{○廉○}之徒、賢臣林立、使○果○有○痛○哭○陳○詞○者、朝○議○必○翕○然○和○之、世○祖○必○爲○感○動、桑○哥○矯○制、必○不○得○施、西○僧○之○奸○惡、必○不○得○料、而○宋○之○諸○臣○環○顧、而○寂○無○一○言、乃○使○掩○骼○之○舉、僅○得○之○玉○潛^{○唐○珪○}、^{○林○德○}、^{○陽○}、^{○號○}諸君子、不知其夷傷亦已甚矣、[○]」とあるもの洵に宜なり。事こゝに至つては、吾人は當時の漢人の殆んど無神經ならざるやを疑ふ。

1 元史卷一七三、崔彧傳。

2 明の張溥の元史紀事本末論正に元代の科擧を評して「好儒名焉而已」にて眞に儒者を任用するの誠意なしといひ、又、

(ロ) 階級制の不徹底。元代の社會に蒙古色目漢人の三階級の存在せしは固より疑なき事實なれども、其の階級の因つて分るゝ所以たる公權授受の規定は決して絶対不變のものにあらず、随つて元代の階級制は印度の四種姓の如きものとは雲泥の差あることを記憶せざるべからず。蒙古人はすべての特權を有し、色目人は準蒙古人の資格を有し、而して漢人は何等の特權を有せざるを原則とすれども、それは實に原則に止まり、事實上多くの例外を認むるなり。漢人にして省院臺の長官ともなり、各路總管府の達魯花赤ともなり、親軍都指揮使ともなり、怯薛にも入りしこと、既に前に述べたる所の如し。若し夫れ各官衙の次官に至つては、概ね是れ漢人に外ならざりき、而して次官の職品は既記の表に於いて見る如く、多くの場合に於いて實に長官と同一なり、時に同一ならざるものもあるも而も僅に一級の差あるに過ぎず、豈啻に之に止まらんや、地方軍民官の長たる達魯花赤の如きは、往々にして之を缺き、次官たる總管又は萬戸を以て總管府又は萬戸府の事を統轄せしめしこと決して稀ならざりしなり。次官既に然り、以下の屬僚に至つては漢人を以て其の大半を占めしや殆んど言を俟たず。今元典章^{卷七}の記載により、大德七年^現現在の内外諸官員數を見るに左の如し。

(色目) 九三八

總員 二六、六九〇 ^{ハ?}	
有品級 二二、四九〇	無品級 四、二〇八
朝官 二、〇八九 漢人 一、一五一 色目 一五一 京官 五〇六 漢人 三五一 色目 五、六八九 外任 一九、八九五 漢人 一四、二三六 ^{ハ?}	儒學教授 八七六 醫學教授 二二二 蒙古教授 九二一 陰陽教授 七三 不係常調 二、一〇六
二、一〇二	

喇嘛教に耽溺して帝師を尊ぶを難じては「名爲尙儒、而先尊元聖、二帝(仁宗文宗)之彬彬、亦葉公之好龍耳、況成武而降哉」といへり(卷九、科擧學校之制の條)。張氏の科擧論徒らに感情に走りたるの嫌ありといへども、喇嘛僧の狂暴を默認したるは、慥に世祖以下諸帝の大失態たるを免れず。

1 田中萃一郎氏の「元の官吏登庸法に就て」(史學雜誌第二十六編二九七頁)参照。同氏の私信によれば、氏は元典章の卷首に存する中書省割文の年次に由りて推定せられしものなり、姑らく之に従ふ。尙ほ元典章の官吏の員數は各數と總數との間に符合せざるものあり、因つて之を傳寫の誤と推測し、字形の類似に基づき、試に小字を以て吾人の所見を附記せり。

右の表により色目(蒙古人を含む)と漢人とを比較せば左の如し。

色目(蒙古人を含む)	六、七八二
有品級	一五、七三八
漢人	

有品級に於いて漢人は他の二階級出身者の合計の二倍以上を占めたり、無品級に於いては其の大半が漢人なりしことは其の職務の上よりも推測せらるるなり。

(ハ) 世祖の儒教尊崇 世祖尤も儒學を好み、儒術を以て政教の根本と爲す、故に平生其左右に居るもの、漢人は勿論、色目人と雖も、儒學に精通せるもの少からざりき。世祖の崇漢主義は宗室一部の反對ありしものと見え、至元五六年頃、西北藩王より詰問を受けしことあり、即ち元史^{卷一}高智耀傳に、「會、西北藩王遣使入朝、謂本朝舊俗與漢法異、今留漢地、建都邑城郭、儀文制度、遵用漢法、其故何如。帝求報聘之使、以析其問。智耀入見請行、帝問所答、畫一敷對、稱旨、即日遣、就道、至上京、病卒……」とある即ち是なり。世祖既に然り、以後の諸帝みな世祖の遺法を守りて違はざらんことを務めたり、時に漢人排斥の令出でざるにあらざりしも、それは特殊なる方面に限られ、又寧ろ蒙古人自衛の計に出づ、固より漢人を窮追して自ら喜びしにあらず。之を前代金の世、漢人が初より契丹人以下の待遇を受けしのみならず、世宗の國粹保存主義により

て更に甚しき壓迫を感じたりしに比し、彼等は寧ろ蒙古人治下に在るを喜びしなるべし。趙翼は其の著二十二史劄記に於いて「元末殉難者多進士」と題して、進士出身の人にして難に殉せしものを擧げ、「國家設科取士、亦不徒矣」と結言せり。擧ぐる所の進士悉く漢人にはあらずといへども、此の事實は亦漢人の元室に對する感情の一斑を想察するに足らずとせず。

(ニ) 宋室優遇。金の宋を攻むるや、其の宗室を待つこと實に峻烈を極めたりき、徽宗欽宗の窮北の地に客死せるは言を俟たず、二帝の子孫近族亦概ね殺されて遺す所なし、宋人の金人を怨むや、蓋し骨髓に徹せり。然るに元人の亡宋の君臣を待つこと頗る寛大なりき、臨安陷るや、宋主繫頸牽羊の辱を受けず、上都に至れば瀛國公に封ぜられ、全太后は世祖の皇后より厚遇せられ、母子の私産は永く世業として免租の特典を得る等、宋室優遇の例數ふるに勝へず、漢人南人の心あるもの、前代の舊事を追想して寧ろ感激に堪へざりしなるべし。

之を要するに、元代の階級制は、世祖の時に至りて確立し、爾來一代を通じて上下の別を存する

1 本報告第二、「本書一五二—二一〇頁」拙稿「金の兵制に關する研究」中の「第二」猛安謀克考を參照すべし。

2 同書卷三〇。

3 同上、「金元二期待宋後、厚薄不同」の條參照。

と依然たりしと雖も、而も各階級の享有せる権利の内容に至つては、頗る不徹底的にして、法文上漢人を羈束すること甚しきものあるに拘らず、事實上意外に寛大なる待遇を與ふるを例とせり。此の如きは、元朝君臣の文明的治道に暗熟せざるの致す所といふを得ざるにあらずと雖も、寧ろ吾人の既に述べたる如き諸般の事情、即ち蒙古人の政事に慣れず、且つ少數なりしと、色目人亦少數にして蒙古人の缺を補ふに足らざりしと、漢人の政治經濟の術に長じ、國民の多數を占めしと等に歸すべきものなるべし、殊に世祖の即位後十餘年の間は、祖先以來の遺業たる南宋征伐のとあり、中國統一の後も、尙ほ日本安南等に對する野心を放棄する能はず、而も世祖自身の宿仇たる皇族海都の容易に恭順を表せざるありしを以て、世祖は漢人殊に新附の南人に對しては、實に疑懼措く能はざりしなるべし、是れ漢人に對する世祖の方針の一面に於いて大に嚴にして、他面に於いて大に寛なりし所以と解せらる。果して然らば、漢人の階級制に對し元室に對して、少くとも表面上、何等の反抗なく不平なかりしと、實に世祖の深謀遠慮に出でたる漢人統治策の大成功ともいふべきものなり。乃ち元室衰亡の原因は之を宗室の内訌、大臣の争權、喇嘛の驕暴、財政の紊亂等に求むべきものにして、決して之を階級制に基づく漢人の不平に歸すべきにあらず、随つて當代戯曲小説の隆興に關しても亦其の原因を他に求むべきにあらざるか、併せ記して他日の攻究を期す。

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

「史學雜誌」第貳拾八編 第四、五、七號
大正六年四、五、七月 頁三三—三七、四七—四七、六八—七三

第一章 緒言

第二章 クリルタイの次第

第一節 候補者の選定

第二節 召集令の發布

第三節 選帝及び其の前後の行事

第三章 クリルタイ開催地の比定

第一節 忽圖刺合罕の選舉

第二節 成吉思罕の選舉

(一) 闊闕納兀兒の大會

(二) 幹難河源の大會

第三節 太宗の選舉

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

三六二

第四節 定宗の選舉

- (一) シラオールド即ちウルメクトの大會
- (二) 金帳の即位式

第五節 憲宗の選舉

第四章 世祖以後のクリルタイ

第五章 クリルタイの紛議

- | | | | |
|------|--------------|------|--------------|
| (一) | 俺巴孩と忽圖剌との即位 | (二) | 太祖の即位と扎木合の反抗 |
| (三) | 太宗の即位拖雷黨の出現 | (四) | 定宗の即位と拔都の態度 |
| (五) | 憲宗の即位と拔都と拖雷 | (六) | 世祖即位の顛末 |
| (七) | 成宗の即位と甘麻剌 | (八) | 武宗の即位と阿難答 |
| (九) | 仁宗の即位 | (一〇) | 英宗の即位と權臣專横の端 |
| (一一) | 泰定帝の即位と英宗の遇弒 | (一二) | 泰定帝の崩御と阿速吉人 |
| (一三) | 文宗の崩御と燕帖木兒 | (一四) | 寧宗の崩御と燕帖木兒 |

第六章 結 言

第一章 緒 言

クリルタイ (Khuriltai) は蒙古語聚會の義なるを以て、其の目的の如何を問はず、其の規模の大小を論ぜず、すべての聚會にも適用せらるべき名稱なれども、吾人の所謂クリルタイは蒙古帝國時代に於いて、國家の重大事件を協議するの目的を以て開かれたる聚會にして、單純なる個人的會議若しくは宴會の如きものを指すにあらず、即ち D'Ohsson 以下西方史家の著述に散見する Couriltai, Kuriltai, Kurultai を意味するものなり。此の名稱は元史を始め、支那の文獻に於いて之を見ること能はず、こゝには單に「大會」の字面を以て意譯するを例とせり、たゞ蒙文元朝秘史には其の續集卷二の末尾に於いて「也客忽哩勒塔」なる語を擧げたり、也客は蒙古語 *yeke* にして大の義、忽哩勒塔は *Khuriltai* にして *Khuriltai* の略なり。故に D'Ohsson 等がクリルタイなる語を以て蒙古國會の義に用ゐて毫も怪む所なきは其の故ありといふべし。

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

三六三

國家の重大事件とは何ぞといふに、第一に合罕即ち皇帝の選舉、第二に外國への出征、第三に法令の頒布等なり。さて蒙古の皇帝は古來選舉に依れること後段詳説する所の如くなるが、此の選帝こそ實に國家至重至大の事件なるを以て、クリルタイといへば直に蒙古の選帝會議と了解せらるゝまでに有名となりしのみならず、かかる選帝制度は實に蒙古帝國乃至元朝の興亡盛衰とも密接なる關係を有せるものと思惟せらるゝが故に、吾人は此の小篇に於いて、専ら此の目的を以て開かれたるクリルタイに就いて研究する所あらんとするなり。

クリルタイの名稱は蒙古の時始めて起りしものなれども、蒙古以前に在りても、支那の北方に據れる諸民族中、此のクリルタイに似たる慣習を有せるもの亦必ずしも稀ならず。今、支那の文獻によりて其の一斑を考ふるに、先づ烏丸と鮮卑とに於いて之を見るを得べし。彼等は其の未だ盛ならざりし時代に在りては、選舉若しくは推薦によりて彼等の君長を定めたり。三國志の魏志卷三十引く所の魏書によるに、烏丸に就いては、

常推募勇健能理決鬪訟相侵犯者、爲大人、邑落各有小帥、不世繼也。數百千落自爲一部、大人有所召呼、刻木爲信、邑落傳行無文字、而部衆莫敢違犯、……といひ、鮮卑に就いては、

其言語習俗與烏丸同。……(檀石槐)長大勇健、智略絕衆、……由是部落畏服、施法禁曲直、莫敢犯者、遂推以爲大人。……自檀石槐死後、諸大人遂世相襲也。

と記す。而して魏志の本文、烏丸の條に、「丘力居死、子樓班年小、從子蹋頓有武略、代立、總攝三王部衆、皆從其教令」とあり。丘力居は漢末、遼西烏丸の大人たり、其の子樓班年少なりしが故に、蹋頓代つて立つとあれば、當時已に父子相續を常例とせしものなり。是に由つて之を觀れば、烏丸も鮮卑も漢末に至りて始めて世襲王制を採りしものにして、其れ以前は實に選舉王制なりしなり、隨つて漢初に匈奴に滅ぼされたる東胡も亦同じく然りしこと、殆んど疑を容れず。ただ如何なる形式によりて君長を選舉せしかは、文獻の全く徴すべきものなきも、恐らくは蒙古に於けると同じく、部落若しくは國內の有力者若干人會議の結果に由りしなるべし。果して然らば之を一種のクリルタイといふこと固より妨げず。

烏丸鮮卑の後裔たる契丹に於いても、亦同様なる會議制度の存在を見るべし。隋書^{卷八}北狄傳契丹の條に、「逐寒暑、隨水草畜牧、有征伐、則酋帥相與議之、興兵動衆、合符契」と記し、舊唐書^{卷一九}北狄傳契丹の條に、「其君長姓大賀氏、勝兵四萬三千人、分爲八部、若有徵發、諸部皆須議合、不得獨舉、獵則別部、戰則同行」と見え、新唐書^{卷一九}北狄傳契丹の條にも、「凡調發攻戰、

則諸部畢會、獵則部得自行」とあり。以上は征戰若しくは調發の際に於ける契丹のクリルタイ的慣習なるが、之と同時に君長選舉の目的を有するクリルタイ的慣習ありしこと、舊五代史外國傳卷一契丹の條に其の徵證あり、即ち、

及沁丹政衰、有別部長耶律安巴堅○阿保機最推雄勁、族帳漸盛、遂代沁丹爲主。先是、契丹之先大賀氏有勝兵四萬、分爲八部、每部皆號大人、內推一人爲主、建旗鼓以尊之、每三年、第其名、以代之、及安巴堅爲主、乃怙強恃勇、不受諸族之代、遂自稱國主。

とあるも是なり。(五代史卷七十二、四夷附錄契丹の條參照)

以上述ぶる所の如く、クリルタイ類似の聚會は、烏丸鮮卑乃至契丹等、所謂東胡民族の間に於いて嘗て均しく行はれしこと、漢史の記載によりて既に明なれども、古來北方民族の雄として最も有名なる匈奴・柔然・突厥・回鶻等の諸民族に在りては、少くとも漢史に於いて此の慣習の存在を傳へざるなり。然れども吾人はたゞ漢史の記載に其の徵證なしといふのみ、此等民族の漢人に知らるゝ以前、此かる慣習の有無に就いては、固より吾人の斷言を許さず。史記及び漢書の匈奴傳によるに、每歲正月諸長少は單于庭に會して祠り、五月龍城に大會して其の祖先天地鬼神を祭り、秋馬肥ゆるや蹄林に大會して人畜の計を課校するを例とし、單于の一族怨を單于に懐けるもの、

或は單于庭に會せず、或は龍城に會せざりきといふ。更に後漢書の南匈奴傳を見るに、「匈奴俗、歲有三龍祠、常以正月五月九月戌日祭天神、南單于既內附、兼祠漢帝、因會諸部、議國事、走馬及駱駝爲樂」と記し、安國單于の條には「單于每龍會議事、師子輒稱病不往」とあり。是れ實に所謂龍城の大會は單に祭神を目的とするものにあらずして、又國事を評議するものたりしことを示す。而して、此の如きは實に後漢時代に至りて始めて起れる匈奴の慣習にあらずして、前漢時代に於いても、將た又、それ以前に於いても同じく然りしものと推測すべきにあらざるか。果して然らば、所謂クリルタイ的慣習の存在は之を匈奴に於いても認め得らるべく、更に一步を進めて頭曼單于以前に於いて、其の東隣の大民族たる東胡同様、君長選舉の目的を以て開かれたる聚會の存在を想像すること、強ちに無稽の臆測とはいひ難かるべし。現に檀石槐出で、鮮卑の古俗を破り、耶律阿保機起りて契丹の舊慣を破れり、たとひ頭曼其人にあらざりしにもせよ、頭曼以前、英雄匈奴に現はれ、古來の選舉制を無視し、自ら立ちて單于と稱し、之を子孫に傳へたるものにあらざるならんや。柔然といひ、突厥といひ、回鶻といひ、又必ずしも初より世襲王制たりしとは斷言し難し。大金國志卷三十、兵制の條に「金國凡用師征伐、上自大元帥、中自萬戶、下至百戶、飲酒會食、略不間列、與父子兄弟等、所以上下情通無閉塞之患、國有事、通野環坐、

畫灰而議、自卑者始議、畢即漫滅、不聞人聲、軍將行、大會而飲、使人獻策、主帥聽而擇焉、其合者即爲特將、任其事、暨師還、戰勝、又大會、問有功者、隨功高下支賞、舉以示衆、薄則增之」とあるは、女真にも一種のクリルタイ的慣習の存せしことを證するものなり。吾人は固より、此の記載に基きて女真の君長は古來世襲なりと速断するものあらば、その必ずしも妥當ならざるを信ずるのみ。

前代の北方諸民族にして既に然りとせば、蒙古民族に至りて、此の種の聚會の漸く大規模となるは、固より偶然にあらず。今姑らく元史の本紀によりて、太祖以後のクリルタイに關する記載を検するに、太祖の即位前二年、帖麥該川の大會を始とし、外國征伐を目的として開かれしもの頗る多く、太宗の六年、達蘭達葩の大會の如く、法令の頒布を目的としたるの例亦決して稀なりとせず。然れども、此の如きは今暫らく措いて論ぜず、こゝには専ら蒙古に於ける皇帝の選舉を目的とせるクリルタイに就いて、其の事實を略述し、以てこの緒言を終るべし。

傳ふる所によれば蒙古の合罕は合不勒 (Khabul) を以て始とす。彼れ果してクリルタイの選定によりて即位せしや否やは、不幸にして明證を缺くも、次の合罕たる俺巴孩 (Anbakhai) は、た

しかに選舉せられしなり。即ち祕史に、

合不勒合罕の後、合不勒合罕の言にて、その七人の子あれども、シヤンゲンセルゲ想昆必勒格の子俺巴孩合罕は普さ忙豁勒を管きたり。(成吉思汗實錄三〇頁)

とあるは、蒙古の俗、合罕即ち皇帝の位は父子世襲にあらざるのみならず、合罕がその後繼者に就いて希望を發表するに當りては、必ずしも己れの子の中より之を選まずして、他の皇族より選ぶことありしを示す。蓋し此の如きは、實子が幼少なるか、不才なるか、他の皇族中に特に適任者あるか、若しくは衆望の歸するものあるかの場合に限られしものなるべく、孰れにしても、寧ろ異例と認めらる。兎も角、合罕が生前、己れの後繼者を指名するの慣例ありしことは、此の記事にて明なれども、俺巴孩は果してクリルタイの選舉を経しや否やは審かならず、而も吾人は第三の合罕の場合より推測して、彼れ亦必ず其の形式を採りて即位せしものなるべきを疑はず。俺巴孩が塔塔兒人に虜はれ、金廷に檻致せらるゝや、使者を蒙古に遣はし、彼れが爲めに報復すべきことを遺命せり。祕史の之を記せる條に、

合不勒合罕の七子の中なる忽圖刺 (Khutula) に言へ。又我が十子の内合答安太石 (Khadaghai) an Taishi に言へて言ひて遣るに、(實錄三一 一二頁)

と見え、忽圖刺の即位の條には、

俺巴孩合罕の、合蒼安、忽圖刺二人を名ざして遣りたるに依り、普々忙豁勒泰赤兀惕は、オナシ 翰難の豁兒豁納黑主不兒ゴルゴナクチユアルに聚ひて忽圖刺を合罕となせり。忙豁勒の樂しき踊り筵會樂しくありき。

(實錄三)
六頁)

とあり。これまた俺巴孩の合罕の候補者として忽圖刺と合蒼安との二人を指名せるなり。然るにクリルタイの決議によりて合不勒の子忽圖刺は當選して合罕の位に即き、前合罕の子合蒼安は落選の不幸を見るに至りしなり。人情を以て之を推せば、俺巴孩の希望は固より其の子を嗣と爲すに在りき、たゞ合不勒の其の子を措きて己れを指名したるの義理にからまれて、心ならずも忽圖刺を加へたるに過ぎざりしなり、而もクリルタイは何等顧慮する所なく、合蒼安に背きて忽圖刺を迎へたり。これ即ち前合罕の意志は必ずしもクリルタイの議決を左右するの力なきことを示せるものなり。

西紀一一八九年(一)帖木眞(Temüdin)はクリルタイの選舉によつて蒙古の合罕となり、始めて成吉思合罕(Chingis Khaghan)と稱し、一二〇六年には、北方民族統一の故を以て、オノン河源の地に開かれたるクリルタイより、更に同じ尊號を上られて第二次の即位式を行ひしこと、

祕史の記載に明なれども、而も其の會議の狀況及び即位の儀式等に就いては多くを知ること能はず。その漸く詳なるを傳へたるは、成吉思合罕の次に即位せる斡歌歹(太宗)に關するクリルタイに始まり、古余克(定宗)・蒙格(憲宗)の選定に就いては最も其の委曲を知るを得るなり。以下クリルタイの形式次第等に就いて述ぶる所、概ね右の三合罕即位に關する東西の記録に據る。

第二章 クリルタイの次第

蒙古合罕選定の目的を以て開催せらるゝクリルタイの次第は、之を第一、候補者の選定、第二、召集令の發布、第三、選帝及び其の前後の行事に分つを得べし。

第一節 候補者の選定

後繼合罕の候補者選定は現合罕の意志に由る、換言すれば現合罕の指名に由る。合不勒合罕が己れの七子を措きて再從兄弟なる俺巴孩を指名し、俺巴孩合罕は己れの子合蒼安と合不勒の子忽圖刺とを指名せしこと既に述べたり。忽圖刺合罕の晩年に就いても、又其の後繼者に就いても、全く傳を失したれば、果して次の合罕候補者を指名せしや否やは明ならねど、祕史の記載より想像するに、也速該(Yesügei)は忽圖刺の指名を受けしも、而も忽圖刺の死と前後して横死を遂げ

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

しを以て、遂に合罕の位に上らず。彼れの死後は、蒙古に内亂起りて久しく空位時代を見、其の子帖木眞の勢力漸く盛にして蒙古再び統一するに至りて、忽圖刺合罕の子阿勒壇を始め、帖木眞の従兄弟等主唱の下に推戴せられ、即位して成吉思合罕と稱せしものなるべし。果して然らば成吉思合罕（即ち太祖）即位の際のクリルタイには前合罕の指定候補者はなかりしなり。

太祖の將に西域征討の途に上らんとせし時、彼は第三韓兒朶（帳殿の義）の首席皇后也遂（Yesü）の注意によりて合罕後繼者を定めんとし、拙赤・察阿歹・斡歌歹・拖雷（Djuchi, Chaghadai, Ögedei, Tului）の四子に向ひ、拙赤より順次に其の意見を述べしめしに、拙赤・察阿歹の二人は「我等二人は罕額赤格（帝なる父）に並行き、力を與へん、……斡歌歹のみは敦厚なり、斡歌歹を云ひ合せん（勸進）……」と答へ、斡歌歹は「合罕額赤格恩賜して言へと云はるれども、何をか申さん、我。能はずといかでか申さん。出来る限慎まんと申さんぞ。久後若我が子孫に、青草に裏むとも、牛に喫はれざる、膏に裏むとも、狗に喫はれざるもの生れば、麋の如く跳越え、鼠の如く順ひ去らしめんか。これだけを申さん。別に何をか申さん、我」と答へ、拖雷は「我は合罕額赤格の名ざしたる兄に、前に居て、忘れたるを心附けて、睡りたるを喚覺して、然諾の伴、赤馬の鞭となりて、然諾より後れず、班列より缺けず、長き出征に出征して、短き（劇し）戦を戦ひて與へん」と答へ

しかば、合罕は之を嘉納して、やがて斡歌歹を以て己れの繼承者と定めたり。（成吉思汗實錄四六）

（二一四七三頁參照）

斡歌歹合罕即ち太宗は、始め其の子曲出（Guchu）を指名し、曲出蚤世せしを以て、更に曲出の子失烈門（Shiramun）を指名せり。古余克（Kuyuk）合罕即ち定宗及び蒙格（Mongge）合罕即ち憲宗は、共に生前其の後繼者を指名せしや否や、詳ならず。假りに指名の事なかりしとするも、之によりて此の慣例の全く打破せられしにあらざること、後文論述する所の如し。

太宗の指名問題及び之に連關する問題にして解決を要するものあるを以て、ついでに之を論ぜん。

太宗は生前、其の孫、失烈門を以て嗣となさんとせしこと、元史卷一定宗紀、卷二忙哥撒兒傳等に明證あるのみならず、D'Ohsson は Rashid-uddin の集史（*Djami' ut-T'avarikh*）に據りて「Ogotai は始めより彼の最愛の第三子 Goutchou を以て帝位繼承者と指定せしが、此の皇子は一二三六年（太宗の八年）支那出征中、湖廣に於いて歿せしかば、太宗は其の嫡長孫 Schiramoun を宮中に招きて愛養し、後日帝位に上らしめんとしたりき」（D'Ohsson, Histoire des Mongols, II, 187-8.）と記す。Goutchou は即ち曲出・闊出・闊除等の字面を以て支那の記録に見ゆるもの、吾人は此の Rashid-uddin の所傳を以て正確なるものと信するなり。然るに、屠寄氏は其の近著蒙兀兒史記の漠北三大汗諸子列

傳に於いて「太宗の始めて嗣と爲さんとせしは合失 (Kasli) にして、合失は元史^{○卷一}后妃表に見ゆる正宮孛剌合眞皇后の出、即ち太宗の嫡長なり」と主張す。今其の理由とする所を按ずるに、

(一) 合失が太宗の長子なることの證としては、(イ) 陳樞の通鑑續編に合失を太宗の長子とすることとなり。(ロ) D'Ohsson の蒙古史によるに、合失は太祖の西夏 (河西^{カシ}) 征伐の際に生れしといふ、太祖の征夏は前後五回あり、第一役は太祖丙寅即位の前年 (一二〇五年) に在り、此時とすれば、定宗より一年前に生れたり。且つ合失の子海都 (Khaidu) は憲宗の二年 (一二五二年) に父の兄弟合丹 (Khadan)・滅里 (Melik) と同じく分土を受けられたれば、其の時、海都は既に壯年なり、此の一事亦合失が太宗の長子たりしを推測せしむべし。

(二) 合失を嗣となさんとせしことは、黑韃事略に「河西解 (即ち合失) 立ちて偽太子と爲る」とあるにて明なり。蒙古の制、立太子の事なし、而も此の記事あるは、太宗の合失を嗣と爲さんと欲せし事の普ねく知れ互り居りしがためなるべし。

(三) 合失は孛剌合眞の子ならんと推測する所以は、此の婦人は太宗の正宮なり、合失を嗣とせんとしたるは、彼れが正宮の子、即ち嫡出なればなるべし、蒙古は嫡庶の別尤も厳しかりしなり。

以上屠氏の論を吟味するに、首肯し難きもの多し。順を逐うて之を批評すべし。

(一) (イ) 元史の世系表・輟耕錄の宗室世系・D'Ohsson の記事には、齊しく定宗を長子とし、合失を第五子とす。たとひ、陳樞が合失を以て長子と爲したればとて、直に之に従つて元史以下の記載を否定すべきに非ず。殊に此等三史料は必ずしも出所を同じうせざるなり、即ち元史には「太宗皇帝七子、長定宗皇帝、次二闊端、次三闊出太子、次四哈刺察兒王、次五合失大王、次六合丹大王、次七滅里大王」(后妃表に業里紇納妃子滅里之母) と見え、輟耕錄には、此の順序全く同じきも、闊出を曲出に、合失を合昔歹に作る。而して D'Ohsson (II, p. 99) には Couyouc, Coutan, Coutehou, Caradjou, Caschi の五人は Tourakina の出、Cadan-Ogoul, Melik の二人は二人の妾の出なりと記す。而して黑韃事略に兀窟解 (即ち斡歌歹) の子として闊端、闊除、河西解、合刺直の四人を數へ、他の三人を言はず、殊に此の書の著者彭大雅の蒙古に至りしは、太宗治世の第二年若しく三年頃なれば、定宗 (一二〇六年生) は已に二十七八歳なりしに、茲に定宗の名を逸せしは、明に後世傳寫の際の誤なるべけれど、河西解 (即ち合昔歹又は合失) を最初に擧げずして第三に數へたるは、これ亦屠氏の説に對する一反證と見らるべきにあらずや。(ロ) 海都分土を受けし年より逆推して、その父なる合失の生年を一二〇五年と定めしは、

如何にも窮説の嫌あらん。蓋し分土を受くるは晚くも二十歳前後ならば、既にその資格あるべく、又海都の生れしは合失の二十歳前後の時とも假定するを得べし。因て屠氏とは反對に逆算するに、一二五二年に海都年二十歳にして、分土を受けたりとせば、一二三三年（太宗五年）に生れしものなり、其の時、合失は若し二十歳なりとせば、合失の生れしは一二一四年（太祖九年）に當る、而して此の年に最も近き征夏の年を求むるに、一二一〇年の第四役なり、假りに一二〇八年の第三役としても、又更に遡りて一二〇七年の第二役としても、合失は定宗より年少なり。況んや、定宗以下五人を以て Tourakina 皇后の出なりとする D. Olson の記事は寧ろ疑ふべき理由あるに於いてをや、若し異腹の出とせば、一二〇七年乃至一二一〇年の間に闊端以下四人の出生を想像すること固より妨げざるなり。

(二) 屠氏は黑韃事略を引用して河西解を嗣と爲し、この證據としたれども、詳かに本文を讀まば、却て闊出を嗣と爲し、ものなることを覺るべし。屠氏は事略の徐霆の疏として引きたるは、實は彭大雅の筆になれる本文なり。今其の全文を掲ぐれば左の如し。

其子、曰闊端、曰闊除、曰河西解、立爲太子、讀漢文書、其師馬錄事。曰合刺直。(以上彭大雅の本文)

(略上) 粘合重山隨屈。尢僞太子南侵、次年屈尢死、按只解代之、粘合重山復爲之助。(以上徐霆の疏)

さて元史卷一四六に粘合重山傳あり、中に「太宗七年從伐宋、詔軍前行中書省事、許以便宜、……」と見え、太宗本紀に「八年冬十月……曲出薨」とあり。即ち屈尢の闊除、闊出、曲出なること疑なし、而して徐霆は屈尢僞太子といふ、因て想ふに、彭大雅の本文、河西解の脚註は傳寫の際誤つて轉倒せしものにして、原書には闊除の脚註たりしこと疑を容れず。然らずんば、徐霆の疏を書くの時、一言之を辨正せずして、漫然「屈尢僞太子」といふべき理あらんや。

(三) 此の論は合失は嫡長なりとの説の成立には全く無効なり。若し之に對して「曲出は太宗の以て己れの嗣と爲さんとせしものなり、Rashid-uddin の記事、黑韃事略の文之を證す、蒙古は嫡庶の別嚴なり、故に曲出は正宮孛合刺合眞の子なるべし」と主張するものあらば、屠氏は何を以て之に答へんとするか。

之を要するに、合失は太宗の長子なりとの説は、陳桎の通鑑續編に之を見れども、太宗が合失を以て己れの嗣と爲さんと欲せりとの證徴は絶無なり。之に反し闊出を以て之に擬したることは、Rashid-uddin 及び黑韃事略に明文あり。殊に闊出の子失烈門を合罕の後繼者に指名したることは、元史並びに Rashid-uddin の記載によりて寸毫の疑ひなき以上は、「太宗は始め闊出を指名し、闊出の夭折によりて更に其の子失烈門を指名せり」とする Rashid-uddin の所傳は寧ろ事實の眞

相と認むべきなり。さて又闊出は定宗よりは年少なりしこと略々疑なく、即ち一二〇六年以後に生れしものとせば、彼の死せし時、即ち一二三六年には、彼は三十歳以下なり、随つて當時の失烈門は十歳前後の幼児にして、太宗の死せし時に於いても、尙ほ十五六歳に過ぎざりしなり。是時に當り、太宗の諸子中、貴由・闊端・哈丹等皆在り、而も之を措いて敢て此の幼孫に傳へんとす之れ決して單に失烈門の「仁心あり天下に君たるに足る」(元史卷一二四、忙哥撒兒傳に見ゆる太宗の語)と思惟せし爲のみにあらざるべし。是に於いて吾人は、蒙古の俗、嫡庶の分嚴なりしに鑑み、太宗の敢て此の幼児を指名して怪まざりしは、失烈門が彼れの嫡長孫たりしが故に外ならずと察するなり。この推測を助くるものは、太宗の七年、三軍を出して宋を征せる時、失烈門の父なる闊出は中軍を總べて襄郢に向へり、夫れ襄郢は敵の主力の集まれる處なりき、闊出をして此の重任を帯ばしめたるもの亦彼れが太宗の嫡長子たりしが故にあらざるか。

第二節 召集令の發布

太祖成吉思汗及び其れ以前の合罕選定の當時は、蒙古の勢力尙ほ頗る微々たるものにて、其の領土も亦甚だ小なりしを以て、那珂博士の言はれしが如く、或は小山に登りて「相談あるから聚れ」と大音にて呼ばはりても、或は數人の飛脚に言ひ觸らせても、事足るべけれど、太祖の晩

年に至りては、蒙古は一躍して歐亞兩大陸に跨れる大國となり、クリルタイに列席すべき王侯貴族大官も其の數頗る多かりしを以て、往年の如き簡易なる方法にては固より間に合ふべくもあらず、乃ち太祖殂落後、新合罕選定の際にはクリルタイの制度大に備はり、開會の次第も漸く井然たるに至れるは自然の勢なり。

太祖の崩後、直に開かれたるクリルタイは合罕の末子にして、Onou, Kerülen 兩河の流域即ち祖先發祥の地に封ぜられたる拖雷の名に於いて召集せられたり、即ち D'Ohsson の記する所に

... Ces princes furent réquis dans les ordons de Tchinguiz-khan, par Toulouï, qui avait été chargé d'exercer la régence jusqu'à l'élection d'un nouveau souverain. (Raschid, Djami ul-Tewarikh, D'Ohsson, Histoire des Mongols, II, 9)

とあるは、元史に「戊子年皇子拖雷監國」(卷一、太祖紀)、又は「太祖崩、自霍博之地來會喪。元年己丑夏至忽魯班雪不只之地。皇弟拖雷來見、秋八月己未諸王百官大會」(卷二、太宗紀)とあるに符合す。

太宗斡歌歹合罕の崩後、其の皇后朶唎格捏 (Döregene) は察阿歹以下諸王の同意を得て制を稱し、癸卯の年(一二四三年)新合罕選定のため、クリルタイ召集令を發布せり。朶唎格捏の名、

祕史卷八に見ゆ、元史の太宗紀及び定宗紀に六皇后乃馬真氏といひ、后妃表に脱列哥那六皇后、乃馬真氏といひ、D'Ohsson には Tourakina に作る。后妃表に太宗の後妃として、第一に正宮孛刺合眞皇后、第二に脱列哥那六皇后、第三に昂灰二皇后、第四に乞里吉忽帖尼三皇后、第五に禿納吉納六皇后、第六に業里訖納妃子を擧げたり。正宮は所謂 Yeko Khairun (大皇后) にして第一位の皇后なれば、昂灰二皇后は第二位、乞里吉忽帖尼三皇后は第三位の皇后なるべし、随つて二人の六皇后あるべき筈なれば、禿納吉納は禿列吉納の譌にて脱列哥那の重出なること推測に餘りあり。又 Döregene (又は Turakina) は祕史卷八によるに、兀都亦惕蔑兒乞惕 (Udai-Merkit) の部長脱黑脱阿 (Tukhugha, Tuka) の子なる忽都 (Khudu) の妻なりしが、一二〇四年(甲子)成吉思合罕が蔑兒乞惕部を破りし時之を虜にして、斡歌歹に與へたるものなり。その乃馬真氏といふは蓋しその實家が乃蠻の人なりしなるべし。D'Ohsson (II, 188) は之を Ouhouse-Merkite (兀洼思蔑兒乞惕) 部長 Tair-oussoun (歹兒兀孫) の妻なりきと記するは、其の出所明ならねど、蓋し誤なり。祕史によれば、歹兒兀孫の妻は忽闌 (Khulan) とし、父と共に降りて成吉思合罕の妻となり、西域征伐の際合罕に随ひ行ける人なり。さて朶剌格捏皇后稱制の事は元史の太宗紀及び D'Ohsson (II, 188) に其の明文あり。而して

皇○后○の○名○を○以○て○ク○リ○ル○タ○イ○を○召○集○せ○し○事○は、○定○宗○紀○に「○太○宗○崩、○皇○后○○朶○剌○格○捏○○臨○朝、○會○諸○王○百○官○於○蒼○蘭○答○八○思○之○地、○遂○議○立○帝」とあるにて疑を容れず。

定宗古余克(貴由 Kyuyuk)合罕の崩後、皇后斡兀立海迷失(Ogul-Gaimish)は皇族拔都(Batu)等の同意を得て制を稱せり。皇后は D'Ohsson (II, 246) によると、Oirat (斡亦喇惕) 部長 Khutukha (忽都合) の女なり。たゞ D'Ohsson は斡兀立海迷失を以て定宗の皇后中第一位に居りしものと記すれど、元史の後妃表に三皇后とあれば、實は第三位の皇后なり。斡兀立海迷失既に制を稱せる以上、新合罕選定のクリルタイは此の皇后の名に於いて召集せらるべきに拘らず、豫てより皇后及び皇后の實子にして且つ意中の候補者たる古余克と不和なりし拔都は、拖雷の未亡人峻魯禾帖尼(Sirkukteni)と結びて、己れの駐牧せる阿刺脱忽刺兀に於いてクリルタイ召集の令を出せり。此の先例を無視せる拔都の行動は、遂に蒙古皇族間に非常なる紛議を醸すに至りしこと、後節に詳述する所の如し。

憲宗蒙格(蒙哥)合罕の崩後、合罕の末弟阿里不哥(Arigu Bukha)はクリルタイ召集の令を出し、も、阿里不哥の兄、忽必烈(Khubilai)は之に應ぜず、別に自らクリルタイを召集して合罕の位に上り、稍、後れて阿里不哥も亦合罕と稱し、兄弟黨を分ちて相争ふこと數年に及び。

以上述ぶる所によりてクリルタイの召集は、或は前合罕の皇子の名に於いてせられ、或は皇后の名に於いてせらるゝを知れり。召集權の所在は之を規定せざるには餘りに重大なり、而も不幸にして文獻の徴すべきものなし。たゞ監國もしくは稱制の任に當れるものが、同時にクリルタイ召集權を享有すべしと推測するの妥當ならんには、前合罕の皇后の一人が其の名に於いて之を召集するを以て常例とすべきに似たり、何となれば、D'Ohsson (II, 246) に、拔都が太宗の皇后朶唎格捏の稱制を承認せしは「此の民族の慣習に依りて」(suivant les coutumes de la nation) なりと記すればなり。前にも一言せる如く、拔都と朶唎格捏皇后とは、素より不和の間柄にて、後には其の召集を待たず、恣に自ら召集令を出したる程なりしなり、而も一たびは朶唎格捏其の人に對して稱制を委任せざるを得ざりしを以て之を察するに、合罕の歿後、其の皇后の稱制は蒙古古來の慣例なりしが故なるべく、D'Ohsson の記事は殆んど之を疑ふの餘地なし。果して然らば太祖の崩後、拖雷が監國となり、召集の令を出し、は、寧ろ異例に屬すべし。想ふに當時太祖の正后孛兒帖を始め、忽闌也遂也速干等有力なる皇后は既に故人となりしか、又は稱制の任に堪ふるほどの皇后なかりしか、又クリルタイの會場は蒙古の本土に限らるゝとの慣例（之は後に言ふべし）より、太祖の末子として蒙古の本土に封ぜられたる拖雷が、其の二兄の諒解若しくは委託

を得て、便宜上監國となり又召集者となりしに外ならざるべし。後年、憲宗の南征陣中に歿せし時、漠北の和林を留守せる阿里不哥は憲宗の皇子にあらずして末弟なりしも、而も自己の名に於いてクリルタイを召集したるは、恐らく拖雷の先例を矜ひしものなるべし。彼れ其の兄忽必烈と位を争ふこと數年、力盡きて遂に出で、降りし時、忽必烈の“*Eh bien ! mon frère, qui de nous deux avait la justice de son côté ?*”と問へるに對して、彼れの“*Autrefois c'était moi, c'est vous aujourd'hui.*” (D'Ohsson, II, 356.) と答へたるは、必ずしも一時の壯語と見るべきにあらず。

第三節 選帝及び其の前後の行事

クリルタイの最も發達したる形式典禮は之を太祖の崩後、及び太宗の崩後に開かれたる合罕選舉の二大會議に於いて見るを得べし、殊に後者即ち定宗の選定せられたるクリルタイの如きは、其の規模の雄大なる洵に古今の偉觀たり。故那珂博士は Howorth の *History of the Mongols* の記事を譯して之を成吉思汗實錄の卷尾に註したるを以て、本誌の讀者は既に熟知せらるゝ所なるべきも、後段世祖以後に於けるクリルタイの存續を論ずるに當りて、其の形式内容の比較を要する場合多きを以て、こゝには太宗選定のクリルタイに就いて D'Ohsson の記載を譯述すべし。此のクリルタイは其の外觀の盛大なる點に於いては、定宗選定のクリルタイに及ばざれども、會議

の狀況、選定の次第は、更に之を詳にするを得べく、而も Howorth の譯文にも逸せられたるに
より、少しく長文の嫌あれど、左に之を轉載す。

一二二九年の春、皇族及び將帥等は Tartarie の各地より來りて Keroulan 河の畔なる成吉
思汗の大斡兒朶に集まれり。裏海の北に位せる地方より Ourda, Batou, Schiban, Tangeoute,
Berea, Bergatchar 及び Touca-Timour 等 Djoutchi(拙赤)の諸子を始とし、Tehagatai(察阿
歹)は三河流域より其の兒孫を伴ひ來り、Ogotai(斡歌歹)は Inil 河流域より、Udjuken
(斡惕赤斤)は蒙古の東邊、女直の隣地より來りて、新君主の選定まで監國の大任を委ねられ
たる Toulouï(拖雷)によりて迎へられたり。

クリルタイの最初の三日は饗宴と歡樂とにて費され、第四日に至り、大會の會員は始めて皇
帝の選舉に關して熟議せり。多數の意見は拖雷推戴に傾きしかば、大臣耶律楚材は大に其の
間に斡旋して、斡歌歹のために賛成者を集め、以て成吉思汗の遺志に酬い、且つ皇族諸大官
の反目乖離を未發に防がんと欲せり。拖雷は楚材の意見に従ふことを躊躇せず、直に會衆に
向つて斡歌歹は先考の指名せる相續者たることを宣言し、且つ成吉思汗の遺言書を朗讀せし
めたり。是に於いて皇族等は斡歌歹に向つて直に汗位に上るべきを勧めしに、彼れは之に答

へて「我が兄弟伯叔父等は我よりも最高位に上るべき資格あり、我は特に拖雷を推薦せん、
蓋し彼れは常に先考に侍したるを以て最も善く先考の感化を受け、その訓言を諳んじ、その
法令に熟し得べき人たればなり」といへり。皇族等乃ち曰く、「御身を相續者に選びしは成吉
思汗なり、我等いかでか先君の意志に背きて自ら恣に行ふことを得ん」と。而も斡歌歹は猶ほ
頑として君主の大權を領受することを拒みしかば、會衆も殆んど爲す所を知らず、四十日は
徒らに飲食の中に過されしが、妖術者占星師が最大吉日とせる四十一日目に至り、彼れは始
めて皇族等の懇請を容れ、兄察阿歹と叔父斡惕赤斤とに導かれて君主の寶座に就き、拖雷は
杯を捧げたり。同時に天幕の内外にては帽を脱ぎ帯を肩に投げ掛け、九たび膝を屈して斡
歌歹を拜し、彼れの繁榮のために誓詞を上り、*Caru* (合罕) の號を呼びて祝意を表せり。

(Simon of St. Quentin が Benedict the Pole より傳聞したるものによると考へらるゝ記録
によるに、誓詞の内容並に之に次ぐ儀式に關して頗る之と異なる而もかなり詳細なるもの
あり (Vide Rockhill, 21-22, note).) 新君主は會衆一同を隨へ、天幕より出でて三たび跪きて
天日を拜し、斡兒朶の周圍に充滿せる群衆も亦天日に向つて同様の禮拜を爲せり。やがて蒙
古人の君長等は再び皇帝の天幕に入り、宴會を開きて此の嚴かなる日を祝へり。皇族の男子

は玉座の右に、皇族の婦人は左に座を占め、多數の若き奴婢は食物と飲料とを彼等に捧げたり。

幹歌歹を帝位に即かして、皇族一同は彼れの子孫に永く忠實なるべきを誓ひしが、其の誓詞は次の如く珍奇なるものなりき、曰く「我等は陛下の子孫に、草の上に投げても牝牛に喫はれざる、膏の中に置いても狗に取られざる一塊の肉残れる限りは、他の皇族を帝位に置かざらんことを誓ふ」と。

幹歌歹は先考の財産即ち亞細亞の分捕品を運び出さしめ、之を皇族將帥及び士卒に分賜せり。ついで勅して舊俗に従ひ、三日の間、先考の靈前に食物を供へしめ、文武大官の家族より、最も容色秀麗なる婦女四十人を選ばしめ、美麗なる衣服と高價なる金銀珠玉とにて飾らしめり。Rashid-uddin の所謂「かの世に於ける成吉思汗の侍女」として、送り遣はせり。世に稀なる若干の駿馬も同じく野蠻なる忠義の犠牲とせられたり。(P'Olsson, II, 8-13.)

第三章 クリルタイ開催地の比定

第一節 忽圖刺合罕の選舉

合不勒俺巴孩二合罕選舉のクリルタイ開催地に就いては、全く文獻の徵すべきものなく、俺巴孩死後のクリルタイに至りて秘史は始めて次の如き記事を殘せり、曰く「俺巴孩合罕の、合答安忽圖刺二人を名ざして遣りたるに依り、普き忙豁勒泰赤兀惕は、幹難の豁兒豁納黒主不兒に聚ひて、忽圖刺を合罕となせり。忙豁勒の樂しき踊り筵會樂しくありき。忽圖刺を君に戴くと、豁兒豁納黒の繁れる木の周圍に助だけの溝、膝だけの窪となるまで踊れり(實錄三)と。豁兒豁納黒は Gorgonak にして小河の義、主不兒は Djibur にして河原の義なり、而して幹難の豁兒豁納黒とあれば、此の小河は今の Onon 河の上流に入るものなること推測に餘あれど、今の何れの河に當るべきか詳にし難し。或は後年成吉思合罕の勢猶ほ微々たりし時屢々駐牧せる Kimurkha (今の Chimurkha) 河にてもありしか。

第二節 成吉思合罕の選舉

(一) 闊闊納兀兒の大會。阿勒壇・忽察兒・撒察別乞等の發議して成吉思合罕を選舉したる第一回のクリルタイは秘史^三によるに、「古咧勒古山の内なる桑古兒小河の合喇主嚕堅の闊闊納兀兒」(成吉思汗實錄^{一三四頁})に開催せられしなり。古咧勒古 (Gürelgü) 山は今の巴爾哈 (Barkha) 嶺にして、桑古兒 (Sengür) 河は水道提綱の孫可勒河、清一統輿圖の僧庫爾河にして、今は Senküür 河とも云ひ、

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

Onon 河の上流なる Khurkha 河と其の上源相接し、Khurkha 河は東流して Chinnurkha 河等を合せて Onon 河に入り、Senkür 河は南流して Kerülen 河に入る。合喇主嚙堅は一に合喇只嚙堅に作り、那珂博士は小山の名(實錄六頁六)と註せられしも、其の位置知るべからず。闊闊納兀兒は Kökö-naghur にて青湖の義なれど、Senkür 河の畔には此の名を有する湖なし。一統輿圖には河の西に無名の一湖あり、露文亞細亞地圖には河の東に Khorkhoitu 湖あり、同名の小河東方より來りて之に注ぐ。若し祕史及び上記の地圖の傳ふる所共に誤なしとせば、所謂闊闊納兀兒は或は Senkür 河畔の二湖中、其の一に比定せらるべきか。

然れども闊闊納兀兒の名は太宗の秋の行宮の所在地として Rashid-uddin によりて傳へられたる Kenké (Kensché は誤寫)(D'Ohsson, II, 85) 又は Gueca (D'Ohsson, II, 195) 湖を聯想せしめ、同時に憲宗の秋の行幸地、若しくは秋の行宮の所在地として元史三卷憲宗紀(卷二七、祭祀志にも)に見ゆる顆顆腦兒及び軍腦兒を聯想せしむ。顆顆腦兒と Kenké (Gueca) 湖とは、其の名稱の近似と、共に秋の行宮の所在地たるによりて全く同一なるを知り得べく、顆顆腦兒と軍腦兒 (Gün-naghur) とは兩者共に憲宗の秋の行幸地にして其の祭天の場所に近く、且つ Kökö は青色の義、gün は深水、暗黒色の義、而して Kökö-naghur の名は其の湖の深くして水色青く見ゆるを以て其の名を負ひしかと思

はるゝが故に、兩者は畢竟異名同湖なるべし。辯僞錄卷三に憲宗の行幸地として記されたる君腦兒も、元史五卷一世祖紀に Kerülen 河に近き湖として記されたる口溫腦兒も、蓋し共に右の軍腦兒と同じきものなるべし。然らば、西方の文獻に Kenké, Gueca 湖として傳へられ、支那の文獻に顆顆及び軍・君・口溫腦兒として傳へられたる此の有名なる湖水は、今の何れに比定すべきかといふに、北方には之と同名の湖水多きが故に、その比定は甚だ困難なり。たゞ Rashid-uddin によりて、Kengké 湖に近き太宗の秋の行宮は和林より四日程の處に在り(D'Ohsson, II, 85)し事と、元史によりて憲宗の秋季に天を日月山に祭り、日月山は顆顆腦兒の西に在る(卷三憲宗紀、卷七二祭祀志郊祀上)事とを知るのみ、而して日月山は成吉思汗實錄引く所の王禕の日月山祀天頌に「日月山在和林之北」と見え、金史四卷二地理志昌州(今の張家口外 Chagan Balgasun)の條に、州の東に近き狗灤の北五百餘里に日月山ありといへば、其の漠北にあるべきは推測せらるゝも、詳かに位置を定むるに由なし。強ひて之を求むれば、太祖成吉思汗の哈老徒行宮の所在地たる今の嚙老台 (Kalotai) 湖の地方は所謂薩里川 (Saghari-kegher 撒阿里的原) にして、太祖以來の舊蹟なり、而して Kalotai 湖の南なる Gun 湖は D'Anville の地圖の Kouen-omo, 一統輿圖の衰泊にして、軍腦兒、君腦兒、口溫腦兒と其の名を同じうするを以て、太宗憲宗等の秋の行宮は此の湖の近傍に存し、憲宗祭天

の場所として有名なる日月山は此の湖の西に在りしものならんか。

更に想ふに成吉思合罕の尙ほ帖木真といひし頃、一日蔑兒乞部人に襲はれて不見罕山に逃げ入り、妻孛兒帖は虜はれしも、己れは身を以て免かれ、やがて不見罕山より下り出でし時、山神の恩を謝し、灌奠祈禱を捧げて天日を祭りしが、若し彼れの祭天の場所たる不見吉 (Kerülen 上流の岸の名) を以て、日月山と同地なることを假定するを得しめば、當面の問題なるクリルタイ開催地は今の Senkür 河の西に當りて青湖の名を有するもの、附近なるべく、随つて祕史の闊闊納兀兒、元史の類類腦兒乃至 Rashid-uddin の Kenké, Gneea 湖も皆之に比定せるべく、又軍腦兒・君腦兒・口溫腦兒は今の Gün-naghur (衰泊) なりと云ふを得べし。

(二) 幹難河源の大會。成吉思合罕第二回の即位の時即ち一二〇六年のクリルタイは「Onon 河の源」に於いて開かれしこと諸書異辭なきも、所謂源は發源地と解すべきにあらずして之に近き上流の平野に外ならざるべし。而も今は Onon 河の源を以て Kentei 山脈の北麓より出づるものとせども、當時は固より南麓より出づるもの、即ち Barkha 河又は Khurkha 河の源を以て然か稱したるものなるべし。而して成吉思合罕の前後の事蹟より考ふるに、彼の即位式を擧げたる「Onon 河の源」は Khurkha 河畔殊に Chimurkha 河附近の平野なるべし。

第三節 太宗の選舉

太宗幹歌歹の選舉せられたるクリルタイの開催地は、祕史によれば「客魯噠の闊迭兀阿喇勒」といひ、元史太宗紀には「怯綠連曲雕阿拉」と記し、親征録には「怯綠連河曲雕阿蘭」に作る、即ち Kerülen 河の Ködeghü-Aral, 又は Ködeghü-Aral といふ Ködeghü, ködeghü は荒野、草原の義、aral は島の義なれば、Kerülen 河の河中島にて開かれしなり。太宗紀の編者は、大會の地を曲雕阿拉、即位式ありし地を庫鐵烏阿刺里と書き、兩者相異なるものとしたるは、例の粗漏より起れる誤解なるに、清の乾隆朝の史臣は毫も之に想到する能はずして、例の術學的に、前者を齊達勒敖拉に、後者を奎騰阿喇勒に改め、D'Ohsson (II, 8) は此の誤を襲うて、Tsidal-Ola は「強き山」の義、Coutfun-Aral は「冷島」の義なりと註せり。又つ Ködeghü-Aral は祕史に闊迭額阿喇勒にも作り、元史の憲宗紀に 闊帖兀阿蘭、明宗紀に闊帖傑阿刺倫と書く、皆同一名の轉訛に外ならず。然らば Ködeghü-Aral の位置如何と云ふに、祕史には「大忽哩勒塔^{クツルタ}に會して、鼠の年^{太宗の十二年}」(實錄六)とあれば、即位の七月に客魯噠河の闊迭額阿喇勒の朶羅安孛勒荅黑 (Dologhan Boldak) 失勒斤址克 (Shiginchek) 兩の間なる幹兒朶思 (Ordos) に下馬して居る時、書きて畢へたり。」(實錄六)とあれば、即位の大會も同じ地に於いて開かれしならんも、さて Kerülen 河の河中島は何處にありしか、又今尙

ほ昔のまゝに存するや否や、實査の上ならでは詳かにし難きを以て、那珂博士も之に就いては一言せられず、たゞ此の斡兒朶(帳殿)は太祖の第一斡兒朶なることに言ひ及ばれしのみ(實錄六七)。(一頁參看)。若し吾人の臆測を許されんには、或は Senkir 河の會流點附近の Kerülen 河中の島なりしか。

因に言ふ。右のクリルタイの開期に就ては、D'Ohsson (II, 8) には一二二九年の春諸王侯諸大帥等會合し、四十一日目に至りて始めて Ogotai の即位を見たることを記し、元史本紀によれば、同年秋八月己未即位とあり。さて八月己未は二十四日に當り、Julia 曆(以下西曆)にては九月十三日に當るを以て、此のクリルタイは實に支那曆七月十四日、西曆八月四日を以て開會せしものなり。即ち D'Ohsson に此の年の春を以て開會せしが如く記するは記者の疎漏にして、參列者の集合は春より秋の初にかけて行はれ、全員揃ひたるを俟ちて始めて開會せしは即ち秋の初なりしなるべし。

第四節 定宗の選舉

元史^{卷二}定宗紀に「太宗崩、皇后臨朝、會諸王百官於荅蘭荅八思之地、遂議立帝。元年丙午……秋七月即皇帝位于汪吉宿滅禿里之地」とあれば、クリルタイは荅蘭荅八思に開かれ、即位式は

汪吉宿滅禿里に於いて擧げられたるものゝ如きも、此の記事は殆んど全く信憑するに足らざるものなり。今先づ其の仔細を述べ、而して後地名の比定に言ひ及ばん。

(一) シラオールド即ちウルメクトの大會。定宗古余克(Küyük)を選定せる一二四六年のクリルタイを目撃せる耶蘇教僧 Plano Carpini の紀行には、開會地の名を言はず、唯 Küyük の居りし帳殿に關して「蒙古人は此の帳殿を Sira-Orda と呼ぶ」(Rockhill, p. 21) と記するのみなれども、D'Ohsson は波斯の蒙古史家 Alai-uddin 及び Rashid-uddin の記録に基きて「故皇帝の夏季の行宮にて Gueca 湖に近き處に召集せられたる大會は一二四六年の春に至りて始めて開かれたり」(II, 195) と記し、又その後文には「Sira-Ordon と名づけられたる此の場所には二千の白き天幕あり……」(II, 197) とす。別に「その後、彼(太宗 Ogotai)は Ormektona と名づくる處に往きて全き夏の住所を定めたり。彼は金欄にて裏を飾れる白き毛氈にて造られたる支那風の天幕に住へり。その天幕は千人を容るゝに足り、その名を Sira-Ordon とすべし」(84-85)と見ゆ。やて Gueca は別に Keuké にも作られ、元史の顛顛にして太宗の秋の行宮所在地なりしことは既に詳説を経たれば、之を夏季の行宮と記せるは著者の誤解たるや疑なく、クリルタイの開會の八月に在りしこと、後文考證する所の如くなれば、こゝに春とあるは固より誤なり。D'Ohsson

には Sira-Ordou (正しくは Sira-Ordo) を以て帳殿の名とも帳殿ある地の名ともありて、稍、明瞭を缺くの嫌あるも、而も太宗の夏の行在所 Ormektona に Sira-Ordo の名を有する帳殿ありて、クリルタイがその處に開催せられしこと疑なかるべし。又 Sira-Ordou の Sira-Orda と同名同地たりしこと固より言ふを須ひず。人或は、Sira-Ordo (Sira-Orda) は黄帳の義にして皇帝の帳殿を指せるもの、之を以て某地に限られたる名稱とするは穩當ならずと言はんも、決して然らず。蓋し (イ) D'Ohsson の記事に「Sira-Ordou と名づけられたる此の場所に……」とあるは何よりの證據なり。(ロ)太宗の四季の行宮には、それらの天幕(帳殿)あり、然るに Ormektona の天幕のみを Sira-Ordo としひて他に及ぼさざるによりて之を考ふるに、皇帝の行宮は必ずしも皆 Sira-Ordo と稱せられしにあらず。(ハ)太宗の夏秋冬三季の行宮は憲宗の世に於いても全く同じかりしことは、元史憲宗紀の記載を一見するもの、均しく首肯する所なり。而して其の六年の條に「夏五月幸刺兀魯朶」とあるは、Ormektona を Sira-Ordo としひ習はしたるにより、偶々、こゝに別名を以て現はれしものに外ならず、憲宗の夏季の行在所は殆んど Ormektona に限られしなり、尙ほ七年の夏の條に「還幸月兒滅怯土」とあるなど味ふべし。

然らば Ormektona 即ち Sira-Ordo の位置如何とすべし、D'Ohsson は Tinkowski の Voyage

à Pékin の記事によりて「恰克圖の南約二十二リーグ、庫倫街道に當り、Sahara 河に近き Our-mouktoui」を以て之れに比定し^(H. 84)、Rockhill は「恰克圖の南約六十哩なる Urmukhtin」或は之れならんとて、大體 D'Ohsson の比定に賛成せり(p. 22)。さて今の Urmuktui, Urmukhtin は古の Ormektona と其の名に於いて相同じきこと明なりとすへども、太祖の行宮ならんには兎も角、太宗の行宮としては如何にも餘りに遠隔の地なり。太宗已に Karakorum に宮殿を築き、其北約十邦里内外の地に春の行宮を置き南、翁金(Onkin)河畔に冬の行宮を置き、更に Karakorum より四日程(約三四十邦里)の某處に秋の行宮を置きたるに由つて之を察するに、夏の行宮は此くまで隔絶せる處とは思はれず。今の Urmukhtin は Karakorum の故址 Frdenidsu より十二三日行程の距離に在り、而して太祖以來特に記念すべき地にも非ず、單に避暑のみの目的ならば、漠北の地、寧ろ其の多きに苦むべく、Karakorum 附近とすへども避暑地として恰好なる地を發見すること蓋し甚だ容易なるべし。要するに今の Urmukhtin は昔の Ormektona にあらざりしが如し。殊に Rockhill も已に注意せるが如く、Plano Carpini の紀行に「Sira-Orda は Karakorum より半日行程の處に在り」と明言する以上は、吾人は一應此の記事に就いて吟味する所なかるべからず。今、O. Raymond Beazley の校訂を経て、一九〇三年倫敦に於て發行せられたる Texts

and Versions of John de Plano Carpini and William de Rubruguis による R. Hakluyt の譯文を見るに、

... Whereupon they haue neither villages, nor cities among them, except one which is called Cracurim, and is said to be a proper towne. We ourselues sawe not this towne, but were almost within halfe a dayes iourney thereof, when we remained at Syra Orda, which is the great court of their Emperour. (p. 108)

とあり、即ち Carpini 等一行の滞在せる Syra-Orda より約半日行程の處に Cracurim 即ち Karakorum ありしことを示す。抑 Pl. Carpini は Karakorum の名を歐洲に紹介せる最初の人なれども、彼は自ら明言する如く、遂に其の地を訪はざりしなり。Karakorum は蒙古國の首府なり、支那風の壯麗なる宮殿は十年前の建築に係り、そこには此の地方に見るべからざる市街もありしなり。若し Sira-Orda (正しくは Sira-Ordo) にして果して Karakorum より半日行程の近處に在りきとせば、Sira-Ordo 附近に約四ヶ月の久しき滞在をなせる此の旅行者が嘗て一たびも之を訪はざりしこと、頗る不審なり、是れ或は Sira-Ordo の地が Karakorum を距ること甚だ遠きが故にて、即ち今の Urmukhtui (又は Urmukhtin) に比定せる D'Ohsson 説の成立を助くるものなる

べしとの論起らずともいひ難し。如何にも論者の難ずる如く、不審といへば不審なり、然れども Pl. Carpini 自身の記述には何等疑を容るゝの餘地なく、原文譯文共に傳寫の誤あるの形跡を留めざる以上、之を疑ふは疑ふものゝ無理なり。Sira-Ordo (即ち Urmektoua) の位置の、他に全く記載なき間に於て、「Karakorum を距ること半日行程なり」との此の記載は、吾人に取りては最も珍重すべきものにして、論者の言ふが如き薄弱なる理由のみにては、決して之を抹殺すべきにあらざるなり。唯此の旅行家は Sira-Ordo が Karakorum より何れの方向にありしかを言はざるを遺憾としたるに、幸なるかな、吾人は大藏經嶽帙收むる所の至元辨僞錄の記載により、Sira-Ordo は Karakorum の南方に在りしことを知るを得たり。その文に曰く、

丙辰年 ○憲宗六年西
紀一二五六年 五月那摩大師再共少林長老、… 竝上合刺鵝林、預待李志常等、共對朝廷、與先生每、大行辯論、以七月十六日觀帝於鵝林城之南昔刺行宮、帝引諸師入內、溫顏接話、並賜金帛、(卷三、一六
右一七左)

合刺鵝林は合刺和林、Karakorum にして、鵝林は和林と同じく其の略稱なることは言ふまでもなし、而して昔刺行宮の昔刺兀魯朶、Sira-Ordo と同じきことは、音に其の字音の酷似せるよりのみならず、七月中、憲宗の此の地に在りしことによるも、殆んど斷言するを得べし。果して然

らば Sira-Ordo は Karakorum (即ち今の Erdenidsu) の南、半日行程の處に於いて之を求めたるべからず。さて元史に散見する迦堅察寒 (Gegen-Chagan) 殿は太宗の離宮にして今の Chagan 湖附近に在りしものなるが、地理志の原註には之を以て「和林北七十餘里」(元史卷五八) に在りとし、波斯の記録によれば、「Karakorum より一日行程の處」(D'Ohsson, II, 84) なりとす。即ち Sira-Ordo と Erdenidsu との距離は Gegen-Chagan と Erdenidsu との距離の二分の一なり。Sira-Ordo は恐らくは Erdenidsu より上流なる Orkhon 河畔に在りしものなるべく、而して其地の原名は Ormektü たりしなるべし。D'Ohsson の Ormektona は元史の憲宗紀に月兒滅怯土、月兒滅怯、欲兒陌哥都などに作る。窃に想ふに、月兒滅怯土は最も原音に近く、月兒滅怯は「有る」「屬する」等の義を有するを省さしもの、欲兒陌哥都は Ormektü を訛りて Orbektü となりしもの、Ormektona は Ormektü の訛にして語尾の a 又は e は「に」「に於いて」等の義ある後置詞の誤つて附加せられたるものなるべし。又、Sira-Ordo の對音として支那の文獻に残れるものは、既記の昔刺兀魯朶、昔刺行宮の外に、元史^{卷一}五〇 郝和尚拔都傳に見ゆる「宿瓮都」あることは、既に那珂博士が成吉思汗實錄^{二頁}二頁に於いて指摘せられたる所なり。

(一) 金帳の即位式。Pl. Carpini の紀行によるに、選帝の會議は Sira-Orda (即ち Sira-Ordo)

に於いて行はれしも、即位式は、更に三リーグ乃至四リーグ距たれる處に設けられたる金帳の名ある天幕に於いて擧げられたり。今先づ左に Rockhill の譯文(p. 21-22)を録し、次に其の位置を考ふべし。

Coming out of the tent (the Sira-Orda), we all rode together to another place some 3 or 4 leagues distant, where there was a fine large plain near a river flowing between mountains where another tent was set up, and it is called by them the Golden Orda: and here it was that Cuyuc was to have been placed on the throne on the day of the Assumption of our Lady (15th August); but it was deferred on account of the hail which fell, to which I have referred previously. This tent rested on pillars covered with gold plates fastened with gold nails and other woods, and the top and sides of it were covered with baldakins; the outside, however, being of other kinds of stuff. Here we remained until the feast of Saint Bartholomew (24th August), when there assembled a great multitude, and they all stood with their faces turned to the south, some of them a stone's throw from others, going ever farther and farther away, making genuflexions towards

the south. . . . After doing this for a long while they went back to the tent, and placed *Cuyuc on the imperial seat*, and the chiefs knelt before him; and after that the whole people did likewise, except ourselves who were not his subjects.

さて金帳に就いては、宋の彭大雅は其の黑韃事略に於て「凡韃主獵帳所在、皆曰窩裏陀、其金帳、柱以金製、故名」といひ、徐霆の同書疏證には「霆至草地時、立金帳、想是以本朝皇帝親遣使臣來、故立之、以示壯觀。 . . . 其製即是草地中大氈帳、上下用氈爲衣、中間用柳、編爲窓眼透明、用千餘條索、拽住。闕與柱、皆以金裹、故名。中可容數百人。韃主帳中所坐胡床、如禪寺講座、亦飾以金。后妃等次第而坐、如枸欄然」とあり。彭徐二人は相前後して蒙古の太宗朝に出使せるもの、其の親しく目撃する所を記すること、Pl. Carpiniと同じ、其の金帳に就いて言ふ所悉く相符合するは固より怪むに足らず。さて金帳の名の由來は右の如しとして、次に其の所在地を推定せんに、先づ *Sira-Ordo* より三乃至四リーグとあれば、約半日行程の距離なり、山間を流るゝ一河に近き美しき大平野に設けられきとあれば、或は *Orkhon* 河の上流にして *Sira-Ordo* よりも更に西南に在りしものか。若し進んで吾人の臆説を述べしめば、*Orkhon* 河の一支流 *Gorikhin* (一統輿圖の郭羅和) 河の平野に在りしものなるべし。今少しく此の臆説ある所以を述べん。

元史^{卷四}世祖紀に「中統元年四月阿里不哥僭號于和林城西按坦河」といひ、同書^{卷一八}阿剌兀思剌吉忽里傳に「愛不花尙世祖季女月烈公主、中統初、總兵討阿里不哥、敗闊不花於按檀火爾歡之地」とあり。さて火爾歡は蒙古文祕史に見ゆる豁囉罕、豁囉歡、豁兒歡 (*Gorokhan, Gorkhan*) などと同じく、今の蒙古語 *Gorikhan* と同語にして小河の義なるべく、按坦、按檀は今の *Altan* の對音にて金の義なるべし。果して然らば耶律鑄の雙溪醉隱集卷五、金蓮花甸と題する詩中の金河は右の *Altan-gorkhan* の意譯にして畢竟同一河の異名にあらざるか。今左に其の詩と原註とを掲ぐ。

金蓮花甸

金蓮花甸涌金河、流遶金沙漾錦波、何意盛時遊宴地、抗戈來俯視龍渦。和林四百餘里、有金蓮花甸、金河界其中、東匯爲龍渦、

陰崑千尺、松石叢壘、俯視龍渦、環繞平野、是僕平時往來漁獵遊息之地也。

作者耶律鑄の傳は、元史^{卷一四六}に見ゆ、中に曰く「阿○里○不○哥○叛、鑄棄妻子、挺身自朔方來歸、世祖嘉其忠、即日召見、賞賜優厚。中統二年 . . . 冬詔將兵備禦北邊、後徵兵扈從、敗阿○里○不○哥○于○上都之北」と。即ち末句に所謂「抗戈來」は疑もなく阿里不哥征討の軍に従へるをいへるなり。さて阿里不哥は其の母と共に *Karakorum* に近き帳殿に住せること *Rockhill* 譯註 *Rubruck* 紀行

(pp. 222-3)に見え、彼の據つて叛せるは Karakorum の西 Altan 河なりしこと前述の如くなれば、耶律鑄が Karakorum の西百餘里に在りとする金河は、元史の按坦河又は按檀火爾歡と同一なりと認むること固より妨げざるべし。さて金河即ち Altan-gorkhan は Karakorum 即ち今の Erdenidsu の西百餘里 (Karakorum と Ugei-nor との距離に相當すべし) とすべし、今の Djir-matai 河即ち當時の哈刺和林河の上流に至るべきも、かくては Orkhon 河の西に連なれる山地を横斷せざるべからず。殊に Sira-Ordo と Karakorum の南にて略ぼ Orkhon 河畔に在ること前述せし所の如くなるを以て、當面の問題なる Altan-gorkhan 即ち阿里不哥の住せる斡兒朶の所在地は、之を Orkhon 河の上流に求むること寧ろ穩當なるべし。地圖を按ずるに、恰も其の地方に當りて西方より來りて Orkhon 河に會流する一小河あり、名を Gorikhin とす、蓋し蒙古語小河の義を有する Gorikhon の訛なれど、之を以て河名とすること必ずしも偶然ならず、想ふに古名 Altan-gorkhan の Altan を逸したるものならんか。更に吾人の想像を許さんには、此の河を Altan 小河と呼びしは、定宗即位の際、此處に金帳を設けしがために後久しく金帳の蒙古名 Altan Ordo を傳く、阿里不哥自立の頃には Altan の名は其地を流る、小河の名となり、後に Altan の名消えて、小河の蒙古語 Gorikhon, Gorikhin のみ河名として存するに至りしものにあらざるか。以上餘りに想像を逞うせる嫌なきにあらざるも、猶ほ自から多少の根據ありと信ずるを以て、姑らく所思を披瀝して大方の叱正を俟たんとするなり。

(三) 荅蘭荅八思の大會。かく定宗選舉の場所と即位の場所とが異なることは、動もすれば人をして元史定宗紀の荅蘭荅八思を以て Sira-Ordo に擬し、汪吉宿滅禿里を以て金帳所在の地名と爲さしむるの恐あり。然れども此の如きは全く危険の説にして、(イ)元史によれば荅蘭荅八思の大會ありし翌年を以て汪吉宿滅禿里の即位式を行ひしものなるに、Pl. Carpini によれば、選舉も即位も同じ年の秋に行はれしなり。(ロ)荅蘭荅八思は Karakorum の北、約十邦里にして、汪吉宿滅禿里は今の翁金 (Onkin) 河畔にあること果して那珂博士の説(成吉思汗實錄六) (二〇、六一二頁)の如しとせば、其の間の距離三十邦里乃至四十邦里に上りて、Sira-Ordo 金帳間の僅かに四邦里乃至五邦里なるに合はず。博士は又、「大會の開かれたるシラオルドはオルメクトの黄帳とすれば、定宗紀に汪吉宿滅禿里とあるに合はず。カルビニは、目に睹たる事を述べて誤なかるべければ、定宗紀の地名は誤れるにや。又はこの時シラオルド即黄帳を汪吉の地に設けて、即汪吉の地をもシラオルドと云へるにや。猶ほ考ふべし」(實錄六) (一三頁)といひて疑を存せられしに、屠寄は博士の説を承けて「設在月兒滅怯土之地、即爲月兒滅怯土之失刺斡兒朶、設在汪吉之地、即爲汪吉之失刺斡兒朶、可也。

蒙古謂藏經之僧寺曰蘇默圖、即宿滅禿里之異文、汪吉之地蓋有此寺（蒙元史記古）と論斷せり。此の論一見可なるが如きも、少くとも太宗定宗憲宗の世に於ては *Sira Ordo* は一定の地の名稱にして、單に黃帳といふべきものにあらざることは、既に詳説を経たれば、茲には繰返すの要なし。又、汪吉は *Rashid-uddin* 等波斯人の記録に見ゆる *Onq-ki* 即ち太宗の冬の行宮ありし處なり、而して憲宗の時にも同じく然りしことは、憲宗紀三年の條に「十二月駐蹕汪吉地」とあるにて推測せらる。然るに、前に引用せる *Pl. Carpini* の紀事にて明かなるが如く、一二四六年のクリルタイは西曆七月下旬（支那曆六月上旬）に開かれ、即位式の終りしは、八月下旬（支那曆七月上旬）なり、即ち夏の末より秋の初にかけて行はれたり。此の季節に於いて汪吉の地にクリルタイを開催せりとは思はれず、況んや、「夏の行宮ある地」に開催せりとの明證あること既に述べたる如きものあるに於いてをや。要するに、元史の記載は *Pl. Carpini* の其れに一致せず、故に誤謬なりと結論せざるを得ず。而して元史の編者が此かる甚しき誤謬を敢てせし理由について考ふるに、汪吉宿滅禿里は *Ormektu* の他の對譯、例へば汪兒滅吉禿又は汪滅吉禿などの誤寫か、若しくは汪吉河附近の某地の名と混同せしものにて、實は *Ormektu* に於て即位式否クリルタイを開きしことを記せんとしたるものなるべし。*Ormektu* の名は元史には憲宗紀の記載を以て始見とす

れども、已に太宗の世に於いて存在せしこと、*Rashid-uddin* 等の言ふ所の如し、故に當時の史料を取扱ふものが、月兒滅怯土、欲兒陌哥都の外に、尙ほ二三の異なる對譯を試みたるべきことと推測に餘あり。

然らば蒼蘭荅八思の大會なるものは如何といふに、吾人は此の點については元史の記事を尊重して、一二四五年若くは其の以前に開かれたるクリルタイを傳へしものと認む、而も後文述ぶるが如く、一二四四年には更に別地に於いてクリルタイの開かれしことを信すべき理由あるが故に、蒼蘭荅八思のクリルタイは一二四五年に在りしものと推定す。蒼蘭は蒙古語 *tala*, *talani* の對音にして草原の義、荅八思は峠の義を有する *dabaghan* の複數 *dabaghlas*, *tabās* の對音なるべし。元史太宗紀に「六年夏五月帝在達蘭達葩之地、大會諸王百僚、諭條令、……」の達蘭達葩は *Talan-daba* にして、其の年の秋の條に「帝在八里里荅蘭荅八思之地、議自將伐宋、……」とある八里里は、泉、清水の義ある *bulak* の動詞の形 *bulaklaku* の對音にして、元史卷一察罕傳に見える清水荅蘭荅八思の清水に相當するものなるべし。さて其の位置に就いては未だ明證を發見せざるも、太宗定宗時代に於いて、屢大會を開ける地なりしに由つて之れを察するに、*Karakorum* とは餘り遠からざりしもの、如くなれば、雙溪醉隱集卷五に見ゆる「達蘭河在和林北百餘里」の達蘭

河の畔に在りきとする從來の説は正鵠を得たるものなるべし。たゞ達蘭河は今の何河に比定すべきものなるか未だ詳ならねど、其の和林(今の Erdenidsu)の北百餘里とあると、達蘭の語義の草原なるとによりて之を推測するに、大約今の察罕泊 (Chagan-Nôr) の北、額歸泊 (Ügei-Nôr) の南に在りしものなるべし、蓋し元史地理志和寧路の原註に「迦堅茶寒殿在和林北七十餘里」とあり、而して此殿は今の察罕泊(當時の揭揭察哈之澤)より其名を得たるものなるが故に、當時の里程の標準は略ぼ之に由りて推測せらるればなり。一統輿圖を見るに集爾瑪台河は一旦察罕泊に入り、再び出で、東北流し、南より來る博爾哈爾台と名くる一小河を合せて鄂爾渾河に會す。所謂達蘭河は察罕泊以北の集爾瑪台河或は其の支流の博爾哈爾台河なるべし。

(四) 也只里河の大會。蒼蘭答八思のクリルタイに先だちて、一二四四年を以て也只里河に於て一たびクリルタイを開きしことあり、即ち元史^{卷一}速不台傳に、

壬寅太宗崩、癸卯諸王大會、拔都欲不往、速不台曰、大王於族屬爲兄、安得不往、甲辰遂會於也只里河、丙午定宗即位、……

とあるもの其の徵證なり。屠氏の説に曰く、

按太宗崩於辛卯、而曰壬寅傳誤也。定宗之立、巴禿^都始終未預會議、考西書可知、而傳稱甲

辰遂會也只里河、亦誤。也只里、秘史作額埒兒、內府圖作額德爾、洪譯俄圖作鄂登爾、即薛涼格河之南源、在和林西。古余克汗以癸卯夏至葉密立河、北族例當避暑、及秋移軍入阿勒台山一路游牧、又當住冬、必至甲辰春夏間、始能至額埒兒水上。速不台傳謂、癸卯諸王大會、蓋拔都以癸卯歲、奉召集大會之信、非即以癸卯爲會期也、謂甲辰遂會於也只里河者、會以甲辰地也。也只里、召集時期會之詞如此、然諸王畢會、而拔都仍未至、曰遂會者、史臣傳聞之誤也。甲辰之會、舊紀未書、西書亦略、獨速不台傳著之、其時其地、頗合事實、特斟補於此。^(蒙元史)

^(記、古余克汗本紀)

蓋し正論なり、従ふべきなり。秘史の額埒兒(一本額迭兒に作る)は今 Eder 又は Eter と云ひ、Selenge 河の南源にして、Potanin, Breitschneider 等の諸氏は、長春真人の西遊記に所謂乃滿國窩里朶にして、後に成吉思汗の第四の行宮となれるものは、即ち此の Eder 河畔に在りしものと推定し、那珂博士等亦此の説に従はれたり。かゝる歴史ある地方なるを以て、クリルタイ開催地としては、稍々西方に偏せる嫌あるに拘らず、尙ほ之を以て也只里河に比定するの不可ならざるを信ず。

上來述ぶる所により吾人は太宗崩後のクリルタイは前後三回開催せられ、第一回は甲辰(西紀

一二四四年)の年也只里河畔に開かれ、第二回は乙巳(西紀一二四五年)の年、荅蘭荅八思に開かれしも、共に故ありて流會となり、第三回即ち丙午(西紀一二四六年)の年七月(西紀八月)月兒滅怯土、一名昔刺兀魯朶に於いて開かれたるクリルタイによりて、始めて貴由(即ち定宗)を選定せしものと考定す。

第五節 憲宗の選舉

憲宗即位の際も、クリルタイは前後三回の開催を見、第三回のクリルタイに於いて始めて決定して即位の式を擧げたり。今順を逐うて左に之を述べし。

(一) アラクタクの大會。一二四八年四月(戊申春三月)定宗崩じ、急使先づ拖雷の未亡人唆魯禾帖尼(Simukutani)及び拔都(Batu)の處に至る。是より先き拔都入朝せんとして東に向ひ、Cayalicより七日行程を隔つる Alactac 山に至りて、此の凶音に接す、乃ち馬の足疲れたりと稱して、其の地に駐牧し、舊慣に依りて定宗の皇后 Ogul-Gaimish を推薦して稱制せしむると同時に、自ら使者を四方に出してクリルタイを Alactac に召集せり(D'Ohsson, II, 245-6)。Alactac 大會の開期に就いては明文なきも、吾人は元史^{卷一}の兀良合台傳の記事によりて之を己酉の夏四月(西紀一二四九年、五月又は六月)と推定するなり。其の記事左の如し。

己酉定宗崩、拔都與宗室大臣議立憲宗、事久未決、四月諸王大會、定宗皇后問所宜立、皆惶惑、莫敢對、兀良合台對曰、此議先已定矣、不可復變、拔都曰、兀良合台言是也、議遂定。

定宗の崩ぜし年を己酉とするは戊申の誤にして、皇后の大會に臨席せるが如くいへるも亦誤なれども、己酉四月に大會を開きしことを傳へたるは、元史の例の怪我の功名なり。而してこの己酉四月の大會こそ實に D'Ohsson の所謂 Alactac 大會ならざるべからざること、以下敘述する所によりて自から明なるべし。屠氏が「己酉四月會期：一(蒙兀兒史記)と記するは、蓋し吾人と同一根據に立ちたる推定ならん。

然らば Alactac の位置如何といふに、この地は元史に所謂「阿刺脫忽刺兀」なるべし、即憲宗紀に「歲戊申、定宗崩、朝廷久未立君、中外恟恟、咸屬意於帝、而覬覦者衆、議未決、諸王拔都、咸會于阿刺脫忽刺兀之地、」とあるものは是なり。屠氏は阿刺脫忽刺兀を阿勒台山忽刺兀と改め、今の阿拉套(Alatau)山を以て之比定し、其の理由を述べて曰く、「地名見舊紀、惟改脫作台、譯憲紀及拔都補傳均作阿勒塔克。按圖、今新疆精河直隸廳之北、與俄屬七河省之南、兩界上有阿拉套山、其山爲阿勒台山脈西支、不甚高大、蒙兀謂之阿勒塔克、克者釋義爲微高山、中有水二源、北曰博羅托拉、南曰烏魯塔克薩雷、合而東流入鄂畢淖爾、烏魯塔克即阿勒塔克之異文、明此水源

出阿勒塔克山中也、薩雷者黃色也。此山之陰、元初爲合兒魯兀惕之地、東與太宗分地葉密立昆連、定宗西巡葉密立、巴禿東迎至阿勒塔克。按之當日情事地形、甚爲符合。又按、忽刺兀之對音爲烏蘭、蒙兀語紅色、蓋以山之石色命名、阿勒塔克則以山之形勢得稱」と。此說可なるが如くにして未だ可ならず、先づ阿刺脫忽刺兀を阿勒台忽刺兀と改めたるは如何。次に Ala-tau の一名に Alak ありとは寡聞にして未だ知らず。又鄂畢淖爾は洪鈞の中俄界圖に額畢淖爾と見え、今の Ebi 湖ならんも、之に注ぐ博羅托拉 (Borotala) の支流は洪圖には烏魯塔克薩雷河と記し、一統輿圖には鄂托克賽哩河とし、露文の亞細亞圖には Urtasarik 河とあり。鄂托克賽哩は鄂魯托克賽哩の誤にて、烏魯塔克薩雷の異譯、Urtasarik は Urtak-sarik 又は Urtak-sarik の訛ならんも、孰れにしても、河名は Urtak にして Urtak にあらず、隨て假令 Alak は Ala-tau の別名なりとするも、Urtak 河とは同名なりと云ふべからず、況んや之を以て Alactac に比定せんとするが如きは、決して穩當なるものにあらず、殊に D'Ohsson に「Cayalie より七日行程を隔つる Alactac 山」とある以上は、Cayalie 街道に沿へる地方なるべきを以て、Urtak-sarik 河の流域にはあらざりしなるべし。但し D'Ohsson には aux monts Alactac とあれば Alactac は山、否寧ろ山脈の名なるが如く、隨つて今の Ala-tau 山脈に比定すべきものゝ如きも、クリルタイの開催地の名として

山脈の名を言ふは怪むべし、強ひて解すれば、Alactac 山地の義ならんも是れ亦穩當なりと云ふべからず。因つて吾人は D'Ohsson の aux monts を au lac の誤として之を今の Ala-kul 湖に比定せんと欲す。ちて Ala-kul 湖は Kalmuk 士人によりて Alak-togul-Nor と呼ばれること、Ritter (Erdkunde, II, 388.) の言ふ所、一統輿圖に阿拉克圖古勒泊と云ひ、水道提綱に阿拉克圖克勒淖爾に作る。また、元史の阿刺脫忽刺兀は、Alak-tugul の指小辭 Alak-tugulakhun の對音なるべし。Alak は斑の義にして tugul は犢の義なり、D'Ohsson の所謂 Alactac は元史の Alak-tugulakhun の訛れるものとするは寧ろ穩當なる解釋なりと信ず。殊に注意すべきは D'Ohsson は Alactac の位置を記するに當りて「Cayalie より七日行程の處」と云ひ、特に Cayalie に言及せることはなり。吾人は此の記載に由りて Batu の東行するや、必ず Cayalie を經由し、更に七日にして所謂 Alactac に到着せることを推測せざるを得ず、隨つて Alactac は Cayalie より蒙古に至る街道に沿へる地なりしことを信ずるなり。さて成吉思汗西域親征の行軍路は長春真人の行程と同じく、大體今の Urnutsi より Ebi 湖邊を經由せるものなるべきも、憲宗の時、西域に赴ける劉郁は懺に Omyl 河に沿ひ Ala-kul 湖の東を南に下りて Ebi 湖邊に出でしものゝ如し。(Bretschneider, 125: 西) 唯彼等は Kopai 即ち昔の Cayalie を經由せざりしが、Batu の Alactac 駐牧及びクリル

タイ召集の時より前後僅に數年を隔て、此の地方を旅行せる Plano Carpini と Rubruk とは、共に Cayalic より東行して Ala-kul 湖南に出で、其の東に沿うて北行し、Omyl 河畔に出でしことは、其の紀行(Rockhill, 15-)によりて明なり。之を要するに、屠氏が元史の阿剌脫忽刺兀を阿勒台忽刺兀と改め、Alai 山脈の支脈なる紅色の山と解し、之を今の Ala-tau 山脈に比定せしは牽強の嫌なきにあらず。又、Ala-tau に Alak の別名ありとし、之を D'Ohsson の Alactac に擬せるは、多少の理由なきにあらねど、猶未だ穩當ならず。乃ち吾人は元史の記載に重を置き、Alactac の原名を Ala(k)-tugula-khun といふ aux monts Alactac は au lac Alak-tugula-khun の訛誤と認め、更に Cayalic (今の Kopul) より東七日行程の距離を參考して今の Ala-kul 湖の東畔なる或る地點に於いてクリルタイを開催せしものと推定す。

(二) 闊帖兀阿蘭の大會。元史の憲宗紀に「元年辛亥夏六月西方諸王……東方諸王……西方諸大將……東方諸大將……等、復大會于闊帖兀阿蘭之地、共推帝、即皇帝位於斡難河」とありて、大會と即位式とが同じく六月の内に行はれしが如くに記すれども實は然らず。六月は即位の月にして闊帖兀阿蘭 (Ködeghü-Aran, 闊迭兀阿喇兒 Ködeghü-Aral) 大會の月にあらず、加之、闊帖兀阿蘭の大會に於いては憲宗は未だ確實に選定せられしにあらず、斡難河に於いてもクリルタイは開かれ、之にて確定し、即位式を挙げしなり。以下其の理由を述べべし。

一二四九 (己酉) 年、Alactac の大會參列者は蒙哥 (Müngge) 推戴を可決せしが、外には斡歌歹・察阿歹兩家の峻烈なる反對あり、隨つて參列者少數なりしがため、強ひて之を確定議として直に蒙哥を擁立せんには、動もすれば、内亂を激成するの恐あり。是に於て大會は「更に來春を期して Onon, Kerülen 兩河の源に近き太祖の舊土に於て第二回の大會を召集せん」と決議せしこと、D'Ohsson(H, 250) の明記する所なり、元史に「復大會于闊帖兀阿蘭地」とあるは、即ち此の決議の實行に外ならず。但し闊帖兀阿蘭の大會が果して豫定の如くに一二五〇 (庚戌) 年の春を以て召集せられしか、將た少しく後れて夏に入りて召集せられしかは詳にし難きも、兎に角、此の年の春の間に Kerülen 河上流の地に開かれ、拖雷未亡人其の會を司どり、別兒哥等が來會皇族の牛耳を執りしこと疑を容れず(D'Ohsson, H, 251-2)、而も此の大會も反對派の齊しく缺席せるため、遂に流會となりしことは、別兒哥が闊帖兀阿蘭に赴きて約一年の後、命を拔都に乞ひ拔都も遂に意を決し斷然蒙哥推戴を議決すべしと返答したりとの D'Ohsson の記事(H, 252)によりて明白なり。

(三) 斡難河の大會。是に於てか第三回のクリルタイは當然召集せられざるべからず、而して

其會期は一二五一（辛亥）年春夏の頃に在るべし、何となれば別兒哥が拔都の命を乞ひしは「彼が蒙古の地に赴きて待つこと一年の後」とあるによりて一二五一年春と推定せられ、それより拔都の陣營に至れる使者の往復に費されたる日子を見積りて春の末か、夏の初に開かれしものと考へらるべければなり。さて拔都の命令によりて第三回の大會は開かれしも、而も來會の王侯大官等は尙ほ、直に蒙哥選定を敢行せざりき。彼等は協議の末、更に使者を Ogul-Gaimish 及び Yesü Mungge の二人に送りて最後の妥協を試みたり。その結果として Ogul-Gaimish の二子及び Shiramun は始めて出席を承諾し、且つ其の期日をも通知し來れり。蒙哥派の人々は喜んで之を待てり、而かも期日を過ぎて尙ほ遂に來らざりき。是に於いて彼等も今や妥協の餘地なきを悟り、終に最後の決議を爲し、此年七月一日（支那曆六月四日）を以て蒙哥の即位式を舉行するに至れり（P'ohsson, 1)。
(H, 252-3)。

即位式舉行の場所は、元史によるに斡難（Onon）河の畔なり、波斯の記録には之を以て最後の大會の場所と同一なりと記するのみにて、其の地名を傳へず。若し波斯の記録據るべしとせば、Onon 河畔は即ち第三回の大會及び即位式ありし處ならざるべからず。又想ふに、此年春夏の頃、開かれたる大會の決議により、（イ）Karakorum 若くは其の附近に居れる Ogul-Gaimish 及び Shiramun 等と、別に Almalik 即ち Tii 河邊に居りし Yesü-Mungge との間に使節の往來ありき。（ロ）使節が Shiramun 等の來會を約せる返書を受取りて還りし後、大會は彼等の來るべき期限まで待ちしなり。（ハ）期限經過後、始めて最後の決定を爲し、即位式の日取の協議に移り、占星師に命じて、其日を選ばしめ、やがて式を擧げたるは、西曆七月一日、支那曆六月四日なり。即ち此の年の春若くは夏の初より即位式の當日までの間には、都合三重の日子を徒消すべき事情ありしなり。若し此の大會も、前回の大會と同じく、Kerülen 河上流なる闊帖兀阿蘭に開かれ、其處にて最後の決議ありしものとせば、隨つて即位式を擧げんがために特に Onon 河畔に赴きしものとせば、夏の内には決して完うする能はざりしなり。而も事實上、六月四日に即位式を行へるに由つて之を察するに、Onon 河畔に移りて後、大會は又開かれこゝに全く蒙哥の選定を了へ、同處に即位式を擧げしものと推定せざるを得ず。

之を要するに、憲宗即位の際のクリルタイは、定宗の場合と同じく、前後三回に互り、第一回は一二四九年 Alactae に於て、第二回は一二五〇年 Ködeghü-Aral（又は Ködeghé-Aral）に於いて、第三回は一二五一年 Onon 河源附近に於て開かれしものなり。

憲宗に次いで皇帝となれる世祖及び世祖以後に於いても、クリルタイ若しくはクリルタイ的慣

習の依然として存せしこと次章に述ぶる所の如くなれど、其の開催地は何れも明白にして何等考證の必要なきを以て、悉く省略に従ふ。

第四章 世祖以後のクリルタイ

世祖忽必烈 (Khubilai) は西紀一二六〇年五月五日 (庚申三月二十四日) 開平に於けるクリルタイによりて蒙古合罕の位に即きしが、之に不平なる皇族大臣等は別に漠北 Orkhon 河の上流按檀火爾歡 (Altan-Gorkhan) の畔に於てクリルタイを開き、同年五六月の交 (庚申四月) 世祖の弟阿里不哥 (Arigu Bukha) を擁立せしかば、爾來互に兵を出して相争ふこと數年、一二六四年八月二十一日 (至元元年七月二十八日) 阿里不哥出でて降るに及んで、世祖始めて蒙古帝國を一統せり。世祖の即位はクリルタイの形式を執りたれども、實は自立と同じかりしこと次章に詳述する所の如し。然れども、人もし之を以てクリルタイ制度の廢絶と爲さば、吾人はその見解の正鵠を得ざることを主張せざるを得ず。世祖即位の際のクリルタイには、勿論有資格者全部の來會を見ざりき、即ち其の形式に於いても内容に於いても頗る不完全なるものなりき、而も此の故を以てクリルタイの廢絶を言はんには、定宗または憲宗即位の際に於いて既に廢絶せしものと

はざるべからず。吾人の既に述べしが如く、定宗選舉のクリルタイには拔都の如き最も有力なる皇族の來會を肯んぜざるものありしが、次の憲宗選舉のクリルタイには太宗の子孫及び其の與黨は斷然出席を拒絕せしなり。世祖即位の場合と定宗憲宗即位の場合とは、其のクリルタイの不完全なりし點に於いて、其の間大なる逕庭を見ざるのみならず、世祖崩後、帝位繼承の際常に執れる形式は依然としてクリルタイの存續を證明するものなり。本章に於いては主として此の事實を提示して、クリルタイの制度は、ひとり世祖以前に行はれしのみならずして、元一代の典制なりしことを明にせんとす。

世祖は至元十年二月嫡長子眞金 (Chinkin) を以て皇太子と爲し、之に冊命を與へたり、曰く「咨爾皇太子眞金、仰惟太祖皇帝遺訓、嫡子中有克嗣服繼統者、豫選定之、是用立太宗英文皇帝、以紹隆丕構、自時厥後、爲不顯立冢嫡、遂啓爭端、朕上遵祖宗宏規、下協昆弟僉同之議、乃從燕邸、即立爾爲皇太子、積有日矣、比者儒臣敷奏、國家定立儲嗣、宜有冊命、此典禮也、今遣攝太尉左丞相伯顔、持節授爾玉冊金寶、於戲、聖武燕謀、爾其承奉、昆弟宗親、爾其和協、使仁孝顯于躬行、抑可謂不負所托矣、尙其戒哉、勿替朕命」(元史卷一一五裕宗傳。元文類卷一〇)と。さて太祖以來明かに帝位繼承者を定めざりしが爲めに遂に爭端を啓きたるに鑑み、眞金を以て皇太子と爲すと宣したる

以上、世祖の崩後、眞金は當然帝位を繼承すべかりしなり、即ち眞金は世祖の指名によりて將來開かるべきクリルタイに於ける候補者となりしものにあらずして、クリルタイの決議を俟たずして帝位に上るべき資格を與へられしなり。此くて世祖は敢て祖法を破れり、而も恬然として「上遵祖宗宏規」と宣す、何等の強辯ぞや、たゞ眞金の聰明仁慈人君の徳を備ふることは、世祖の威力と相俟つて能く諸王群臣をして此の先例打破に對して沈黙を守らしめたり。然れども世祖の崩後、果して眞金はクリルタイの決議を経ずして直に皇帝たるを得しや否や、彼れは世祖に先だちて天死せしを以て、之を事實に徴するに由なかりしも、之を成宗以後の例に照すに寧ろ疑なき能はず、蓋し成宗も世祖在世中、立太子の事あり、而も尙ほクリルタイの決議に由りて僅に即位せしものなればなり。

成宗名は鐵木耳 (Temür) 眞金の第三子なり、至元二十二年十二月父の薨去によりて三十年六月皇太子に立てられ、三十一年正月世祖崩ずるに及んで、北邊の軍中より上都に還りしが、皇族中、成宗の即位を喜ばざるものあり、議容易に決せず、伯顔・玉昔帖木兒等の非常手段によりて、同年四月遂に即位するを得たり。元史^{卷一}二七伯顔傳には「成宗即位于上都之大安閣、親王有違言、伯顔握劍立殿陛、陳祖宗寶訓、宣揚顧命、述所以立成宗之意、辭色俱厲、諸王股栗、趨殿下拜」と

あるのみなれども、玉昔帖木兒傳の記事は更に當時の情形を盡せり、曰く、

三十年成宗以皇孫撫軍北邊、玉昔帖木兒輔行、請授皇孫以儲闈舊璽、詔從之。三十一年世祖崩、皇孫南還、宗室諸王會于上都。定策之際、玉昔帖木兒起、謂晉王甘麻刺^{○成宗の長兄}曰、宮車晏駕、已踰三月、神器不可久虛、宗祧不可乏主、疇昔儲闈符璽既有所歸、王爲宗盟之長、奚俟而不言、甘麻刺遽曰、皇帝踐祚、願北面事之、於是宗親大臣合辭勸進、玉昔帖木兒復坐曰、大事已定、吾死且無憾。皇孫遂即位。^(元史卷一)

皇族大臣相會して定策の事を議す、是れ即ちクリルタイなり、皇族中の最有力者たる甘麻刺 (Khamala) の推戴の辭によりて衆議一決す、是れクリルタイに缺くべからざる形式なり。更に成宗即位の詔を見る、中にいふ、「顧惟眇質、仰荷先皇帝殊眷、往歲之夏、親授皇太子寶、付以撫軍之任、今春宮車遠馭、奄棄臣民、乃有宗藩昆弟之賢、戚畹官僚之舊、謂祖訓不可以違、神器不可以曠、體承先皇帝夙昔付託之意、合辭推戴、誠切意堅、朕勉徇所請、於四月十四日即皇帝位」^(元史卷一八、成宗紀)と、是れ立太子の事あるも、必ずしも、直に皇帝たる能はず、更に宗藩昆弟戚畹官僚の合辭推戴を要することを示すものにあらずや、況んや之に關する西方の記録は、之を以てクリルタイと爲すに於いて何等躊躇する所なきに於いてをや、即ち Rashid-uddin は曰く、

國會の開かるゝや、Temour○鐵木耳
即ち成宗の母にして攝政たりし Gueukdjin○闊
闐眞は Camala○甘
麻刺の帝位を争ふの色あるを見て、最も善く皇祖成吉思汗の訓言を服膺せるものに寶位を與へん、是れ先帝の遺志なりと宣言し、さて曰く、卿等各その知る所を發表して列席諸公の決定を乞ふべしと。Temour 先づ口を開きて流暢に之を誦了せしが、Camala は稍、澁滞し且つ曖昧なる節ありしかば、之を聽き較べたる會衆は一齊に Temour こそ皇帝たるべきものなれと大聲に呼ばはりたり。(D'Ohsson, II, 506-7, note.)

かくて成宗即位の後諸王駙馬に對して賜與の事あり、元史成宗紀に「中書省臣言、陛下新即位、諸王駙馬賜與、宜依往年大會之例、賜金一者、加四爲五、銀一者、加二爲三、……」とあるもの、即ちクリルタイの一行事に外ならず。

成宗の大徳九年六月皇子德壽を立て、皇太子と爲す、その冊命(元典章卷一、詔令一)には、太祖世祖の規模宏遠にして、預め儲嗣を建てたるは式古と合するにより、朕も祖宗の成憲に恪遵し、昆弟と允協して嫡子德壽を皇太子と爲せる趣を述べたり。然るに同年十二月德壽は薨じ、十一年正月成宗また崩ぜしかば、茲に繼承問題は紛糾し來りしが、其の年五月のクリルタイは成宗の小兄蒼刺麻八刺 (Darmabala) の子海山 (Khaishan) を以て皇帝に推戴せり、海山は即ち武宗なり。武宗即

位の詔に「遽聞宮車晏駕、迺有宗室諸王貴戚元勳、相與定策於和林、咸以朕爲世祖曾孫之嫡裕宗正派之傳、以功以賢、宜膺大寶」(元史卷二、武宗紀)の語あり、又波斯の史家 Vassasi が武宗の即位式に就いて傳ふる所を見るに、

Kaischan (海山) の即位式は故例に依り、占星師の指定せる日時に於て、莊嚴に執行せられたり。執行委員に任せられたる七人の上席皇族中、四人は先づ Kaischan を導きて白き毛氈の上に坐せしめ、ついで二人は彼を擁して玉座に著かしむれば、残りの一人は彼に酒杯を捧げたり。次に師巫等皇帝の萬福を祈り Kuluk-khan の尊號を上れり。(D'Ohsson, II, 528-9, note.)とあり、尙ほ Vassasi は一週間の饗宴、莫大なる金銀布帛の恩賜ありし事を述べたり。是れ皆クリルタイ制度の依然として當時に存在せしことを示すものに外ならず。

武宗即位の年六月、同母弟愛育黎拔力達 (Ayurhalibada) を立て、皇太子と爲す、冊命の文は元典章に錄せられ、中に「乃遵裕皇居東宮舊制」一の語あり、裕皇は眞金の廟名裕宗をいふ、即ち世祖が眞金を立て、太子と爲せるの例に遵ふの謂なり。至大四年正月武宗崩じ、三月太子即位す、即ち仁宗なり。即位の詔に曰く「……先帝奄棄天下、勳戚元老、咸謂、大寶之承、既有成命、非與前聖賓天而始徵集宗親議所宜立者比、當稽周漢晉唐故事、即正位宸極、朕以國恤方新、誠有

未忍、是用經時、今則上奉皇太后勲進之命、下循諸王勸戴之誠、三月十八日於大都大明殿、即皇帝位……」(元史卷二、四、仁宗紀)と。如何にも既に皇太子なり、往時のクリルタイによつて始めて選ばるゝとは比すべきにあらざるが如しと雖も、而も果して此の自信あらば何を以て逡巡踟躕すること此の如くなるや、又何を以て特に皇太后の勲進諸王の勸戴を俟つことをなさんや、己に皇太后諸王勲舊の勸進を俟つて始めて即位することを得たりとせば、曩に皇太子の命ありしは猶ほ往年の候補者指名のこと、何の擇ぶ所あらんや。兎に角、既に皇太子冊立の事あるに拘らず、その即位の詔に於いて特に此かる辯解的宣言を爲さざるを得ざりし所以のものは、當時猶ほクリルタイ制度の容易に破却し去る能はざりしを證するものなり。Yassai は Bouyant Craan (普顏篤皇帝即ち仁宗) 推戴のクリルタイに會せる皇族は其の數一千四百に達し、その身分に應じて各七百乃至一千の驛馬を隨へたること、一週間の饗宴ありしこと、毎日四十の牝馬、四千の羊を屠りしこと、葡萄酒、馬乳酒、乳、乾酪等の量之に準ぜしこと、占星師の指定する時刻に新帝は南面して錦繡を以て飾られたる殿中の玉座に著きしこと、成吉思汗の子孫は玉座の右に、Djoutchi Cassar の子孫は左に、后妃は床几に坐し、而して文武の大官は其の位階に應じて室の内外に列せること、玉座の前には寶石もて飾れる無数の瓶、杯などの備へられしこと、新帝には Bouyantoue Craan

の名を上りしこと、諸王諸將は故例に基づき膝を屈し宣誓を爲して杯を捧げしこと等を述べたり。(D'Ohsson, II, 350-1, note) 又以て仁宗の即位式が全然クリルタイの形式を襲用せしことを見るべし。

仁宗の延祐三年十二月嫡子碩德八剌 (Shodibala) を立て、皇太子と爲し、四年閏正月建儲の詔を天下に發布し、六年十月玉冊を授くるの詔あり、皆載せて元典章に在り。七年正月仁宗崩じ、三月太子即位す、即ち英宗なり、即位の詔にいふ所、亦前代諸帝のそれと其の趣意を同じうす。

至治三年八月英宗は弑せられ、九月泰定帝即位し、有名なる俗語體の即位の詔(元史卷二、九、本紀)を發布す。之にも、世祖の嫡派にして裕宗の長孫なると、諸王駙馬勲舊の合辭勸進とに由る旨を縷述せり。翌泰定元年三月皇子阿速吉八を立て、皇太子と爲す、致治元年七月帝崩じ、九月太子上都に即位せしが、大都を守る權臣燕帖木兒等之を認めず、クリルタイを開きて武宗の子の繼承を主張し、先づ圖帖睦爾(文宗)を立て、阿速吉八の黨を破り、尋いで文宗の命を以て和世球(明宗)を勸進して、天歷二年正月和寧(和林即ち Karakorum)の北に即位式を擧げしが、漠を度りて京師に入るの途次、明宗暴かに崩じ、皇太子圖帖睦爾復た帝位に即く、時に同年八月なり。以上の事實は皇太子冊立の事ありと雖も、必ずしも帝位を繼承する能はざりしことを示す。

文宗の至順三年八月を以て崩ずるや、皇后及び燕帖木兒等は諸王百官を京師に會し、明宗の子

懿璘質班を推戴し、十月即位す、即ち寧宗なり、即位の詔は彼の即位するに至りし理由を辯明せるものなり、寧宗在位僅に一ヶ月にして崩じ、兄妥懽帖睦爾（順帝）立つ、その即位の詔を見るも、猶ほ一種のクリルタイによりて推戴せられしなり、「徵集宗室諸王來會、合辭推戴、今奉皇太后勲進之篤、宗親大臣懇請之至、以至順四年六月初八日、即皇帝位于上都」（元史卷三）の語之を證して餘あるべし。

之を要するに世祖以後歷朝立太子の事あり、一見クリルタイ制度の廢絶せしが如きも、而も是れ世祖の儒臣の奏議に本づきたるものにして、極言すれば、クリルタイ制度が支那思想によりて少しく潤色せられたるものに過ぎず。皇太子をして中書令樞密院使を兼ねしめたるが如き、多少支那の制度と相似たる所なきにあらざりしも、固より支那の皇太子そのまゝにはあらずして、寧ろクリルタイに於ける合罕候補者と同一なるものと見るべし。それ既に皇太子の名に於いて候補者指名の事あり、諸王百官召集の事あり、帝位繼承に關する協議あり、合罕時代と同様なる即位式あり、式後に饗宴恩賞あること上述の如しとせば、何人も元一代を通じてクリルタイの制度の存續を疑ふ能はざるべし。

第五章 クリルタイの紛議

クリルタイ開催前後に於いて、關係者間に多少の紛議を見るは、クリルタイ其の者の性質上蓋し免れ難き勢なり。而してクリルタイの紛議は之を換言すれば帝位繼承の争なり、乃ち此の紛議の原因及び事實を闡明することは、常にクリルタイ制度の利弊を知るの便あるのみならず、又實に蒙古大帝國の分裂、元室衰亡の由來を討究する所以なるを以て、前節述ぶる所と若干重複の嫌あるに拘らず、以下順を逐うて建國以來の紛議の真相を考ふべし。

(一) 蒙古史上第二代の合罕として知らるゝ俺巴孩は生前其の子合答安を以て嗣と爲さんとせしも、前合罕合不勒が其の諸子を措きて己れを嗣としたるの義理にからまれて、合答安と忽圖刺（合不勒の子）との二人を合罕候補者に指名せり。然るにクリルタイは合答安を排して忽圖刺を選定せしかば、合答安の落膽は言ふに及ばず、俺巴孩一族の不平は蓋し甚しかりしもの、如く、彼等と合不勒の子孫との確執は遂に也速該横死後程なく行はれたる祖先の祭典に際して、俺巴孩の二妃と也速該未亡人（即ち成吉思汗の母）との口論に由りて破裂し、俺巴孩の子孫なる泰赤兀惕 (Taidjighut) 部は西紀一三〇一年成吉思汗に滅ぼさるゝまで、三十餘年の間、蒙古 (Mongol) 部

と仇敵の國たりき。(成吉思汗實錄)。

(四七―九頁)

(二) 太祖成吉思汗第一次即位の際には、札木合を盟主とする諸部族の來り會せざりしのみならず、札木合は爾來久しく兵力を以て太祖と蒙古の覇權を争ひたり。第二次の即位の際には、札木合以下の諸豪或は誅に伏し、或は降りし後なるを以て其のクリルタイは蓋し全く無事なりしなるべし。

(三) 太宗即位の際には既に創業の大帝成吉思汗の指名する所に係り、且つ長兄朮赤次兄察阿歹及び弟拖雷の三人より太祖の面前に於いて推薦せられしものなるを以て、クリルタイに於いても何等異議あるべしとは豫想せざりき。然るに意外にも列席者の多數は先帝の遺志に背きても寧ろ拖雷を推戴せんとせしなり、幸に拖雷に即位の野心なく、元老耶律楚材等亦大に斡旋する所ありしを以て、遂に滿場一致太宗を選定するに至れり。

(四) 定宗即位の際は、Volga 河畔に駐營せる拔都の來會の遅れたるによりて未曾有の紛議を見たり、拔都の口實は足の病ありてといふに在りしも、實は攝政朮格捏皇后の失政と、太宗の指名せる失烈門を措きて己の出なる定宗を候補者とせるを惡めるなりき。拔都は當時の皇族中最も有力なる人なりしかば、他の皇族等は拔都の缺席のまゝにて議定するの不當を唱へたるより、

朮格捏の開きたる Elder 河畔のクリルタイ(一二四四年)も、Dalan-dabas のクリルタイ(一二四五年)も流會に終り、一二四六年八月 Ürmekü 即ち Sira-Ordo に第三回のクリルタイを召集するや、尙ほ拔都の來らざりしにより、始めて列席者の同意を得て斷然開會し、遂に定宗を選定するに至りしなり。

(五) 憲宗の即位は主として拔都の後援に因る。拔都已に定宗の即位に就いて心大に平ならず、随つて太宗の子孫に對して慊焉たらざること久しく、心私かに合罕の位を其の家より奪はんとせり。而して拖雷は未だ曾て拔都の一門と争ひしことなく、拖雷の死後、其の未亡人唆魯禾帖尼賢にして能く諸子を教育し、諸子亦皆聰明にして且つ勇敢なりしを以て、蒙古の皇族大官は孰れも此の一家を尊重せり。拔都も豫てより拖雷一家と最も親交を結び、未亡人とも默契ありしものを見え、今や定宗の病死を聞き、時機到れりとし、一面定宗の皇后斡兀立海迷失に稱制を許しながら、一面己れの駐牧する所の Alactac (正しくは Alak-tugulakhun) に、クリルタイ召集の令を發布せり。是れ實に異例の事たり、何となれば、斡兀立海迷失已に制を稱する以上は召集令は其の人より出づるが當然なり、此時の召集令は拔都自身の名を以てせしか、拖雷未亡人の名を以てせしかは詳ならねど、兎に角、稱制者の儼として存する以上、其の人を無視して他の皇族の名を

以て召集するは僭越至極の沙汰なり。拔都も固より此舉の不法なるを知れり、而も敢て之を斷行して疑はざりしは、(一)太宗の家に對する私怨報復の念切なりしと、(二)拖雷の家の聲望と自己の威力とは此慣例打破に對する皇族大官の不平を鎮壓するに足るの確信ありしとに由れり。此くて Alactae に於けるクリルタイは一二四九年五六月の交(己酉夏四月)を以て開かれたり。

然れども會議の地當を得ざるの故を以て、皇族大官の大半至らず、攝政斡兀立海迷失は僅に二人の使節を遣はして抗議する所ありしのみ、而して出席者は皇族としては、蒙哥拔都の外に、蒙哥の三弟忽必烈・阿里不哥・木哥及び太祖の諸弟の子孫(朮赤合撒兒の次子、斡惕赤斤の二孫、別勒古台の長子)、大將としては兀良合台・忙哥撒兒等を重なるものとす。會議の狀況に就いては、東西の史書各、其所傳を異にし、元史自身に於いても紀傳必ずしも一致せざれど、これは既に洪鈞の言へるが如く、會議の時、發言せるもの多く、各、其の聞く所に隨つて記せるものにて、其の何人が第一に發言せしかは詳ならねど、攝政皇后の使節等は、太宗即位のクリルタイに於ける諸王の誓詞及び太宗の遺志を理由として失烈門を合罕と爲さんことを主張し、拔都忽必烈等は太宗の遺志は貴由(定宗)の即位によりて既に破られたること、太祖の愛女 Alalun を皇族會議の裁判なしに處刑したるは、太祖の舊典に背きたる處置なること、太宗は必ずしも失烈門を嗣と爲さん

とせしにあらず、曾て蒙哥の頭を撫して「是れ天下に君たるべし」と言へることありしこと等を擧げて之に反對し、遂に蒙哥を合罕に選定せり。而も會議の出席者は豫想に反して極めて少數なりしを以て、流石の拔都も之を以て確定議と爲すの甚だ不穩當にして、動もすれば、後日の紛議を醸さんことを憂へ、席上、更に明春を期して蒙古本土に第二回のクリルタイを聞き、其の決議を俟ちて之を天下に宣言すべきことを提議し、列席者の同意を得、之を攝政皇后に通告して、其の賛成を求めたり。是時に當りて攝政皇后は其の二子忽察 (Khotja) 腦忽 (Nagn) と共に政權を恣にし、殊に巫蠱に惑ひて失政頗る多く、殆んど無政府同様の状態と爲り、加ふるに、忽察また合罕の位を覬覦せしかば、蜚語紛々人心恟々たり。拔都は一面太宗派の皇族に使者を遣はし、辭を卑くして蒙哥推戴に賛成を求め、一面其の二弟別兒哥 (Barikai) 腦忽 (Nagn) に大軍を授け、蒙哥を護りて東行せしめ、自ら西方に駐まりて萬一の變に備へたり。此くて第二回のクリルタイは翌一二五〇年春夏の頃、拖雷未亡人の名を以て Kerülen 河の Kōdeghē-Aral 即ち太祖の大斡耳朵の在りし地に召集せられしが、太宗の子孫及び察阿歹の嗣也速蒙哥 (Yesü-Müngge) は蒙哥推選の違法なること、合罕の位は太宗の子孫に限りて與へらるべきことを主張して來り會せず、拔都及び拖雷未亡人は爲めに帝國の分裂を來さんことを恐れ、屢、使者を遣はして之を諭し、

且つ太祖の勦めたる廣大なる領土は幼主の能く統治し得べき所にあらざるを説けり。然れども彼等は依然として前説を固執せしかば、東方に來りて待つこと己に一年に及べる別兒哥は、使を出して命を拔都に乞ひ拔都も遂に決心し、重ねて令を出して蒙哥推戴の事を定め、治安を妨ぐるものは嚴刑に處すべき旨を宣言せり。是に於いて朮赤・拖雷兩家の皇族と太祖諸弟の子孫等は Onon 河畔に集りて第三回のクリルタイを開き、反對派なる兩家の皇族に對して最後の反省を求めんことを決議し、使節を攝政及び其の二子に向つて一人、也速蒙哥に向つて一人を出し、速に來りて議事を進められたき由を通告せり。失烈門・忽察・腦忽の三人は、彼等の抗議の畢竟無益なるを悟り、日を期して出席を承諾せしに拘らず、其の期限を過ぎても尙ほ來らざりしかば、クリルタイは遂に蒙哥推戴の事を確定し、更に占星師に命じて大禮の日時を定めしめ、一二五一年七月一日（辛亥六月四日）を以て即位式を舉行せり。(D'Olzorgi, II: 元史憲宗。紀、忙哥撒兒傳等參照。)

(六) 世祖即位の際に執れる形式は、動もすればクリルタイ制度の廢絶とも見らるべきほど蒙古皇族間の大紛議を醸したるものなりき。乃ち吾人は其の顛末に就いて稍、詳細なる記述を爲すの必要あるを見る。

憲宗は即位の九年、秋七月二十一日を以て蜀の合州城攻圍の陣中に歿し、皇弟木哥 (Müge)

の使者が凶聞を齎らして、世祖忽烈 (Khubilai) の陣中に到りしは、九月一日彼れ尙ほ武湖南、大江の北に駐まりし時なり。木哥は彼れに勸むるに直に北に歸りて帝位に即くべきを以てしたるも、彼れは、未だ目的を達せざるに空しく還るべけんやといひて之を拒み、やがて江を渡りて鄂州城 (武昌) を圍みたり、而も十一月の央を過ぎて尙ほ抜く能はざりし時に當り、會、末弟阿里不哥自立の謀ありと聞き、十一月二十八日倉皇として牛頭山を發し、閏十一月月上旬江を渡りて後、始めて宋將賈似道の請を容れて和を約し、二十日燕京に入り、翌年春三月一日開平に至り、二十四日即位式を擧げたり。元史の世祖紀に曰く、

閏十一月己丑^{十日}至燕、脫里赤方括民兵、民甚苦之、帝詰其由、托以憲宗臨終之命、帝察其包藏禍心、所集兵縱之、人心大悅。是冬駐燕京近郊。中統元年春三月戊辰朔^{西紀一二六〇年四月二十日}車駕至開平、親王合丹、阿只吉、率西道諸王、塔察兒也先哥、忽刺忽兒、爪都、率東道諸王、皆來會、與諸大臣勸進、帝三讓、諸王大臣固請、辛卯^{西紀五月五日}即皇帝位。

更に波斯の史家 Rashid-uddin, Yassaf 等の之に關して傳ふる所を見るに、相發明するもの尠からず、曰く、

一二六〇年一月 Coubilai ^{忽烈} は燕都 (北京) ^{燕京} 城下に其の陣營を定めし後、 Aric-Bounga

蒙古の國會即ち「クリルタイ」に就いて

○阿里不哥に向つて、人民家畜金銀を集めしめたることに就いて抗議する所ありしに、Arie-Bouga は全く他意なきよしを返答し、且つ Coubilai 及び其の與黨に對して彼れが先帝 Mangou 〇蒙哥即ち憲宗の喪儀を營まんだめに、Altai 地方〇實は河地方 Alan なる Mangou の大帳殿に召集したるクリルタイに出席せんことを要請せり。Arie-Bouga の使者として來れるは Douredji 〇脫なりしが、彼は Coubilai 及び麾下の皇族より、クリルタイに會するに先だち、其の軍隊を營所に歸休せしむるの必要ありとの返答を得、人をして之を Arie-Bouga に復命せしめ、自からは Coubilai の陣營に留まりたり。やがて Coubilai は新帝選舉の場所として、與黨の人々によりて定められたる開平附近に赴きしが、彼れの弟 Muke 〇木哥 〇太子 Cadan 〇丹 Uchuguén noyan 〇幹揚赤斤那顏の子 Togatchar 〇塔察兒を始とし、左翼の諸王諸將はクリルタイに會し、波斯駐屯中の Houlagou 〇旭烈兀 Djoutchi 〇赤赤 Tchagatai 〇察阿歹の子孫も、共に不在の爲め召集さるゝ能はず、而も事態重大にして一刻も猶豫なり難きに由り開會すべきことを宣言したる後、滿場一致にて Coubilai を選定し、定例の儀式を以て即位式を行へり、時に一二六〇年六月四日〇實は五月五日にして、新帝の年四十四歳なりき。八日間〇普通は七日間の饗宴ありし後、新帝は詔して金銀の貨幣及び貴重なる布帛を滿載せる車を曳き出さしめ、皇族后妃及び將校等に賞賜せしめたり。(P. Ohsson, II, 344-6.)

世祖即位の顛末略ぼ右の如し、定宗即位以來クリルタイの制度は回を重ねるに隨つて漸く解體に向ひたりしを看取すべし。今試みに世祖即位の事情を考察するに、憲宗生前に合罕の候補者を定めざりし事、是れ世祖をして容易に其の野心を遂行せしめたる一原因ならずとせず。想ふに憲宗素より己れの子を擇んで嗣と爲すの希望あり、而も遂に之を發表するに及ばずして死せるは、賢弟忽必烈(即ち世祖)を憚りしが爲めに外ならず。抑、憲宗は拖雷の長子を以て選ばれて帝位に即き、剛明沈毅、能く前朝の弊政を釐革す、之を明君といふは或は當らんも、未だ英主と稱するに足らず、況んや世祖の雄才大略規模宏遠或は太祖と駢馳するものと比すべきにあらず。さればこそ憲宗即位の初、之に漠南漢土經略の大任を授け、關中及び河南の一部に封じ、其の征宋の師を出すや、親ら西邊の蜀に向ひて中軍の統率は之を世祖に譲りしなれ、さればこそ皇族中、世祖の禍心を包藏するを密奏し、彼れも亦之を疑ひて一たび關中の大檢舉を斷行したるなれ、也可迭烈孫の會、兄弟相見て泣き、疑獄は全く沙汰止みとなりしも、而も憲宗の疑念は煙散せしにあらざ、世祖の野心も決して霧消せざりき。即ち憲宗の在世中、憲宗派と世祖派とが暗黙の裡に對立して互に勢力の扶植に努め、憲宗崩ずるや、憲宗派は憲宗の諸子を以てしては、到底世祖に

敵し難きを知り、嘗て關中の大檢舉に關係して大に世祖派の怨を買ひたる阿藍答兒 (Alandar) 等の謀を用ひ、斷然世祖の弟阿里不哥を擁立するに至れり。今兩派の重なる人々を見るに、世祖を勸進せしものには皇族としては、世祖の異母弟木哥、太宗の子合丹、察阿歹の曾孫阿只吉、阿卜失哈、及び太祖諸弟の子孫あり、大臣としては、燕帖木兒忙古帶・八春・汪良臣・廉希憲・商挺等あり。阿里不哥を勸進せしものには、皇族としては、憲宗の三子阿速歹・玉龍答失・昔里吉、太宗の孫海都、察阿歹の孫阿魯忽、旭烈兀の子出木哈兒等あり、大臣としては、阿藍答兒・脫里赤・渾都海・脫火思・明里火者・怯的不花・霍魯懷・劉大平等あり。而して世祖の親弟旭烈兀は勿論、朮赤・察阿歹の子孫にして遙に世祖に聲援するもの少からざりき、即ち大勢の世祖に有利なりしは疑を容れざるも、兎に角、蒙古の皇族大官の如何に相分れて争ひしか、その一斑を想見すべきなり。

さて蒙古の習慣法によれば、憲宗崩ざるや、其の長弟にして又皇族中最も勢力ありし世祖は、憲宗の皇后中最も有力なるものを推して攝政と爲し、其の名に於いてクリルタイを召集せしめ、憲宗の諸子中最も適任と認めたるものを推擧すべかりしなり。若し皇后中攝政の任に堪ふべきものなくんば、蒙古の本土を留守せる阿里不哥は太祖崩後の拖雷の例に倣ひ、監國と爲りてクリルタイを其の地に召集し、世祖と謀りて憲宗諸子中の一人を推擧すべかりしなり。然るに憲宗の崩

殂に先だちて正后忽都台は崩ぜり、而して他に有力なる皇后なかりしもの、如し。果して然らば、阿里不哥が和林に近き Alan 河畔の帳殿にクリルタイを召集し、世祖に向つて出席を要求したるは、洵に機宜を得たる行爲なりしなり。たゞ阿里不哥自らクリルタイの推戴を受けしは如何にも野心ありげにて不穩當の嫌ありといへども、而も憲宗の諸子率先して彼れを推薦せる以上は是亦必ずしも尤むべきにあらず。之に反して世祖に在りては、(イ)クリルタイを召集するの資格なし、(ロ)開平はクリルタイを開くべき場所としては不適當なり、(ハ)憲宗の皇后又は諸子の推薦に由らずして他の皇族の推薦を受けしは不當なり。要するに世祖は實力を恃みて恣に慣例を破りしものなり、彼れの即位は殆んど自立なり、たゞクリルタイの形式を執りたるは流石に全く慣例を無視すること能はざりしがためのみ。而も元史には阿里不哥の即位を以て違法と爲し、謀叛と書す。是れ明かに史臣の曲筆なり、所謂勝てば官軍負くれば賊の筆法なり、従ふべからず。

(七) 成宗即位の際にも成宗を推さんとするものと、成宗の長兄甘麻刺 (Kamala) を推さんとするものとありき。成宗は世祖在世中既に立太子の命ありしもの、即ちクリルタイに於ける公認候補者なり、故に先帝の遺臣伯顔・玉昔帖木兒等は皆成宗黨なり、而も議容易に決せざりしかば、伯顔は劍を按じ、玉昔帖木兒も決死の覺悟を以て會衆を脅迫せり、此くて僅かに成宗の選定即位

を見しなり。この顛末既に前章に説き及びたるを以て復た贅せず、元貞二年甘麻刺は異圖ありと認められて遂に死を賜はれり。(元史卷一九)。(成宗本紀)

(八) 武宗即位の際は、武宗擁立派と阿難荅 (Ananda) 擁立派との争ありしが、武宗は久しく北邊を鎮して功ありしと、皇弟仁宗の之を援くるありしと、殊に右丞相哈刺哈孫の内より之に應じたるに由りて遂に最後の勝利を得たり。然れども阿難荅は世祖の孫にして、武宗は世祖の曾孫なり、成宗崩後の皇帝としての資格に於いては、阿難荅は武宗に比して優るとも劣る所あらず、殊に阿難荅を立てんとするものは成宗の崩後制を稱したる皇后ト魯罕なり、先帝の指名したる皇太子德壽已に薨じたる時に當り、攝政皇后のクリルタイを召集し候補者を指名するは慣例に遵ひたる穩當の處置なり、況んや皇族として也只里明里鐵木兒、大臣として左丞相阿忽台平章八都馬辛等の之に參與するをや、而も右丞相哈刺哈孫内より武宗黨に應じ、機先を制して反對黨を一網打盡し、遂に武宗の即位を見たるなり。元史武宗紀に曰く、

(大德) 十一年春 (帝武) 聞成宗崩、三月自按台山至於和林、諸王勳戚畢會、皆曰、今阿難荅明里鐵木兒等、熒惑中宮、皇太后 潛有異議、諸王也只里昔嘗與叛王通、今亦預謀、既辭服伏誅、乃因闔辭勸進、帝謝曰、吾母吾弟在大都、俟宗親畢會議之。先是成宗違豫日久、政出中宮、

命仁宗與皇太后、出居懷州、至是仁宗聞訃、以二月辛亥、與太后俱至京師、都 安西王阿難荅與諸王明里鐵木兒、已於正月庚午先至、左丞相阿忽台平章八都馬辛前中書平章伯顏中政院使怯烈道興等潛謀、推成宗皇后伯要眞氏一作伯牙吾稱制、阿難荅輔之、仁宗以右丞相哈刺哈孫之謀、言於太后曰、太祖世祖創業艱難、今大行晏駕、德壽已薨、諸王皆疎屬、而懷寧王 武 在朔方、此輩潛有異圖、變在朝夕、俟懷寧王至、恐亂生不測、不若先事而發、遂定計、誅阿忽台、怯列等、而遣使迎帝、五月至上都、乙丑仁宗侍太后來會、左右部諸王畢至、會議、乃廢皇后、伯要眞氏、出居東安州、賜死、執安西王阿難荅、諸王明里鐵木兒、至上都、亦賜死、甲申皇帝即位於上都、

即ち武宗黨は成宗の皇后ト魯罕 (伯牙吾氏) に私怨ありしより之に反對せしなり。德壽薨じて後は諸王皆疎屬なりといふは事實なれども、武宗は其の中に就いて最も近親なりしにあらず。武宗は即位の詔に於いて「咸以朕爲世祖曾孫之嫡、裕宗正派之傳、以功以賢、宜膺大寶」と辯ずるも、阿難荅こそは世祖の嫡孫にして成宗とは從兄弟なり、若し裕宗正派の傳を言はんには、先づ甘麻刺の長子也孫鐵木兒 (後の泰定帝) をこそ推すべきなれ。殊に「以功以賢」の如きは自畫自贊のみ、阿難荅も亦北邊を鎮撫して勳勞必ずしも武宗に下らず、若し彼れが宗王の長として漠北の

成軍を總べしこと、果して屠氏の説(蒙元史記忽必烈汗諸子傳)の如くんば、武宗即位の理由は全然無意味なり。又、元史卷一四后妃傳にト魯罕皇后が阿難荅を立てんとせしは、武宗の爲めに前怨を報ぜらるゝを恐れしに由るとあるも、是れ亦元朝史臣が武宗及び其子孫に媚びんがための曲筆に外ならず、武宗は初より成宗の嗣たるべき何等の理由なかりしなり。要するに、武宗の即位は世祖の即位と其事情頗る相似たり、舊慣を無視し祖法に背き、單に實力を以て帝位を横領したるものに過ぎざるなり。此くて元室の帝位繼承上再び惡例を作り、爾來益々此の問題をして紛糾せしめたり。

(九) 仁宗即位の際は全く無事なりき。

(一〇) 英宗即位の際は如何。元史明宗紀によるに、仁宗の皇太子となりし時、武宗に約するに位を武宗の子明宗に傳へんことを以てしたりしが、延祐三年建儲の議起るや、丞相鐵木迭兒の主張により己れの子英宗を立て、太子と爲せり、而して鐵木迭兒の之を主張せしは、定策の功を恃みて自ら恣にせんが爲めのみと、蓋し事實なるべし。然れども仁宗にして果して明宗を立つるの覺悟あらば、鐵木迭兒の計畫は水泡に歸し、權臣專横の弊は未然に之を防ぎ得たりしならんも、人情を以て之を察するに、仁宗は位を其の子に傳ふるを喜ばざる筈なく、殊に仁宗の母后は自家の權勢維持のために之を希ひしなるべく、英宗紀に英宗自ら幼弱(時に年十四)無能の故を以て

之を固辭せしも、太后之を許さざりきといふもの、此間の消息を洩し、に外ならず。是に由つて之を觀れば、英宗の即位は武宗の諸子の喜ばざる所なりしや言を俟たず、たゞ其の不平の表面に現はれざりしがために、遂に紛議を起すに至らざりしのみ。

(一一) 泰定帝の即位は英宗遇弒の結果なり。英宗を弒したるは鐵失等の所爲にして、泰定帝は或は其の逆謀に關係なかるべきも、帝を迎立せし皇族中、月魯鐵木兒・按檀不花あり、前者は阿難荅の子にして後者は弟なり、而して阿難荅は武宗に殺されたる人なること既に言ふ所の如し、即ち泰定帝は武宗反對派に擁立せられしものなり。抑、泰定帝は世祖直系の曾孫なり、眞金未だ即位するに及ばずして薨じ、其の嫡長子甘麻刺の遜讓によりて帝位は端なく眞金の末子成宗に移り、轉じて第二子荅刺麻八刺の子孫に移り、相傳ふること三世に及びしなり、甘麻刺の子孫たるもの豈多少の不平なからんや。因つて想ふに泰定帝が武宗仁宗英宗の即位に當り、常に翊戴の謀に參し、盟書を出し、ことも、英宗即位の初、土地を朝廷に獻ぜしことも、必ずしも武宗の子孫に忠勤を抽んぜしにあらざりして、寧ろ一身の安全を計りしものにあらざるか、後年、文宗の即位するや、その即位の詔に於いて、英宗弒害の陰謀には泰定帝の參與せることを天下に發表し、「與賊臣鐵失・也先帖木兒等、潛通陰謀、冒干寶位、使英宗不幸於大故」といへり。果して然りしや否や、

容易に信ずべからずといへども、少くとも英宗の遇弒は泰定帝に取りては實に無上の好機會なりしなり、彼れの迎立を受くるや、倉皇として Kentien 河畔に即位式を擧げたるの一事、亦彼れの心中の満足を窺知するに足らずとせず。

(二三) 泰定帝の崩ずるや、皇太子阿速吉八は大臣倒刺沙等に擁立せられて上都に即位せり。然るに大都を留守せる僉樞密院事燕鐵木兒は百官を威嚇して武宗の遺子推戴の策を定め、兵を出して阿速吉八黨と戦ひ、之を破りて遂に其の目的を達し、明宗の即位を見るに至れり。明宗黨の主張に曰く「大徳十一年武宗入繼大統、立仁宗爲皇太子、命以次傳於帝、○明宗武宗崩、仁宗立、延祐三年春、議建東宮、時丞相鐵木迭兒欲固位取寵、乃議立英宗、爲皇太子、又與太后幸臣識烈門、潛帝於兩宮、浸潤久之、其計遂行、於是封帝爲周王、出鎮雲南、○明宗是れ明宗即位の當然なる所以なりと。又曰く元來「天下者我武皇之天下」○明宗にして「泰定時正統偏」○寧宗せしを、こゝに反正せしに外ならずと。而して元史の編者は燕鐵木兒の行爲を以て義舉と爲すなり。想ふに、明宗以下四朝皆武宗の子孫なり、故に元末の史臣武宗の子孫の爲に曲筆せざるなし。燕帖木兒等定策の際、如何に苦心經營せしかは、彼れが先づ明宗の弟文宗を迎へて強ひて之を立て、「人心向背之機、間不容髮、一或失之、噬臍無及」といひしに徴するも、その一斑を想察するに難からず。

天下の人心は決して武宗黨の言ふが如く、始より翕然として武宗の二子に向ひしにあらず、況んや「洪惟我太祖皇帝混一海宇、爰立定制、以一統緒、宗親各受分地、勿敢妄生覬覦、此不易之成規、萬世所共守者也、世祖之後、成宗武宗仁宗英宗、以公天下之心、以次相傳、宗王貴戚咸遵祖訓、……」○文宗即位の詔といふが如き、固より事實の真相にあらざるなり。

天歷二年正月明宗は和寧(即ち和林)の北に即位し、同月出發して南行、上都に向ふの途次、八月王忽察都(Orghachatu)に次せしが、數日の後、暴に崩せり。順帝紀によれば、明宗は病死にあらずして變死なり、而も泰定帝派の陰謀の犠牲となりしにあらずして、意外にも明宗の弟、文宗のために暗殺せられたり。此くて嘗て英宗の即位によりて武宗、仁宗兄弟の家が相反目したるを見しが、今や、武宗の二子明宗、文宗の間にも容易ならぬ軋轢の始まりしを知るべきなり。皇位繼承問題は年を経るに依つて益々峻烈となり、骨肉相殘害し、元室亡びずんば止まざるの勢ありき。

(二三) 文宗崩ずるや、大臣燕帖木兒は皇子燕帖古思を立てんとせしが、皇后不荅失里は文宗の遺志に遵つて明宗の子を立てんとし、長子妥懽帖陸爾は謫せられて靜江に居りしを以て、次子懿璘質班の年方さに七歳にして大都に留まりしものを立てたり。即ち寧宗是なり。燕帖木兒の燕帖古思を立てんとせしは、定策の功を恃みて自ら恣にせんとの野心に出でしものなり、皇后の寧宗

を立てしは私情を棄て、先帝の遺命を重んずるの美名を得、且つは燕帖木兒の弄柄を防ぎ、而して自ら政權を掌握せんとの野心に出でしなり。

(二四) 寧宗崩ずるや、燕帖木兒は復た燕帖古思を擁立せんとせしが、皇后再び之を斥け、斷然妥權貼陸爾(即ち順帝)を迎立せり、曰く「吾子尙幼、妥權貼陸爾在廣西、今年十三矣、且明宗之長子、禮當立之」と、又曰く「萬歲之後、其傳位於燕帖古思、若武宗仁宗故事」と。此の如くにして順帝は比較的無事に即位するを得たりき、而して其の即位の詔を見るに、武宗の子孫は元室の正統なりと主張すること明宗・文宗・寧宗の言ふ所と異なる所なかりき。然るに年漸く壯なるに及んで、彼は父明宗の壽を以て終れるにあらざるを知りしかば、至元六年六月を以て文宗の廟主を撤し、文宗の皇后不答失里を東安州に、皇子燕帖古思を高麗に放てり。爲めに天下に宣せる詔は、同じく武宗の子孫の中にも、如何に黨争の激甚なりしかを窺知せしむるに足るものあり、讀者の一顧を値するものなるを疑はず。

第六章 結 言

クリルタイは蒙古の君主を定むるに當り、權力者の獨斷を避けて多數人の選擇に委ね、一人の私情を棄て、天下の公論に遵はんとするものにして、所謂父子世襲又は長子相續の制を認めざるものなり。今の代議制度の如き、又は共和國大統領選舉の如き進歩したる制度は、固より彼等の夢想し得ざる所なれども、彼等の君主は彼等の多數が齊しく見て以て最も人君たるの器なりと爲せるものならざるべからず。その原始的國家に於いては果して此かる選舉制度の存在せしや否やさへ知るべからずといへども、少くとも合不勒以來の事實に徴するに、苟くも皇帝に擬せらるゝものは、必ず蒙古の皇族たらざるべからずして、如何に蓋世の英雄なりとて全く門地なき一牧羊者一馬卒の之に擬せられしを聞かざるなり、否多くの場合に於いて前君主の諸子中最も適當なりと認められたるものを選擧するを以て慣例とせしが如し。兎も角、一定の門閥を條件とする外は全然人物本位なるを以て、蒙古の君主に選定せられしものは必ずや蒙古の王侯中最も有力なるもの、即位を見しは言を俟たず。古くは俺巴孩忽圖刺の如き、後には成吉思汗は勿論、太宗・憲宗の如き、皆一代の英傑にして蒙古帝國の君主としては殆んど間然する所なかりき。故に國運愈々發展して遂に前古未曾有の大帝國を建設するに至りしなり。

然れども翻つて考ふるに、蒙古帝國の建設及び隆盛はクリルタイ制度の賜にあらざるなり。帝國の眞の創立者たる成吉思汗はクリルタイを俟つて始めて皇帝たるを得しにあらざりて、彼れの帝位競争者たる札木合を敗りし後、クリルタイの形式を以て即位せしに外ならず。憲宗及び世祖の如きは寧ろ自立といふべきものにして、決して全國の王侯貴族の合辭勸進の結果にはあらざりき。即ち帝國の隆運は太祖の子孫に偶々俊傑多かりしの致す所といふも不可なきに似たり。ひとり太宗が太祖の第三子を以て即位するを得しは一にクリルタイ制度の賜に外ならず。彼の人物は長兄朮赤次兄察阿歹に優れりとするも、果して弟拖雷に比して遜色なかりしや否や、當時クリルタイの劈頭大勢拖雷に利ありきと傳ふるに據るも、頗る疑なき能はず。後年拖雷の子孫が西方の大藩王拔都の後援を得て、太宗黨と帝位を争ひ、遂に勝ちて永く之を其の家に獨占するに至りしもの故なきにあらざるなり。果して然らばクリルタイの利は殆んど言ふに足らずして、その弊の寧ろ多きに堪へざりきといはざるべからず。

クリルタイの弊は前章述ぶる所によりて既に明なるが如く、帝位繼承の際、紛議絶ゆることなく随つて皇族間の反目となり大臣同士の軋轢となれり。蒙古帝國の分裂は海都の叛亂に成り、海都の叛亂は斡歌歹（太宗）黨と拖雷黨との帝位争奪に其の端を啓く。海都の亂止みて太宗黨全く

亡びし後、元朝の禍は蕭牆の間に起り、陰謀譎詐底止する所を知らず、泰定帝は英宗を弑して多年の宿望を達し、明宗は兵を遣りて泰定帝の太子を逐ひ、文宗は明宗を弑して自ら帝位に上れり。殊に成宗以後歴朝天子の即位の詔を見よ、呶々としてその即位の理由を天下に向つて辯明するのみならず、甚しきは先代の罪惡を爬羅剔抉して耻づる所を知らざるなり。天子にして既に此の如し、后妃權臣之に乗じて朋黨を作り、皇族を擁して相争ひ、敗るゝものは刑罰に處せられ、勝つものは定策の功を待みて威福を弄せしもの、亦宜なりといふべし。一代の趨勢既に此の如し、時英明の君主ありと雖も、敢て之を制する能はず、政令愈々亂れて紀綱全く弛み、南方の漢人一たび亂を叫びて元室脆くも倒れたり。

終に臨んで猶ほ一言すべきものあり、即ちクリルタイに於ける即位式に際して列席者の新帝に上れる宣誓の辭に關する事是なり。D'Olsson の蒙古史は波斯の舊記によりて太宗及び定宗の選定に關するクリルタイに於ける宣誓の辭を傳へたり。太宗の受けたるものに曰く、

我等は御身の子孫に、草の上に投げても牝牛に喫はれざる、膏の中に置きても狗に取られざる一片肉残れる限りは、他の皇族の王を皇位に置かざらんことを誓ふ（II, 12）。

定宗の受けたるものに曰く、

御身の子孫は膏又は草を塗りつけても、狗にも牝牛にも喫はれざる一塊の肉の残れる限りは、合罕の位を他人に與へざるべし (II, 199)。

さて兩者は全く同一なるものにして、後者は編者の省略に係り、前者こそは、その原形を傳へしものなるべし。さて茲に所謂「牛狗に喫はれざる」の誓は既に那珂博士(實錄五八 五頁註)も説かれし如く「威靈ある」の義なり、即ち「卿の子孫に威靈あるもの、あらん限りは、帝位を他の皇族には與へず」と誓約したるものなり。D'Ohsson (II, 246-7)によれば、Alaïac のクリルタイに列席したる將軍 Haidai は、太宗に上れる誓詞を理由として、太宗の裔にあらざる憲宗の推薦に反対せり。殊に定宗即位の際にも會衆より同様なる誓詞を上りしこと此の如しとせば、此の誓詞の意義たる、最早寸毫の疑を容れざるべし。果して然らば、蒙古合罕の位は太宗の子孫に限りて授けらるべきものにして、拔都等の後援に由りて憲宗の即位を見たるクリルタイは全然違法の行爲なりきと言はざるべからず、随つて太宗の子孫が拖雷の子孫たる元朝帝室に對して飽くまで反抗の態度を持せるは、如何にも合理的にして最も同情すべきものといふべし。然れども俺巴孩以來のクリルタイを見るに、合罕の候補者は決して特殊なる一皇族に限られたるにあらず、而も太宗の時に至りて此の新例を開きしものとせば、それはクリルタイ制度の上より見て實に重大なる改革といはざるべからず、而して此の改革は實に太祖の英斷に外ならざりしなり。祕史によるに、太祖西征の途に上るに先だち、四子を召しよせ、合罕の相續者として斡歌歹を指名せしとき、彼れは之に答へて、

合罕額赤格カガンエチゲ○皇帝ノ恩賜して言へと云はるれども、何をか申さん、我。能はずといかでか申さん。出來る限、憤まんとも申さんぞ。久後ユクヌ若我が子孫に、青草に裏むとも、牛に喫はれざる、膏に裏むとも、狗に喫はれざる(もの)生れば、麋(の如く)跳越え、鼠(の如く)順ひ去らしめんか。これだけをぞ申さん。別に何をか申さん、我。(成吉思汗實錄 四七一—二頁)

と見え、次に太祖は他の三子及び孛斡兒出、木合里等重臣に向つて諭せる語の中に、斡歌歹の子孫に、青草に裏むとも牛に喫はれざる、膏に裏むとも狗に喫はれざる(もの)生れば、我が子孫の内に一人も善きもの生れずやはあらん。(三七)

とあり。即ち太祖は明かに斡歌歹の子孫に限りて合罕の位を授くべく、萬一不才不徳のもの、みなる時、始めて他の皇族より、其の繼承者を求めよと諭し、なり。(但し青草云々の語は、誓詞には「威靈ある」に譬へられ、こゝには「不才無能なる」に譬へられしこと疑なく、麋鼠の譬は「速に位を去らしむる」の義なるべし)。然らば則ち太宗及び定宗に上れる諸王の誓詞は實に太祖

の遺法に則りしものにて、決して太宗及び太宗派の強要せしものにあらざるを知るべし。たゞし、此くあればとてクリルタイ制度は全然消滅すべきものにあらず、何とならば、太宗の子孫中より候補者を立て、之を衆議に諮るの必要あればなり。更に一步を進めて右の誓詞を吟味せんか、かの誓詞には、「太宗の子孫のあらん限り」といはずして「太宗の子孫にして且つ威靈あるもの、あらん限り」といひしものなるを以て、太宗の子孫中、合罕（皇帝）としての才能を具備するもの絶無なる場合に於いては、クリルタイは太宗以外の皇族の子孫中に其の適任者を求むることを得べし。されば拔都等の憲宗を擁立せんとせるに對し、太宗の子孫は太宗の孫失烈門を推戴せんとせし時、拔都等は失烈門の幼弱なるを見て、「國頼長君」を理由として憲宗擁立を主張し、遂に之を貫徹したるは必ずしも違法にあらざりしなり。世祖が憲宗の諸子を立てず、阿里不哥の推戴にも反對して自ら帝位に上りし事も、同一理由（寧ろ口實）の下に承認せられざるにあらず。

此く論じれば、クリルタイ制度の破綻は、既に太祖の時に其の端を發し、太宗に上りたる諸王大官の誓詞によりて顯著なるものとなりしなり。さて太祖が、クリルタイ制度の上に敢て此かの大膽なる改革を試みしものは、既に、此の制度が蒙古帝國の禍源たるべきを觀破せる結果にして、偶々太祖の英明を語れるものと言はざるべからず。而も太祖が百尺竿頭一步を進めて斷然此

の制度を廢止し、代ふるに父子世襲の制度を樹立するに至らざりしは、一は慣例を破るに忍びざりしと、一は皇族の乖離を惹起するを憂へしとによるは、猶ほ後年世祖が「爲不顯立家嫡、遂啓爭端」と宣言して公然祖法の不備を指摘しながら、而も斷乎として新相續法制定の舉に出づる能はざりしと同じ。此くてクリルタイの制度は、太宗の受けたる誓詞によりて一變し、世祖の皇太子冊立の事によりて再變したるに拘はらず、未だ全く廢絶するに至らざりしを以て、帝位繼承の際常に野心ある皇族大臣の爲めに利用せられ、元室衰亡の勢を激成せるものといふべし。

〔本篇の内容は頗る史學雜誌所載の初稿と異同あり、蓋し故博士の手訂稿に依りしが爲めなり。なほ同改訂稿の餘白には往々元史その他の史料より採れる書入れありしも、之を何處に如何に挿入すべきか、決し難かりしを以て今之を削れり。切に故博士及び讀者諸彦の諒恕を乞ふ所以なり。改訂稿には目次を缺けるを以て、餘の論文の例に従ひ、編者に於いて之を補へり。〕

蒙古の高麗經略

滿鮮地理歴史研究報告第四
大正七年四月 頁二二七—二九七

一 太祖の救援

二 太宗の征伐

三 定宗憲宗の征伐

四 結言

附録

一 蒙使著古與の遭難

二 撒兒台と札剌亦兒台

一 太祖の救援

蒙古の遼東經略は同地方に於ける契丹人の叛亂に乗じて始めて著手せられしが、蒙古と高麗との交渉も亦實に同じ契丹人の高麗闖入によりて其の端緒を啓きしなり。

金の北邊の千戸たりし契丹人耶律留哥は、元の太祖の六年金の衛紹王大安三年を以て金に叛き、七年正月

蒙古の高麗經略

隆安今の農安附近に據りて蒙古に降り、八年三月部下の將卒より推されて遼王と稱し、九年夏秋の交、金の遼東宣撫使蒲鮮萬奴の率ゐる大軍を逆撃して之を破り、進んで咸平今の開原を占領して之に都し、十年更に南下して東京今の遼陽を陥れて再び萬奴を走らし、が、その後、幾もなくして部衆の自立を勸むるを拒みて、その身危かりしかば、留哥は自ら一部隊を率ゐて潜かに西行し、此年十一月を以て、北歸の途中なりし太祖（成吉思汗）に謁し、具さに情を陳べたるに、太祖大にその忠誠を嘉みし、翌年夏、留哥に兵を授け、故領の回復を計らしめたり。

留哥の西行するや、部將耶厮不は代つて契丹人を統べ、十一年春、澄州今の海城に於いて大遼收國王と稱し、天成と改元せしが、忽ちにして内訌復起り、耶厮不は自立後僅に七十餘日にして其の部下に殺され、部將乞奴代つて其の衆を統べ、自ら監國と稱せり。然るに同年秋、蒙古の驍將木華黎は既に遼西の諸城を定め、進んで遼東半島に來りしかば、契丹人等は澄州を棄て、東に走り、開州今の鳳凰城保州今の義州の間に兵を屯し、開州に於いては金兵を破りしも、程なく耶律留哥の率ゐたる蒙古軍に破られ、乞奴等は益々東して鴨綠江の西岸に至れり。然るに遼東の地遂に據つて保つこと能はずとや思ひけん、此年八月以來契丹人等は陸續江を渡りて高麗に殺到し、義州より平壤に至る沿道の諸州は言ふに及ばず、その附近の諸城邑概ね皆焚掠を被り、同年末には黃州城屠ら

れ、西京即ち平壤亦危かりき。翌十二年高宗四年春彼等は更に南進して國都開城を劫かし、五月には東州今の鐵原原州今同二城を陥れ、勢益々猖獗なりしが、高麗の勇將金就礪と原州の南に戦つて大に敗れ、大關嶺を越えて東海岸なる溟州今の江陵に入り、更に追はれて登州今の安邊に入り、其の守將を殺し、轉じて咸州今の咸興を經、遂に女眞の地に入りぬ。さて金と高麗との國境は、定州今の定平の東に近き都連浦に起り、定州と咸州との間を經、殆んど一直線に鴨綠江邊の義州の北に至れる長城即ち是なり

- 1 元史卷一四九、耶律留哥傳。滿洲歷史地理第二卷、二二七、二三八頁參照。
- 2 高麗史卷一〇三、金就礪傳。元史耶律留哥傳に「丙子（〇十一年）乞奴・金山・青狗・統古與等推耶厮不、僭帝號於澄州、國號遼、改元天成、以留哥兄獨刺爲平章、置百官……」とあり。今姑く高麗史の記載に従ふ。
- 3 高麗史金就礪傳に「與金兵三萬、戰于開州館、金兵不克、退守大夫營……」とあるに據る。耶律留哥傳に「金蓋州守將衆家奴引兵攻敗之」とあるは開州の戦にあらずして、木華黎の海州（即澄州）占領前に契丹人を破りし事をいへるなるべし。
- 4 高麗史卷二二、高宗世家に「三年八月乙丑、契丹遣種金山・金始二王子、遣其將鴉兒・乞奴二人、引兵數萬、渡鴨綠江、侵寧朔定戎之境」と見ゆ。鴉兒は元史に鴉兒に作り、金山・乞奴等の名も見ゆれど、金始の名絶えて所見なし。元史卷二〇八、高麗傳に「太祖十一年契丹人金山元帥六哥等領衆九萬餘、竄入其國」とあるは、洪福源傳（卷一五四）の記載と共に當時の契丹人の數を傳へ、能く高麗史の記事を補ふに足るも、六哥を高麗竄入の契丹の一將としたるは誤なり、蓋し六哥は明かに耶律留哥の留哥の異譯なるべければなり。

しも、當時金の曷懶路今の間島及び咸鏡道は全く土人なる女真人の據る所となり、咸興の平野は略ぼ高麗の有に歸したりしを以て、所謂女眞の地とは蓋し今の北青以北の地に外ならざるなり。

契丹人の女眞に入るや、高麗軍復之を追撃するの勇氣なかりしかば、此年十一月女眞の兵を得て再び南下し、定州附近に出でしが、偶、金就礪病にかゝりて軍を督する能はず、爲めに豫州定平の南和州永興等の諸城相ついで契丹人に占領せられたり。而して之と前後して平安南北道の諸城も亦概ね彼等の有に歸せしが、是より先き契丹軍の諸將内訌絶えず、乞奴は高麗に入りし後、程なく、金山に殺され、金山は自ら遼王と稱し、天徳と改元せしも、又一年餘にして統古輿に殺され、統古輿代つて自立せしも、彼亦久しからずして喊舍に殺され、僅に二年半の間に四たび其の主を易へしを以て、軍に統一なく又節制なく、將卒各、其の好む所に隨つて東西に轉戦し、殆んど草賊の如くに奪掠を恣にせるなり。されば一時は殆んど高麗全土を蹂躪し、其の勢疾風の枯葉を捲くの概ありしが、而も此かる状態は決して永續すべきものにあらず、彼等は漸く奔命に疲れて自ら滅びんとするの状ありき。十二年九月(三)彼等の軍の主力は江東城平壤の東を抜きて之に據りしも、固より各地に散在せる契丹人と十分の連絡あるにあらざりしかば、若し精銳の軍來り伐たば、一舉にして之を殲滅せんこと必ずしも難きにあらざりしなり。是時に當りて太祖成吉思汗は巧に東真國

王蒲鮮萬奴と連合し、契丹賊征討を名として兵を高麗に入れ、茲に蒙古の高麗經略の端緒を啓きぬ。

さて蒙古の遼西經略は木華黎によりて略ぼ完うせられしも、遼東の經略に至りては未だ大に見るべきものあらざりき。十一年の秋、木華黎の軍、遼東半島の諸城を風靡するや、金人契丹人共に遠く鴨綠江邊に逃れ、尋いで契丹人は江を渡りて高麗に入り、咸平に據れる蒲鮮萬奴も之を棄て、東方に徙りしかば、同年末には遼東の地概ね蒙古の勢力範圍に入りしこと殆んど疑を容れず、而も蒙古は果して久しくこの地域を占領し得たりしかといふに、決して然らず、遼西の錦州城さへ木華黎の占領後、幾もなくして金人に回復せられ、十三年五月に至りて再び之を占領したるものにして、前後約二年の間、蒙古の有にあらざりしなり。又、錦州と同年に蒙古に降れる遼東半

1 元史耶律留哥傳に「耶厮不僭號七十餘日、金山二年、統古輿・喊舍亦僭二年」とあれど、金山の乞奴を殺して自ら代りしは太祖の十一年八月以後の事にして、最後の僭王たる喊舍が亡びしは十四年正月なれば、此間二年半にも足らざるなり、故にここに二年とあるは孰れも所謂足掛二年に外ならず。

2 元史高麗傳。高麗史卷一〇三、趙冲傳及び金就礪傳によれば、契丹人の江東城據守を以て高宗の五年即ち太祖の十三年に係け、元史と相違あれど、後者が其月次をも明記するは、根據あるが如くなるを以て、この事件に關する元史の記事の據り難きもの多きに拘らず、これのみは姑らく元史に従うて猶ほ後の考を俟つ。

島の諸城も、その後金に回復せられ、確實に蒙古の有となりしは、實に太祖の十九年以後の事なり、即ち太祖時代に於ける蒙古の遼東經略は、その根柢の意外に薄弱なりしを想見すべきなり。蓋し蒙古は當時専ら支那方面の經略を以て用兵の目的としたるものにして、未だ十分に滿洲方面の經略に従ふの餘裕を有せず、木華黎の遼西遼東の攻略も實は支那北部の占領を確實にせんがため策に出でしもの、如く、而して爾後の木華黎は専ら支那内地に轉戦して金の主腦を苦め、復た滿洲方面を顧みるの追なかりき。然れども太祖の雄才大略は嘗て試みたる遼東經略の全然無効に歸するを傍觀するものにあらず、乃ち契丹人の遼東及び高麗を蹂躪するに乗じて、舊業を回復せんと欲し、曩に耶律留哥を促して遼東に出征せしめ、今や更に二將を遣はして高麗に赴援せしめんとせるなり。是時に當りて蒲鮮萬奴は自立して東眞國天王と稱し、頻りに四隣を攻略せしが、而も彼の恐るゝ所は金の追討なり、乃ち金を敵とする點に於いては蒙古も東眞も同じかりなり。加之、鴨綠・豆滿二江の女眞民族を統屬するは萬奴の宿志にして、遼東に於ける金の勢力を根絶して、蒙古の勢力を樹立するは太祖の熱望なり、而して其目的を達せんがためには、兩者各々高麗に對して劃策する所なかるべからず、即ち兩者は一面金を敵とするの點に於いて、一面契丹人を平げて高麗に恩を賣らんとするの點に於いて利害の一致を見たり、是れ即ち蒙古と東眞とが、

嘗て一たび干戈の間に相見えし間柄なるに拘らず、こゝに連合して高麗出兵を斷行するに至りし所以なり。

太祖の十三年高宗五年秋冬の交、蒙古東眞の連合軍は今の咸鏡道方面(2)より高麗の東北面に入り來りぬ。蒙古の兵一萬は哈眞カヂン札刺ジャラの二將之を率ゐ、東眞の兵二萬は完顔子淵之を率ゐたり。彼等は先づ和州を襲うて契丹人を走らせ、ついで西に向つて孟州順州德州等の諸城を攻めて悉く之を下し、此年十二月初、將に江東城に迫らんとせり。會々天大に雪ふり糧道繼がず、契丹軍亦壁を堅くして持久の計をなし、かば、哈眞大に之を憂へ、遂に使者を高麗の元帥府に遣はして糧食を送ら

1 委しくは滿洲歴史地理第二卷二四三―四頁に述べたり。

2 高麗史高宗世家趙冲傳等の記事に據る。元史卷一五四、洪福源傳及び高麗傳によるに、福源の父大宣は當時麟州の都領なりしが、蒙古軍來るや、迎へ降り、共に江東城を攻めて功ありきと記す。さて麟州は今の新義州の東なる麟山場なれば、蒙古軍は鴨綠江の下流を渡りて西方より江東城に向つて進軍せしが如く思はれんも、「迎降」の語は元史及び高麗史の洪福源傳に見ゆるも、而も元史高麗傳には「詣軍中降」と見ゆれば、江東城下に至りて降りしものと解すべし。後文に言ふが如く、太祖時代の高麗經略に關する元史の記事は頗る簡略にして誤謬多く、到底高麗史の精確なるに比ぶべくもあらず、是れ吾人が洪大宣(高麗史に洪大純に作る)の「迎降」を以て、麟州に於いて蒙古軍を迎へたるものと解せず、麟州より東進して江東城下の蒙古軍中に詣りて降りしものと解し、高麗史の記事との抵觸を避くる所以なり。

んことを要求せり、元帥府とは蓋し當時西北面元帥たりし趙冲の官衙を指し、なるべく、趙冲は恐らく西北面の首府平壤即ち西京に居りしなるべし。元帥趙冲は直に哈眞の要求を容れ、部將金良鏡後名を仁鏡と改むをして精兵一千を率ゐて米一千石を送らしめ、翌十四年高宗六年西曆一三一九年正月、兵馬使金就礪と共に高麗軍を督して江東城下に至り、蒙古東眞兩國の軍と協力して之を攻め、同月十四日遂に之を陥れたり。⁽¹⁾ 僞遼王喊舍は自殺し、城中の官人將卒婦女凡そ五萬餘人出でて降り、喊舍の妻子及び官人百餘人は殺されしも、其の他は悉く死を免かれ、契丹の男女七百人及び嘗て虜はれて城中に在りし高麗人二百人は高麗之を取り、その他は哈眞等に率ゐられて西行し、臨潢附近に留まりて耶律留哥の支配に歸せり。高麗の趙冲も亦契丹の俘虜を國內の州縣に分送し、人口稀薄なる地を選んで之に居らしめ、田土を給して農事を營ましめしが、俗に之を契丹場と稱したりといふ。⁽²⁾

江東城陥落後九日、蒙古軍の主將哈眞は蒲里岱完等十人を遣はし、詔を齎らして高麗王高宗に謁し、蒙麗兩國の爲めに協約を締結せしめたり。此協約によりて、高麗は契丹賊平定の大恩に酬ゆるため、蒙古に投拜の禮を講じ、毎年貢賦を進むることを約せしが、「當時遼東には金兵猶ほ屯營して往來安全ならざるにより、高麗より使者を送るに及ばず、蒙古より使者を高麗に遣はして貢賦を受納すべし、而して蒙古の使者は毎年十人を超えざることを、其の使者は必ず萬奴の地境即

1 高麗史世家、趙冲傳、金就礪傳。

2 高麗史趙冲傳。蒙古の高麗赴援に關する元史の記載を見るに、肯綮に中れるもの寧ろ稀なり。今その二三の例を擧げて參考に供せん。耶律留哥傳に「戊寅（太祖十三年）留哥引蒙古契丹軍及東夏國元帥胡土兵十萬、圍喊舍、高麗助兵四十萬克之、喊舍自經死、徙其民於西樓、自乙亥歲（太祖十年）留哥納款、遼東反覆、耶厮不僭號七十餘日、金山二年、統古興、喊舍亦僭二年、至己卯（太祖十四年）春、留哥復定之」とあり。この文によれば、留哥は江東城攻撃に當れる連合軍の總司令官たりしが如きも、高麗史に絶えて其の名を見ざれば、信ずるに足らず。且つ高麗史によるに、蒙古東眞（元史に東夏とあるは誤、胡土は完顔子淵の女眞名なり）兩國連合軍の兵數は三萬なり、茲に十萬とあるは東眞の兵數とも蒙眞連合軍の總兵數とも解せらるゝも、孰れにしても、高麗史傳ふる所と大差あり、殊に高麗の兵四十萬といふに至りては、全く信すべからず。高麗史の記事によるも、當時の連合軍は決して兵の寡きを憂へず、（金就礪傳に「賊勢窮、入保江東城」とあり）、只大雪のため糧食の缺乏を感じて高麗に要求せしに過ぎざるは前陳する所の如し。十四年正月に至りて高麗の軍來り加はりしは事實なれども、當時の狀勢よりいへば四十萬といふ大兵は愚か、四萬の兵さへ如何かと思はるゝ位なり。若し果して此かる大軍を率ゐて参加せしものとせば、江東城の陥落は寧ろ全く高麗の功に歸せざるべからず、乃ち趙冲等如何に小國の將なればとて、哈眞より七百人の捕虜を得しのみにて満足せんや。又高麗にして唯嗟の間に四十萬の大兵を集め得るの力ありしならんには、草賊と一般なる契丹人をして三年間の蹂躪を恣にせしむることあらんや、留哥傳の記事は到底信憑するに足らざるなり。元史の太祖紀及び高麗傳は留哥（六哥）を以て江東城に據れる契丹の首領とす、是れは明かに喊舍（高麗史の撼捨）と混同せるなり、（元史の洪福源傳に江東城を攻めて、其の元帥趙忠を降すとあり、是れは高麗の元帥趙冲を以て喊舍と混同せしなり）之を要するに、留哥は江東城の攻撃には關係なかりしものなるべし。然らば、何故に此かる誤を傳へたるかといふに、哈眞等の契丹俘虜約五萬を率ゐて西歸する

ち東眞國を經由して來るべければ、高麗に於いては豫め之を心得置きて所定の貢賦を交付すべきこと」等を協定せり。⁽¹⁾爾來蒙古の受貢使は今の間島及び咸鏡道を経て高麗に來るを例とし、敢て違ふことなかりしが、而も受貢使の數は必ずしも規定の如くならずして、寧ろ十人以上なるを例とせり、即ち太祖の十四年九月には十一人、十六年八月には十三人、九月には二十三人、十月には七人、十二月には三人、十七年八月には三十一人、十九年正月には十人來りしが、而も十五年及び十八年には一人の來れるものなかりしに由りて察するに、十四年の協約は此點に於いては畢竟形式に過ぎずして、一に蒙古の意に任し、なり。殊に其の貢賦の品目數量に就いては嘗て協定する所なかりしもの、如く、又假令協定する所ありても全く實行せられざりしもの、如く、蒙古は常に過重の要求を爲し、殊に個人よりの要求にも應ぜしめたりしは酷なり。例へば十六年^{高宗八年}八月に來れる著古^{ヂエグ}與^ユは蒙古の皇太弟即ち帖木哥^{テムゲオッチギン}翰赤斤の命によるとて要求せしものを見るに、獐皮一萬領、細紬三千匹、細苧二千匹、緜子一萬觔、龍團墨一千丁、筆百管、紙十萬張、紫草五觔、莊花藍笏朱紅各五十觔、雌黃光漆桐油各十觔あり、而して別に元帥札刺及蒲黑帶^{蒲黑帶完か}よりの要求として獐皮細紬緜子等を數ふ、以て其の誅求の一斑を想察するに足るべし。又蒙古の使節が高麗に對して頗る驕慢の態度を執りしことその例に乏からず。即ち十四年正月蒲里偉完の開城に入

りし時、勅使以下文武百官禮裝し、列を正して迎へたるにも拘らず、猶ほ不滿の色を作りて賓館に入らんとせず、國王親しく出で迎ふべしと主張し、百方慰撫せられて始めて止みしが、翌日

や、遂に臨潢を過ぐ、臨潢は留哥の居る處にして契丹人の故地なり、而して留哥はもと契丹人なり、因て此等の俘虜の大牛を留哥に附與して之が統率を委れ、留哥は之を西樓（臨潢の東南）に置きしなるべし、留哥傳に「徙其民於西樓」とあるは此間の消息を傳へしものと推測せらる。かゝる事實は遂に誤つて留哥の東征を傳ふるに至りしものならんか。元史の太祖紀、十三年の條に「契丹六哥據高麗江東城、命哈眞・札刺、率師平之、高麗王暉（高宗）遂降、請歲貢方物」とあれど、六哥は留哥の異譯にして喊舍と混同したるものなる事は既述の如く、而して江東城を落し、高宗の蒙古に歳貢を約したるも、翌十四年の事なり。又、高麗傳に「十三年帝遣哈只吉・劉刺等、領兵征之、國人洪大宣詣軍中降、與哈只吉等同攻圍之、高麗王暉親奉牛酒、出迎王師、且遣其樞密院使吏部尙書上將軍翰林學士承旨趙冲、共討滅六哥、劉刺與冲約爲兄弟、…」とあり、哈只吉・劉刺は太祖紀及び高麗史の哈眞又は河稱・札刺又は札臘にして蒙古の二將の名なり、然るに本傳の記者は右に引けるもの、後文に於いて同じ二將の名に合臣・劉刺の字面を用ゐたるは、蓋し別人と思惟せるなり、粗漏も甚しといふべし。又高麗國王親しく蒙古軍を迎へたりといふは事實にあらず、趙冲等兵を率ゐて連合軍に参加し、江東城陥落前後、哈眞等の使者は開京に赴きて國王に謁せしなり。又劉刺・趙冲相約して兄弟となるとあるも、高麗史金就礪傳によれば、哈眞と趙冲・金就礪との間に兄弟の約結ばれしなり、兩國の將軍等交誼の事實は同傳に詳かなり。要するに、此事件に關する元史の記載は高麗史のそれと一一參照批判したる上ならては從ひ難し。

1 高麗史卷二三、高宗世家、壬辰十九年の條收むる所、同年冬十一月高宗が蒙古の太宗に上れる陳情書による。元史高麗傳に「劉刺與（趙）冲約爲兄弟、冲請歲輸貢賦、劉刺曰爾國道遠、難於往來、每歲可遣使十人入貢」とあれど、趙冲と

參内の時も蒙古の服装にて弓矢を佩びたるまゝにて入り、懷中の書を出し、王の手を執りて之を授けたれば、王は色を變じ、左右恐をなして敢て近くものなし、會一侍臣の極言により、高麗の衣冠に改め、入殿して揖せしも、而も遂に拜することを爲さざりき。十六年八月に来れる著古與も一行二十一人上殿命を傳へんと主張し、王は一人のみに謁を許さんとし、交渉の末、八人を許ししが、前年與ふる所の紬布を王の面前に投棄し、且つ宴に赴くことを拒めり。高麗の君臣切齒して彼等の無禮を怒るといへども、又如何ともする能はざりしなり。

此くて蒙古は毎年受貢使を出し、高宗亦能く其の命に従ひたりしが、太祖の二十年高宗十二年西曆一二二五年に至り、會蒙古使節遭難事件起りて兩國の國交遂に斷絶せり。高麗史高宗世家に之を記して曰く、

甲申十一年十一月乙亥、蒙古使著古與等十人至咸新鎮今の義州。乙酉十二年春正月癸未、蒙古使離西京平壤渡鴨綠江、但賚國驢獺皮、其餘紬布等物、皆棄野而去、中途爲盜所殺、蒙古反疑我、遂與之絶。

時に太祖は西域より凱旋の途上に在りしが、東歸の後も直に西夏親征の事あり、ついで二十二年高宗十四年七月を以て陣中に崩ぜしかば、蒙古は高麗に對し殆んど何等の交渉を開始することなく、空しく數年を送りしなり。

二 太宗の征伐

太宗選ばれて蒙古合罕の位に上るや、乃父の志を繼ぎて金國征討の師を起し、即位の三年高宗十八年西曆一二三一年には三軍を組織し、親ら其の一軍を統べて南に向ひしが、更に別軍を將軍撒兒台サルタイに授けて高麗に赴き罪を問はしめたり。

兄弟の約を爲し、は哈眞にして劊刺にあらざること既述の如く、又蒙古の主將は哈眞にして、劊刺は副將なれば、趙冲と歳貢の事を議せしも哈眞ならざるべからず。又ここに「入貢」とあるは當さに「取貢」「受貢」に作るべきことは、かの陳情書を一見して明かなるべし。高麗傳によれば歳幣の事は哈眞と趙冲との間に議せられしものゝ如し。高麗史の金就礪傳にも、就礪の江東城下に哈眞等と會せし時、蒙古皇帝を遙拜せりといひ、哈眞・札刺と趙冲・金就礪とが交誼を盡し、後「兩國永爲兄弟、萬世子孫無忘」など盟ひ合つて別を告げたる事實によりて推測すれば、兩國の將軍等の間に協約の締結を見たりしこと略ぼ疑なからんも、而も其の確定は蒲里岱完の高宗謁見の日に在りしなるべし。高宗世家に「六年正月庚寅哈眞遣蒲里岱完等十人、齎詔來請講和」とあるもの即ち之を指すに外ならざらんか。

1 高宗世家による。然るに金就礪傳には哈眞の言として「我等來自萬里、與貴國合力破賊、千載之幸也、禮當往拜國王、吾軍頗衆、難於遠行、但遣使陳謝耳」とあり、蒙麗兩將の意氣投合に關する事實は、後日好個の談柄となり、修飾の加へられしを見るべし。

此年八月撒兒台は鴨綠江を渡りて義州當時咸新鎮といふを降し、鐵州を屠り、長驅して西京を攻め、克たず、更に南進して黃州鳳州を陥れ、之と前後して沿道の諸城を攻掠せしが、兩軍の間に激戦ありしは、十月中に起れる龜州安州二城の攻撃にして、龜州に於いて蒙軍撃退せられ、安州に於いては遂に之を占領せり。是より先き、撒兒台の派遣せる勸降使は、その王京開城に至るの途中、平州の官吏に執へられ、ついで王京に護送せられしかば、撒兒台大に怒り、十一月先づ兵を遣りて夜平州を襲ひ取り、悉く州吏を殺し城民を屠り、城市を焼かしめて、自ら甘心し、更に命を下して王京に逼らしめたり。既にして蒙古の諸軍亦相繼いで來り會せしかば、十二月の初、王京は全く重圍の中に陥り、その運命旦夕に迫れり。是に於いて高宗遂に屈し、親しく撒兒台の使者を延見して、勸降書を覽、同月五日、王弟淮安公佺を安州に遣はし、撒兒台と會見して降を乞はしめたり。

吾人は茲に暫く記述の筆を止めて、この構和始末に關する故那珂博士及び屠寄氏の見解に就いて批評する所あるべし。さて兩氏の見解によれば「高麗王高宗は此年九月蒙古の使者阿兒禿阿儿秃・洪福源の來り論ずるに會し、先づ弟淮安公佺をして和を請はしめ、ついで平州屠られ、王京全く包圍せ

らるゝに及んで、十二月を以て始めて降を乞うて許されしもの」とするなり。然れども、九月の請和に就いては何等據るべきものなし。先づ元史の太宗紀三年の條を見るに、曰く「是月八月以高麗殺使者高宗十二年著命撒禮塔撒礼塔往討之、○八月二十九日咸新鎮を圍み、鐵州を屠る取四十餘城、高麗王瞰高麗王遣其弟懷安公請降、撒禮塔承制設官、分鎮其地、乃還」と。而して洪福源傳には「辛卯○太宗三年秋九月太宗命撒禮塔討之、福源率先附州縣之民、與撒禮塔併力、攻未附者、又與阿兒禿等、進至王京、高麗王瞰乃遣弟懷安公○元史王珣傳及び高麗史の淮安公、蓋し懷准同音請降、遂置王京及州縣達魯花赤七十二人、以鎮之、師還」とあり。さて紀に八月とあるは蓋し撒兒台の鴨綠江を渡りて、その左岸なる咸新鎮を圍みし

1 那珂博士は元史高麗史の記事を摘録して蒙古と高麗との關係を述べ、之を成吉思汗實錄卷十二に註せられたる中に、「三年辛卯八月以高麗殺使者、命撒禮塔、率師東征太宗紀、吾也而・薛閣・王榮祖・移刺買奴等從之吾也而、留哥、王珣、移刺捏兒傳、圍咸新鎮、屠鐵州高麗史。西京耶將洪福源大宣子迎降于軍、獻所率編民千五百戶、導撒禮塔、攻州郡未附者洪福源・高麗傳。九月、過西京入黃、鳳州、陷宣、郭州高麗史、取城凡四十餘太宗紀。使阿兒禿與福源抵王京招諭。高宗遣弟懷安公王佺高麗傳請和高麗傳。十一月庚戌、蒙古兵屠平州。辛亥、元帥蒲桃・迪巨・唐古等領兵至京郊。王遣御史閔曠犒師。十二月壬子朔、蒙古軍分屯京城門外。遣閔曠復犒之。癸丑撒禮塔遣使入關、付文牒諭降。丙辰遣淮安公即懷安公佺、以土物遺撒禮塔。甲戌、撒禮塔復送牒、徵索甚鉅。庚辰、王獻國贖、遣使上表辨疏高麗史。撒禮塔遂承制、置京府及州縣達魯花赤七十二人、以鎮之太宗紀・洪福源傳。……といひ、屠寄氏は蒙兀兒史記の札刺亦兒台傳に於いて殆んど全く右と同一の記事を録す。

時を指し、傳に九月とあるは月次の誤記か、若くは洪福源が撒兒台の軍に合したる時をいふものなることは、高麗史世家に見ゆる軍の行動に關する記事と參照して、容易に之を推定することを得るなり。又、右の兩記事の冒頭にある月次なればとて、之を以て、この事件の終局、即ち蒙古軍の凱旋が、此月に行はれたりと解する能はざると共に、高麗の乞降が此月に在りしとも解すべきものにはあらず。此の如きはこの文を一讀するもの、容易に了解し得べき所なるを以て更に贅せず。次に事實上より九月請和説を否定すべき理由として、吾人は次の四箇條を提示するを得るなり。(一)九月末までには高麗の四十餘城が蒙古軍に没せしと思はれず。蓋し撒兒台の咸新鎮を圍み、若くは鐵州を屠りしは八月二十九日なれば、假りに請和の事が九月末日に在りきとするも、この間僅かに一個月なり、蒙兵如何に強く、麗軍如何に弱ければとて、この短時日の間に四十餘城を抜くこと至難の業なり、況んや八月以來九月末に至るまで蒙古軍に没せしものとしては、高麗史の擧ぐる所僅かに義鐵龍章郭黃鳳の七州に過ぎずして、龜州西京の二城に於いては直に撃退せられし事を記するに於いてをや。(二)全戦局より見て、高麗は九月末までには未だ和を請ふの必要なかりき。即ち高麗にては九月二日蒙軍防禦に關する朝議あり、その決議により、九日を以て大軍王京を發して北進せり、而して十月二十日龜州は敵兵に圍まれ、翌日力戰して之を

撃退せしが、恰もその日を以て高麗の大軍は安州に到着せり。偶々蒙古軍來り攻め、激戰の後、高麗軍敗れ退きしが、高麗若し和を講ずるの事ありとせば、そは當さに安州の敗戰以後に起るべかりしなり。(三)平州事件より推測して九月請和の説は成立し難し。十月一日蒙古の使者二人平州に至る、州吏之を囚へて命を朝廷に乞ふ、朝議區々、或は殺すべしといひ、或は來朝の理由を問ふべしと論ず、遂に同月二十日を以て王京に送り到らしめき。撒兒台之を聞き、大に怒り、兵を遣りて平州を襲ひ取りて之を屠らしむ、實に十一月二十八日の事なりき。若し高麗にして九月を以て已に和を蒙古に請ひたりとせば、十月初に蒙使を囚へて之を王京に檻致するが如き暴行を敢てせんや。殊に或者は蒙使を殺さんとさへ主張せりといふ、又以て當時兩國の猶ほ敵對中なりしを證するものにあらずや。(四)高麗朝廷は十月までは蒙古軍の侵寇を知らざりき。即ち高麗史によれば、彼等は西北境に於ける蒙古兵を眞の蒙古とは思はず蒙古と假稱して女真人等が侵掠を行へるものと思へり、その眞蒙古なるを知りしは、十月二十日、平州より送り來れる蒙古の使者を見たるに始まれりといふ。已に此の如くんば、九月中に蒙古に和を請ふの事固よりあるべきに

1 高宗世家辛卯十八年の條に「冬十月壬申郎將池義深押平州所囚蒙古二人到京、一是蒙古人、一是女真人、自此國家始信蒙古兵也」と見え、文大傳(卷二二)には「文大、高宗十八年以郎將在瑞昌縣、爲蒙古兵所虜、蒙古兵至鐵州城下(時

あらず、阿兒禿洪福源等が王京に至りて高麗王を招諭せるは早くも十月二十日以後の事ならざるべからず。高麗史高宗世家によるに、此年十一月十一日、分臺御史閔曦が北界より還りての復命書に「曦與兵馬判官員外郎崔桂年、承三軍指揮、往犒蒙兵、有一元帥、自稱權皇帝、名撒禮塔、坐氈廬、飾以錦繡、列婦人左右、乃曰、汝國能固守則固守、能投拜則投拜、能對戰則對戰、速決了也、汝職爲何、對曰、分臺官人、曰、汝是小官人、大官人速來降」とあり。こゝに「犒蒙兵」といふも、撒禮塔(撒兒台)の語氣を以て之を察するに、曦は蓋し請和の命を帯びて往いて撒禮塔と會見せるなり、而も守るか降るか戦ふか、三者その一を擇べ、和の如きは我之を知らずと峻拒せられて空しく歸りしものなるべし。是れ實に十一月の事、是時に當りて請和の議高麗に起るは決して偶然にあらざるなり。吾人は之を以て講和の發端と爲し、十二月に至りて成立せしものと推定す。然らば那珂博士等は何を以て九月請和の説を立てしか、吾人は之を以て博士等が元史高麗傳の記事に誤られしものに外ならずと斷言す。試に高麗傳の記事を見よ。

太宗三年八月命撒禮塔征其國、國人洪福源迎降于軍、得福源所率編民千五百戶、旁近州郡亦有來歸者、撒禮塔即與福源攻未附州郡、又使阿兒禿與福源、抵王京、招其主王暉、暉遣其弟懷安公使請和、許之、置京府州縣達魯花赤七十二人監之、遂班師。十一月元帥蒲桃、迺巨、唐古

等領兵至其王京、暉遣使奉牛酒迎之。十二月一日復遣使勞元帥于行營、明日其使人與元帥所遣人四十餘輩、入王城付文牒、又明日暉遣王使等詣撒禮塔屯所、犒師。

撒禮塔の出征を八月としたるは、太宗紀と同じきも、以下の文殆んど全く洪福源傳の文と同じ、たゞ「請降」を「請和」に改めたと、「十一月……犒師」の文を加へたところが彼此異なるのみ。この「十一月……犒師」の事實は略ぼ高麗史世家の記事と符合し、殆んど同一史料に出でしが如し。然れども之を高麗史の文と参照するにこの全文正に蛇足なり、蒙古の第一回高麗征伐の顛末は「遂班師」の語を以て首尾完きを爲す、即ち太宗紀の記事は最も簡、洪福源傳の記事は稍、精しきも、而も之を高麗史の記載に比するに、共に略筆たるを免れず、略筆は略筆なれども而も事實を誤ることなし。ひとり高麗傳に至つては「十一月……犒師」の八十字は漫然として史料の一部を挿入せしのみ、而して之を挿入するがために、太宗紀洪福源傳に「請降」とあるを「請和」

に八月末、令文大呼諭州人曰、眞蒙古兵來矣、可速出降、文大乃呼曰、假蒙古兵也、且勿降、蒙古人欲斬之、使更呼、復如前、遂斬之、蒙古攻城甚急……といひ、趙叔昌傳(卷一三〇)には一趙叔昌平章事冲之子、高宗十八年以防戍將軍在咸新鎮、蒙古元帥撒禮塔來圍鎮……遂以城降……蒙古人所之、令叔昌先呼曰、眞蒙古也、宜亟出降、至鐵州城……蒙古遂屠其城」とあり。

と改めしなり、高麗傳記者の無責任も亦甚しといふべし。

之を要するに、撒兒台サルタイ（撒禮塔）は太宗の三年八月を以て鴨綠江を渡りて高麗に入り、十月の末、安州に於いて高麗軍の主力を破れり。かくて十一月には高麗の閔曦等來りて和を乞ひしも許さず、十二月初王京を包圍し、高宗出で、勸降使阿兒忒・洪福源等を迎ふるに及んで、始めて淮安王ウイ倂と安州の屯所に會見して之を許したるものなり。元史の太宗紀洪福源傳の記載は簡に過ぐれども猶ほ事實の真相を傳へたり、高麗傳の記事は稍、精しきも、その後半は全く蛇足なり、ひとり高麗史の記事に至ては、首尾尤も備はる、たゞ淮安王の撒兒台と會見して降を乞ふの一事、その記述簡に過ぎしがため、動もすれば人をして誤解せしむるを遺憾とするのみ。

太宗の三年高宗十年十二月高麗王高宗はその弟淮安王倂を安州なる蒙古軍本營に遣はして降を乞はしめしかば、撒兒台之を許し、高麗の京府州縣に達魯花赤タルガチ七十二人を置きて行政の監督に當らしめ、更に若干の守備軍を留め、翌四年春正月を以て、自ら大軍を率ゐ高麗を出發して蒙古に還れり。

是に於いて高麗始めて王京の戒嚴を解き、出禦の諸軍を召還し、四月には上將軍趙叔昌侍御史

1 高麗史高宗世家に蒙使二人とあるは之をいふか。

2 監察御史宋國瞻隨行せり。高麗史卷一〇二、本傳に「蒙古元帥撒禮塔大學入寇、王遣淮安公倂講和、國瞻從行、及至、與撒禮塔言、辭色嚴正、撒禮塔嘉歎」とあり。

3 達魯花赤は蒙古語 darughachi の對音にして、總督知事などの義あり。委しくは本報告第參册四五頁「本書三〇六一—三二二頁」以下に述べたり。此時七十二人の達魯花赤が如何やうに配置せられしかは全く詳ならず。高麗の各京各府各州縣に配置するには、七十二人は少きに過ぎたり、さりとて占領せる四十餘城にのみ置きしにはあらざることを勿論なり。

4 成吉思汗實錄（秘史）卷十二に「先に主兒扯惕・莎耶合思の處に出征したる札刺亦兒合豁兒赤の後援に、也速迭兒豁兒赤を出征せさせたり。探馬に居れと勅ありき」と見ゆ。主兒扯惕は Djirchet にして女眞 Djirchen の複數なり、莎耶合思は Solangas にして、こゝには高麗を指す (Solangas については歴史地理第八卷第五號所收白鳥博士の新羅國號考を見よ)。札刺亦兒台は撒兒台 Sarai の誤寫又は誤譯なるべく、豁兒赤と探馬赤とは如何なる蒙古語の對音なるや明ならねど、前者に箭筒士、後者に鎮戍の義あるは疑なかるべし。屠氏は蒙兀兒史記の札刺亦兒台傳に於いて右の秘史の文に基づき「以也速迭兒領探馬赤軍、留鎮之」と記するも、也速迭兒の名曾て高麗史に見えれば、此人が果して守備軍の主將として高麗に駐屯したりしや否や明ならず、因つて姑らく之を缺き、元史の太祖紀に「撒禮塔承制、設官分鎮其地、乃還」とあると参照してたゞ守備軍を置きしことを推定するに止む。

5 十二月五日に降を納れ、翌年正月十一日蒙兵還る（高麗史世家）とあり、この一ヶ月餘の間に達魯花赤任命等の事ありしものとせば、餘りに忙はしき感あれども、任命のみにて赴任を見るに及ばずして歸途に上れりと解せんには何の不都合もなし。又淮安公倂を始とし、首宰金就礪、大將軍奇允肅等が慰送せりと記するに由りて之を察するに、撒兒台は蓋し此日を以て高麗（安州？）を出發せしものなるべし。

薛愼を蒙古に遣はし、上表臣と稱し、且つ巨額の方物を獻ぜり。然れども高麗の君臣固より未だ眞に蒙古に臣事するの意あらず、機會の乗ずべきあらば、蒙古の勢力を驅逐して國家の獨立を回復せんとせり。蓋し龜州守將朴厚、慈州守將崔椿、二城の如き、終始蒙軍に抵抗して遂に降らず、蒙軍還れる後、國王の諭告によりて始めて開城龜州は三月、慈州は五月を以て、蒙軍未だ必ずしも防ぐべからざるにあらずと爲し、ものか、高麗朝臣中早くも二月中已に遷都の説を爲すものあり、五月蒙古防禦に關する議あり、或は城守拒敵の論あり、結局遷都説勝を制して六月遂に都を江華島に遷し、之を江都と稱せしは、暫らく蒙古の銳鋒を避け、徐ろに國勢の回復を計らんとせしものなり、この年七月内侍尹復昌をして北界諸城に往き、蒙古置く所の達魯花赤の弓矢を奪はしめんとせしが、復昌は却て宣州の達魯花赤に射殺せられき。弓矢を奪ふの語、義甚だ明瞭を缺くも、少くとも武器を沒收するか、兵力を奪ふかの義ならざるべからず、果して然らば是れ明かに蒙古に對して敵意を示し、ものなり、殊に其の八月西京の守將等が達魯花赤を殺さんと謀りしが如き、假令、市民の反對に遇うてその事遂に果さざりしとはいへ、又以て高麗朝廷の蒙古に對する態度の容易ならざるものありしを窺知すべし。元史の紀傳に江華遷都を以て「高麗叛」と爲し、蓋し當を得たるものなり。

高麗の叛跡已に掩ふべからず、乃ち蒙古の太宗は此年八月を以て再び撒兒台に命じ兵を率ゐて東征せしめぬ。撒兒台鴨綠江を渡りて高麗に入り、頻りに使者を遣はし書を贈りて高麗を詰責す、曰く、既に和して都を遷すは誠意なき也、曰く國人の城邑を棄て、山島に逃るゝを默許するは事

1 宣州及び西京に於ける事件より推測するに、七十二人の達魯花赤は主として北部諸州縣に配置されしものならんか。又その守備隊とても極めて少数なりし事は、西京事件によりても略ぼ推測せらるゝなり。次に、元史の高麗傳に「六月曠盡殺朝廷所置達魯花赤七十二人以叛」とあれど、その誤なることは、那珂博士已に之を辯ぜられたり。今その理由の大要を擧ぐれば「達魯花赤に對して何か企てたりとせば、そは高麗史に見ゆる宣州及び西京に於ける二事件のみなり。同書に、この年九月より十一月までの間に蒙古の皇帝又は大官に宛てたる高麗よりの書面七通を收めたれど、その中には江華島遷都の事、朝覲を闕く事等已むを得ざるに出でしことを辯疏すれども、一語の朝官盡殺の事に及べるものなし、又、高麗史及び元史高麗傳に、太宗五年詔して高麗の五罪を數へたる事を載するも、鎖事を摘擧せるのみにて、この事に及ばず、即ちこの事の妄傳たるや疑なし」と。

2 元史の太宗紀、洪福源傳、高麗傳。
3 高麗史、卷二三、高宗世家收むる所の十九年九月及び十一月に高宗の撒兒台に與へたる答書による。沙打は即ち撒兒台なり。

元史の洪福源傳に「六月高麗叛、殺所置達魯花赤、悉驅國人、入據江華島」とあれど、全國人を一島内に徙せりといふが如きは固より必無の事なり。高麗傳に「遂率王京及諸州縣民、寘海島」とあるは、稍々事實に近きも、高麗史地理志に北界諸州民の入島を悉く高宗十八年に繋けたるは勿論誤なり。朝鮮歴史地理第二卷一五八頁以下、滿洲歴史地理第二

大の意なき也、曰く達魯花赤に對し無禮の振舞を爲し之を捕縛するが如きは驕慢の極也、曰く無根の風説を作りて汝が國の上下を騒がしたる某々二人の罪大也、宜しく之を引渡すべし、曰く近く萬奴を伐たんとす、兵馬を出して大軍を助くべし、曰く何曰く何と、或は詰責し、或は徵索す、而して高麗の君臣亦頗る辯疏に力め、至らざるなし、蒙古の暴慢誅求驚くに堪ふれど、高麗の之を回避せんとして諄々娓娓之に答ふる其の辭令の巧妙なる、亦眞に天下一品なり。是時に當り、高麗北界諸城の居民難を避けて、或は海島に入り、或は山城に竄るゝもの多く、甚しきは州縣の官民悉く遷徙して一城全く空虚となれるもありき。而して此等北界諸城は概ね洪福源の指揮に隨ひ、蒙古の用を爲しゝもの、如く、元史の本傳に「福源招集北界四十餘城遺民、以待(大兵)」といふもの、必ずしも事實を誤れるものにあらざるべく、少くとも、彼は西京若くは北方の某城に居りて此等諸城の遺民を招撫し、以て大に蒙古のために忠誠を抽んずべきを期したりしなるべし。乃ち撒兒台の大軍再び至るや、彼は兵を以て之を迎へ、自ら嚮導となりて南進し、王京を降し、南京楊州、今の京城を拔き、更に漢江を渡りて南方を攻略せり。⁽¹⁾ 然るに水州今の水原の屬邑處仁城龍仁縣の南の攻撃中、十二月十六日撒兒台は高麗の僧金允侯(3)といふものに射殺せられしかば、蒙古軍の士氣大に沮喪し、副將帖哥(4)は軍を引いて西に還り、⁽⁵⁾ 洪福源ひとり西京に留まつて蒙古のために北部降附の諸

卷三三八頁以下参照。

- 1 東國輿地勝覽卷十、龍仁縣古跡、處仁城の條に「高宗時、遷都江華、元帝怒、遣兵問狀、元帥撒歹繫御史雜端薛慎於軍中、到松京、將渡江南下、慎謂撒歹曰、國諺有之、異國大官渡南江者不吉、撒歹不聽、抵漢陽山城、拔之、次至處仁城、爲流矢所中而死、元兵回到松京、謂慎有知識、遣入江華」と見ゆ。撒歹は撒兒台、雜端は御史臺の一官名、松京は開城、南江は臨津江なるべく、漢陽山城は當時の南京楊州、今の京城なるべし。
- 2 高麗史高宗世家、十九年十二月の條、高宗の東眞國(蒲鮮萬奴)に答ふるの書中「至今年十二月十六日、水州屬邑處仁部曲之小城、方與對戰、射中魁帥撒禮塔殺之……」とあるによる。
- 3 撒兒台の戦死については蒙古側にては「中矢卒」(元史太宗紀)、「中流矢卒」(洪福源傳高麗傳)とし、高麗側にては金允侯といへるものが射殺せし事を明記す。金允侯の傳は高麗史卷一〇三に見ゆ、曰く「金允侯、高宗時人、曾爲僧、住白峴院、蒙古兵至、允侯避亂于處仁城、蒙古元帥撒禮塔來攻城、允侯射殺之、王嘉其功、授上將軍、允侯讓功于人曰、當時、吾無弓箭、豈敢虛受重賞、固辭不受、乃改攝耶將……」と。蒙兀兒史記に、東國史記を引きて金允侯としたれど、住は侯の譌なり。屠氏は「金允佳之名見東國史略、高麗史則云、有一僧射殺之、王嘉其功、授官」といふも、高麗史世家に「有一僧、避兵在城中、射殺之」とありて「王嘉其功云云」の語なし、而も同書に金允侯傳を収録すること前述の如し、恐らくは屠氏の失檢ならん。
- 4 洪福源傳による、高麗傳には鐵哥に作る。
- 5 この時、帖哥に隨つて西還せるもの、及び洪福源の麾下に屬して駐屯せるもの、外に、別に東北行して東眞征伐に向ひし一軍ありしが如し。高麗史高宗世家、十八年十月の條に、平州にて虜はれたる蒙古の使者の携へたる牒文に「我兵初至咸新鎮、迎降者皆不殺、汝國若不下、我終不返、降則當向東眞去矣」といひ、十九年十一月高宗の蒙古に上れる陳情

城を支配せり。⁽¹⁾

高麗既に蒙古の元帥を殺し、その軍をして遂に撤退の止むなきに至らしめてより、頓に勢を得しものゝ如く、大膽にも北部諸州縣の回復を企て、翌五年^{高宗二十一年}冬十月大將軍鄭毅外一人を宣諭使に拜し、西京に赴きて洪福源を招かしめたり。福源固より聽かず、却て之を殺し、かば、高麗の宰相崔瑀は家兵三千人を遣はし、北界兵馬使閔曠と共に之を攻めしめたるより、十二月西京遂に陥り、福源の父弟及諸子皆虜となり、福源は所部の民を率ゐて倉皇遼東に走れり。蒙古の太宗は深く福源の忠誠を嘉みし、命じて遼陽に居らしめ、又その部民を遼陽奉天の間に屯せしめ、翌年福源を以て管領歸附高麗軍民長官に任じ、百方高麗人を招致せしめたり。是に於いて高麗に於ける蒙古の勢力は一時殆んど地を拂ひたるの觀ありしも、⁽²⁾而も北界諸城は數次の戦亂を経て疲弊甚しく、防備また全く破れたりしを以て、蒙古軍再び來るあらんには、西京王京共に忽ちにしてその有に歸せんこと疑あるべからず、況んや東真國の地新に蒙古に入り、高麗は東方に於いても蒙古と境を交ゆるに至りしをや。高麗國の前途寧ろ益々悲觀すべかりしなり。

太宗の五年九月東真國亡び、翌六年正月金國亦亡びぬ。蒙古はこの二國の處分に就き頗る多事なりしがためか、若くは他に故ありてにや、高麗に於ける撒兒台の戦死、洪福源の敗走に對して

表に「其詔旨所及添助軍兵征討萬奴事」と見え、十二月處仁城の戦勝を東真國に報告せる中に「俘虜亦多、餘衆潰散、自是襁氣不得安、止似已回軍前去、然不以一時鳩集而歸、或先行或落後、欲東欲北、故不可指定日期、又莫知向甚處去也、請貴國密令偵諜可也」とあり、而して元史卷一五〇、王榮祖傳に榮祖が撒兒台と共に高麗征伐に向ひし事を記したる後

「進討萬奴、擒之」と記せるもの、皆之が徵證と爲すに足るべし。萬奴の擒となり、東真國の亡びしは、太宗の五年（高宗の二十年）九月なれども、皇子貴由の率ゐる大軍の漠北を出發せしは此年の春なれば、高麗より向へる蒙古軍は、夏もしくは秋に至りて大軍と會し、南京の包圍戰に参加せしなるべし。

1 元史の洪福源傳に「唯福源留屯」といひ、高麗傳に「其已降之人、令福源領之」と見ゆ。而して高麗史高宗世家二十年五月の條に「西京人畢賢甫、洪福源等殺宣諭使大將軍鄭毅、朴祿全、擧城叛」とあれば、福源の西京に居りしは既に前年以來のことなるべし。但し高麗史に之を以て五月とするは十月の誤にして、洪福源が此時を以て始めて高麗に叛せし如くに記するも亦誤なること、次に言ふ所の如し。

2 元史の洪福源傳及び高麗傳による。高麗史に之を五月に繋ぐることは前註に記するが如くなれど、蓋し誤にして「十月」の二字を脱せしなるべし。その理由は、この年春、蒙古軍は萬奴征伐に向ひ、九月を以て之を平定せり、即ち蒙古の大軍は今の間島に集まりしなり、而してその一部は必ず高麗の地を往復通過せしなるべし、果して然らば高麗の西京回復の企畫に著手したるは五月としては、餘りに大膽に過ぐ、十月としても、それは單に招降せんとせしものにて、敢て兵力を以て攻伐を試みしは十二月に在りしなり。

3 鄭毅一に鄭顛に作る、高麗史卷一二一にその傳あり。

4 崔瑀後に崔怡と改名す。

5 洪福源敗走前後に於ける七十二人の達魯花赤の運命に就きては、全く傳ふる所なきも、恐らくは撒兒台の戦死後相つ

約一年間、何等膺懲的出師の事なかりしが、六年秋、荅蘭荅八思タランダバスに於ける大會議の結果、征宋軍の一部は先づ出發して南に向ひ、翌七年、宋及び西域の征討に向へる諸軍相踵いで行を起し、唐兀台タングタイの率ゐる一軍はこの年夏の頃を以て高麗に向つて出征することゝなれり。唐兀台は遼陽に屯營せる洪福源を嚮導として東に進み、秋八月には深く龍岡・咸從・三登等の諸城を占領し、十月には洞州今の瑞興を拔きしが、之と前後して別軍は東眞の故地より高麗に入りて、その東北境を攻略し、翌八年六月に至り、蒙兵更に鴨綠江を渡りて來り、普く北界諸城に分屯し、その月の内に先鋒は早くも黃州・信州今の信川・安州今の載寧に入り、十月には遙に南進して全州に至りしものありき。翌九年には甚しき侵掠なく、十年夏には蒙兵の東京慶州に亂入したるものありき。而も彼等は皆掠奪を目的としたることは、彼等の終に江都攻撃のために、その兵力を集中せざりしによりて察せらるゝなり。而して高麗の諸城は全力を盡して各々自らその防戦に努めたりき。

十年十二月高麗王高宗は使者を蒙古に遣はし、上表撤兵を乞はしめしが、翌十一年高宗二十六年四月蒙古の使者來り、太宗の詔を齎らして高麗王の入朝を諭告し同時に撤兵を斷行せり。蒙兵西歸の後も、國王入朝することなかりしかば、此年夏より翌年末まで蒙使四たび來りて入朝を促し、麗使四たび往きて入朝の不可能を辨ぜしが、十三年高宗二十八年四月高宗は王族永寧公綽を以て已

れの子と稱し、貴族の子弟十人と共に蒙古に入りて質たらしめたり。綽時に年二十、同年秋蒙古の將軍吾也而に隨ひ、和林に至りて太宗に謁見し、後遼東に歸り、洪福源の家に寓居し、福源の死後、元の世祖の命によりて高麗歸附の兵民の一部を支配して瀋州今の奉天に治し、終生蒙古に仕へ

て自ら罷めて軍伍に入りしか、又は歸國せしものなるべし。

- 1 Dalan Tabas 今の Erdenisü 昔の Karakorum の北約十邦里に在り。
- 2 元史の王榮祖傳による。元史の太宗紀高麗傳等及び高麗史には唐古に作り、元史の洪福源傳には唐古拔都兒 (Tangu Badur) に作る。
- 3 元史によるに、移刺買奴・王榮祖・吾也而の諸將之に従へり。
- 4 高麗史及び元史高麗傳。
- 5 當時大部隊といへども三百人を出でず、少きは二三騎にて各地に轉戦せるものありき。
- 6 當時高麗は密に境上の女真人漢人を招きて蒙古人を防がんとしたるは、東國李相國集卷二八收むる所の「密告女真漢兒文」によりて明なれども、その效果如何は之を詳にするに由なし。
- 7 唐兀台は同時に蒙古に還りしなるべし。
- 8 元史の吾也而傳。
- 9 元史地理志瀋陽路の條。

て遂に本國に歸らざりき。⁽¹⁾

此年十一月太宗病を以て漠北に崩す。爾後數年の間、高麗の蒙古に事ふること恭謹、兩國の關係極めて圓滑なりき。

かくて太宗の高麗征伐は前後三回十一年に跨り、第一第二役は撒兒台之を率ゐ、第三役は唐兀台之を率ゐたり。第一役講和の際は高麗に蒙古官吏を任命せしが、第二役には之を聞かず、第三役講和の際には當に此事あるべくして而も遂になかりしが如し。⁽²⁾蓋し第一役に之を行つて效なく却て高麗の君臣をして不安の念を深からしめ、敵愾心を誘發せしに鑑みて斷念せしものなるべし。

三 定宗憲宗時代

太宗の時三たび高麗を伐ち、その都度、國王の入朝を促し、も高宗常に言を左右に託して敢て往かず、太宗の末年四月王族永寧公綽を質として纔かに蒙軍の撤退を見るに至りしこと既に述ぶる所の如し。爾來四五年の間、高麗の使節頻りに蒙古に來りて貢獻を怠らざりしがためか、或は蒙古に合罕選定に關する紛議ありて、復た外を顧みるの追なかりしがためか、兎に角絶えて兵を東方に出し、事を聞かざりしが、定宗即位の年、即ち高宗の三十三年に至りて高麗復た蒙古の兵

を被り、爾後十三年の間、殆んど寧日なかりき。⁽³⁾高麗史に、高宗三十三年冬蒙古四百人、北塞諸城に入り、深く遂安縣に至る、皆言を捕獺に托すといふもの即ちその發端にして、翌年七月元帥阿母侃兵を領して鹽州今延安に屯すとあるは、即ち定宗の出せる征麗軍なり。元史の定宗紀絶えて之を記さず、洪福源傳に「乙巳定宗命阿母侃、將兵與福源共拔威州平虜城」とあるのみ、而も乙巳は定宗即位の前年なれば、こは丙午もしくは丁未の誤なるべく、而して高麗傳にも「當定宗憲宗之世、歲貢不入、故自定宗二年至憲宗八年、凡四命將征之、共拔其城十有四」と記するのみ。定宗征麗の理由は「歲貢不入」に在りしことは、高麗史にも、定宗即位の元年及び二年に限りて高麗の使者の蒙古に赴きたる記事を見ざるに徴して推測せらる。又「自定宗二年云云」とあるによれ

1 元史の王綽傳によるに、綽は二十歳の時質子として蒙古に來り、至元二十年九月壽六十一を以て歿せり。

2 この後憲宗の三年に高麗を征せし時、兵一萬を駐め、達魯花赤を置かんことを宣言せしも、高麗の歎願によりて中止せしことありき。想ふに太宗の征麗第二役以後、絶えてその事なかりしなるべし。

3 高麗史高宗世家三十四年の條に「去年冬蒙古四百人入北塞諸城、至于遂安縣、托言捕獺。凡山川隱僻無不覘知、國家以和好殊不爲隱、至是百姓避匿者、並被驅掠者、鮮有脫者」と見ゆ。

ば、阿母侃（阿母罕）の高麗に入りしは即ち此年にて、前年の「蒙古四百人云々」は、その先發隊か、もしくは遼東あたりの蒙古人が恣に闖入せしものなるべし。さて阿母侃の兵來り攻むるや、高麗王及びその政府は江都の城を固めて自ら守り、北方諸城の民を諭して海島に入りて蒙兵を避けしめしが、程なく定宗の殂落あり、阿母侃また師を班せしもの、如く、爾後憲宗即位の二年を終るまで、絶えて蒙兵の高麗に入りしを聞かず、而して高麗は昇天府に宮闕を營み、又、江都城を修めなどして防禦の策を講じ、相ついで來れる蒙古の使節が、皆、江都を出で、開城に還るべきを要求せしに拘らず、常に饗宴と贈賂とによりて巧に之を謝絶し、曾て彼れの要求に應ずることなかりき。憲宗の二年冬十月高麗征討の命を受けたる也古は阿母侃・洪福源等の諸將を先鋒として東に向はしめ、翌三年七月自ら鴨綠江を渡り、八月土山今のに屯し、兵を縦ちて全州以北の諸城を攻掠せしめ、十月自ら進んで忠州を圍みたりしが、未だ之を抜くに及ばずして北に歸り、四年正月には阿母侃の軍亦蒙古に引き上げしかば、高麗は國都の戒嚴を解き、七月國王は昇天府の新宮に移りて蒙古の使節を延見せり。然るに是より先き、札刺兒帶テララ新に蒙古の征東元帥となり、此月を以て兵五千を率ゐて鴨綠江を渡り來りしかば、國王驚き恐れて江都に還りしが、札刺兒帶の兵諸城を攻掠して、その勢當るべからず、高麗の史臣は「此歲蒙古兵所虜男女無慮二十萬六千

1 元史憲宗紀二年の條に「冬十月命諸王也古征高麗」とあるに據る。也古は高麗史に也窟に作る。さて高宗世家四十年八月の條に、憲宗皇帝の語として「皇叔也窟云云」とあれば、憲宗の父拖雷の異母弟なりしにや。

2 高麗史高宗世家。

3 也古は元史憲宗紀三年の條に耶虎に作る。但し「冬十二月命宗王耶虎與洪福源、同領軍征高麗、攻禾山・東州・春州・三角山・楊根・天龍等城」（洪福源傳の記事も之に同じ）とあるは、非常の略筆にして、也古の軍が此年七月鴨綠江を渡り、南、忠州までをも攻めしことを總括して言へるに過ぎず。而して紀に此年春也古を罷むといひながら、こゝにこの記事あるは、編者は也古と耶虎とを別人と誤解したるによる。高麗史世家によるに、也古は此年十一月病を以て北に還り、十二月忠州の圍解かれ、翌年正月阿母侃の軍蒙古に還るとあれば、也古も阿母侃と前後して西に還りしなるべし。元史憲宗紀三年正月の條に「諸王也古以怨襲諸王塔刺兒營。……罷也古征高麗兵、以札刺兒帶爲征東元帥」とあるによりて察するに、也古の罷められしは、病のためにあらずして、私怨を以て塔刺兒の營を襲ひたるがためなるべし。

4 元史憲宗紀に「三年癸丑春正月……諸王也古以怨襲諸王塔刺兒營。……罷也古征高麗兵、以札刺兒帶爲征東元帥」とあれど、札刺兒帶の征東元帥となりしは、翌四年の春なるべし。憲宗紀四年の條に「春……遣札刺兒帶亦兒台密兒赤にして、とあるは即ちその明證にして、札刺兒帶亦兒台密兒赤は秘史卷十二（成吉思汗實錄六二八頁）の札刺兒亦兒台密兒赤にして、札刺兒帶は札刺兒亦兒台の訛に外ならず。憲宗紀には更に訛りて劉刺解と記し、洪福源傳及び塔出傳には札刺台と書き、高麗史には車羅大とあり。又高麗史高宗世家に「四十一年甲寅（憲宗四年）秋七月丁巳安慶府典籤閔仁解還自蒙古、言帝使車羅大主東國。……壬戌西北面兵馬使報、車羅大等帥兵五千渡鴨綠」とあれば、車羅大即ち札刺兒帶の征東元帥となりしは、憲宗四年春に在りきとする吾人の推定は愈々確めらるべし。又憲宗紀五年の條に「是歲改命劉刺解與洪福源、同征高麗。後此又連三歲、攻拔其光州・安城・中州・玄鳳・珍原・甲向・王果等城」といひ、洪福源傳には之を甲寅（四年）に繋げたり。之は傳の方正し。紀の編者は札刺兒亦兒台密兒赤は即ち劉刺解に外ならざること悟らざりしがために、

八百餘人、殺戮者不可勝計、所經州郡皆爲煨燼、自有蒙兵之亂、未有甚於此時也」といへり。翌五年に入りては蒙兵屢昇天府の城外に至り、江都屢戒嚴令を布きしが、その年八月より六年十月に至るまで凡そ十五ヶ月の間、江都は全く戒嚴を解くこと能はず、麗使屢札刺兒帶の屯所に至りて回師を乞へば、札刺兒帶は國王の出陸會見を求め、且つ太子の入朝を促して止まず、麗使は蒙軍還らば出陸入朝せんと言ひ、札刺兒帶は出陸入朝せば還らんと主張して、交渉毫も埒明かず、而して蒙兵の各地を攻掠すること一日も止むことなかりき。六年十月蒙古の使者徐趾來りて札刺兒帶に命を傳へし結果として、江都に迫れる蒙兵は一旦退いて北方に還りしが、而も漢江以北に於ける掠奪戦は依然として繼續せられ、江都も屢戒嚴令を布き、殆んど寧日なかりき。然るに七年夏、高麗の權臣崔沆死し、之に代れる崔瑄も翌八年春を以て誅せられ、高麗の政權は始めて國王の手に歸するに至りて、蒙古に對する方針も稍改まり、王族永安公僖を札刺兒帶の屯所に遣はして諭さしめしも、國王の出陸を肯んぜざること猶ほ依然たりき。既にして新に來れる蒙古の二將は平州附近に居りて決答を迫り、札刺兒帶も開城に移屯せしかば、高麗遂に屈し、九年高宗四十六年 西曆二二五九年三月に至り、使者朴希實等を開城に遣はし札刺兒帶と會見の上、國王の舊都に還ること、太子の入朝すべきことを約し、四月太子僖は李世材・金寶鼎等四十人を隨へ表を奉

じて蒙古に赴き、ついで蒙古の使者江都に來りて城壁破毀に著手せしが、札刺兒帶は蒙古への歸途暴に死し、高麗の高宗も未だ舊都に還らざるに、此年六月病のために薨じ、太孫諶假りに國事を監せり。翌年二月太子僖（元宗）は蒙古の皇弟忽必烈（世祖）の命によりて本國に還り、四月王位に即さしも、猶ほ辭を開城に於ける宮闕造營に託して容易に江都を出でず、爲めに屢蒙古の詰問督促を受けたりしが、王の十年至元六十一 二六九年六月權臣林衍等陰に謀りて王を廢して王弟湍を立て、自ら政を擅にせしより、同年十一月世祖使を遣はして林衍等を責めしめたる結果、元宗は王位に復することを得しも、この時林衍等を誅するを名として亂を作せる崔坦等は、翌年二月に至りて、西京以下六十城を獻じて蒙古に降り、世祖は兵三千を遣りて西京に鎮せしめ、詔して西京を東寧府と改め、慈悲嶺を畫して蒙麗兩國の境界とするに至りしかば、元宗は今や全く蒙古と争ふべからざるを覺り、その年五月を以て始めて江都を出でて舊都開城に還れり。是より高麗復た敢て蒙

此かる誤解をなし、なり。但し洪福源傳に、光州等の諸城を甲寅の年に攻め取りしとするは誤にて、甲寅より丙辰までの三年間の事實とする憲宗紀の方正し。

1 高麗史高宗世家四十一年の條。

2 同上、四十五年六月の條に、己丑蒙古余愁達・甫波大等各率一千騎來、屯嘉・郭二州……甲辰屯兵平州寶山驛」と見ゆ。

3 滿洲歷史地理第二卷東寧路の條參照。

古に叛かず、忠烈王以後内治外交一にその指教を奉ずるに至れり。

是より先き、高麗の東北面は屢々蒙古及び東女眞の侵略を被り、憲宗の八年高宗四十五年には蒙古の將、散吉・普只等大兵を率ゐて殺到し、高和・定長・宜文等十五州の民皆難を避けて海島に入りしが、龍津縣人趙暉と定州人卓青とは相謀りて東北面兵馬使慎執平を殺し、和州今の永興以北の地を以て蒙古に附きしかば、蒙古は和州に雙城總管府を設置し、趙暉を總管とし、卓青を千戸とし、以てこの地方軍民の事を掌らしめたり。

四 結 言

終に臨んで、高麗王の江都に入りて久しく出陸を肯んぜざりし理由及び蒙古の終始消極的政略に甘んじたりし所以を揣摩し、以て本稿の結言となさんと欲す。

高麗の高宗は、その十九年六月を以て都を江華島に遷し、之を江都と稱せること、既に前に述べたり、而して是れ當時の權臣崔瑀の謀によりて蒙兵の鋒を避けしに外ならず。人或は之を以て瑀の專斷と爲し、爾來連年蒙古の兵を被りたるの責一に瑀に在りと論ず。然れども吾人の見る所

を以てすれば必ずしも然らず。高麗史卷一崔瑀傳に曰く、「怡瑀後改名怡欲遷都江華、會宰相其第議之、皆畏縮不敢言、夜別抄指揮金世冲排門入詰曰、松京開城自太祖以來、歷代持守、凡二百餘年、城堅而兵食足、固當戮力死守社稷、捨此將安都乎。怡問守城策、世冲不能對、集成大成謂怡曰、世冲効兒女之言、欲沮大議、請斬之、以示中外、……遂引世冲斬之」と、當時遷都を非とするもの、蓋し概ね皆世冲の類、その意氣の壯なるは稱するに足らんも、而も何等禦敵の策なきを如何すべき。崔瑀の遷都論の動機が那邊に在りしにせよ、遷都そのもの、是非は、然かく容易に斷すべきにあらず。爾來約四十年の間、高麗王の言を左右に託して敢て離島せず、蒙古の百方威嚇してその出陸を促したる事實は、少くとも江華遷都の無意義ならざりしを證明するものといふべし。

蒙古の兵連年高麗に入り、その入る毎に詔を傳へて出陸を促すこと急なり、而も敢て聽かれざるや、乃ち兵を縦ちて州縣を焚掠す。想ふに蒙古の強を以て高麗の弱に臨む、一舉してその都城を陥るべく、又その王を虜にするを得べし、而も聲徒らに大にして遂に海を渡らざりしは、渡らざるにあらず、渡るを得ざりしなるべし、蓋し蒙軍海戰に慣れず、又戰艦に乏しかりしが爲めのみ。由來北方民族の短所は水戰に熟せざると戰艦の足らざるとに在り、故に後年蒙古の我國を侵すや、先づ高麗を臣とし、而して後我の所謂文永の役あり、南宋を滅ぼし、而して後我の所謂弘安の役

ありき。江華の島たる陸を距ること極めて近く、固より對馬海峡と比すべきにあらねど、高麗船を浮べて固く守り、時に海戦の演習を行ひて嚴に備ふる所ありしが故に、蒙軍は容易に之を略取すること能はざりしなり。當時高麗西北面諸城の相率ゐて海島に逃避せるもの亦この蒙古軍の弱點に乗ぜしものに外ならず。高宗薨じて元宗立ちし後九年を経るも猶ほ出陸せざるや、元の世祖詔して責めて曰く、「向卿自請撤兵三年、當去水就陸、撤兵之請既已從之、就陸之期今幾年矣、以前言無徵、是用爲問、卿意必曰、捨險卽夷、則慮致不虞、或未取信聽所止、」と、即ち元宗も猶ほ江都の險を棄てて開京の夷に即くを躊躇し、世祖も亦江都の形勝容易に克つ能はざるを認めたりしなり。又想ふに、高麗の國到る處山岳多く、都邑ある處概ね山城あり、敵人來り攻むれば山城に入りて抗禦す、即ち攻め難く守り易し、隨つてその反服常ならず、殆んど敵人をして奔命に疲れしむるを例とす、古來兵力を以て半島を統一するの難きは實に之れが爲めなり。是に於いてか、北狄の半島に侵入するもの、往々にして草賊同様の行動をとり、劫奪焚掠自ら慰むるに至る、かの高宗即位後數年にして闖入せる契丹人は言ふを俟たず、ついで來り征せる蒙古軍も亦殆んど然りきといふを得べし。更に想ふに、太宗の五年金を滅ぼしてより、蒙古用兵の眼目は南宋に在り、又西域に在り、世祖の時に至りて西域の事ほゞ定まるといへども、前に阿里不哥の自立あり、

後に海都カイヅの叛亂あり、蒙古の勇將猛卒は概ねこれ等の方面に向ひたれば、高麗に出征せるものは、蓋し羸兵にあらずんば悍卒なりしなるべし、而して是れ蒙軍の動もすれば草賊の如き暴行を恣にし、遂に一舉江都を抜くこと能はざりし所以の一ならんか。

之を要するに、高麗王の開京を棄て、江都に入りしは、蒙兵を避けしなり、蒙古はこの擧を以て高麗に誠意なしと爲し、頻りに去水就陸を促し、が、而も同時に兵を各地に縱つて焚掠せしめしを以て、益々海島の險に據つて自ら保たんとせるなり。高麗は初より蒙古に對して臣禮を執ること遼金に對せるもの、如きを覺悟せしならんも、蒙古の要求は、かの二國のそれに比すべきにあらざるを知るに及んで、一面巧妙なる辭令を以て蒙古の徵索を緩うせんと努め、一面蒙軍の弱點に乗じて海島を據守せんと計りしなり。即ち高麗は蒙古に對しても、飽くまで外柔内剛の慣用手段を用ゐて社稷の擁護を計りしに外ならず。此の如きは、高麗の國家に取りて、果して幾許の得失ありしか、卑見の俄かに及び難きを遺憾とすれど、兎も角も江華に入りてより二十八年にして始めて出陸を約し、更に十一年を経て始めて舊都に還るまで、前後約そ四十年の久しき、巧言

1 高宗の四十年八月高麗兵の甲串江に水戦の演習を爲せること高麗史世家に見ゆ。想ふに此の如きは屢々之を行ひしなるべし。

飾辭を以て自家の境涯を辯明し、時に或は蒙古を讎弄せるにあらざるやを疑はしむるものあり。若し果して讎弄し得たりとせば、高麗の君臣たるもの心中多少の痛快を感じしなるべし、縱令さまでの餘裕なかりしにもせよ、辯明又辯明、徒らに歲月を送りて毫も彼れの要請に應ぜず、蒙古の君臣をして煩悶焦慮せしめたりしこと、高麗史收むる所の往復文書に因りて察するに餘あるが故に、ひとり之のみにて、彼等はその得意の事的外交の成功と爲して、大に自ら慰むる所ありしや、殆んど疑を容れず。江華遷都の擧は決して徒爾ならざりし也。

附録

一 蒙使著古與の遭難

蒙古の高麗經略は太祖に始まり、高麗征討は太宗に始まる。太祖の經略は高麗に關入せる契丹人を掃蕩して高麗に恩を賣りし結果、遂にその歳貢を得て能く當初の目的を達したりしが、太祖の二十年春正月、蒙古の受貢使著古與は使命を果して歸途に就き、鴨綠江を渡りし後、何者にか暗殺せられしより、蒙麗兩國の關係一朝にして險惡となり、高麗は之を以て江外居住の女真人の所爲なりと辯解するに拘らず、蒙古は必ず高麗人の所業にして而も高麗政府の意を承けたるもの

に外ならずと主張し、遂に國交の斷絶を見しが、太祖は故ありて問罪の師を起すに至らずして崩じ、太宗即位して始めて之を實行せしこと既に述べたる所の如し。太宗の征麗はその目的固より高麗經略乃至服屬に在りしこと太祖のそれと異ならざるべしといへども、使臣の遭難を以て出兵の理由と宣言せられし以上は、この事件に關する兩者の主張を記述し、進んでその真相を闡明せんとするは、決して無用の業にあらざるべし。

先づ蒙古側の記録を見るに、元史の太宗紀三年八月の條には「以高麗殺使者、命撤禮塔、往討之」といひ、洪福源傳には「壬午冬十月又遣著古與等十二人、窺覘納款虛實、還遇害」と見え、高麗傳には「十九年二月著古與等復使其國、十二月又使焉、盜殺之于途、自是連七歲、絕信使矣」とあり。洪福源傳の「壬午」は明かに「甲申」の誤なるも、「冬十月」は使節の蒙古を出發したる月を指せるものとせば、高麗史に「十一月乙亥蒙古使著古與等十人至咸新鎮○鴨綠江畔の義州」とあるに抵觸せず。高麗傳の「十九年二月」は「十八年某月」の誤にして、「十二月」は「二十年正月」の誤なることは、高麗史の記載に照して疑を容れず。又右の二傳には、或は「遇害」とし、或は「盜殺之」といふも、太宗紀には「高麗殺使者」と明記せるによりて之を察するに、當時の蒙古朝廷は未だ事實の真相を究むる能はざりしに拘らず、直に罪を高麗に歸して膺懲の師を起すに至りしな

るべし。更に之を高麗側によりて傳へられたる記録即ち高麗史に徴する時は益々その然るを見るなり。抑、この事件の顛末に關して高麗史の傳ふる所頗る豊富にして、元史のその極めて貧弱なると比すべくもあらず、殊に撒兒台の高麗に入りて後、高麗王に與へたる牒文及び之に對して撒兒台に送りたる高麗王の答書を收録したるは、最も珍とすべし。吾人が蒙使遭難事件に就きて或る程度までその委曲を知るを得るは主としてこの往復文書の存在による。

太宗の三年八月末、撒兒台の軍高麗に入り、使者二人を派して降を勧めしむ。十月一日蒙使平州に至る、州吏之を拘留し、以聞して後開城に押送す。既にして蒙軍開城に迫る、高麗恐れて蒙使を放免し、十二月初和を議し、その四日兩國の和約成る。その前日蒙使親しく國書を高麗王に呈す、全文載せて高麗史に在り、文は俗語體にして極めて解し難しといへども、その大意は、「天祐を保有する皇帝の神聖犯すべからざる勅に曰く、今撒里打火里赤に命じ、汝等果して降を欲するか戦を欲するかを問はしむと。丙子の年、契丹人汝が國に闖入し、汝等防ぎかねたりし時、我等は扎刺・何稱の二人を遣りて汝等のためにこの強賊を滅ぼしたるより、汝等恩に感じ、歳貢を約せり。然るに受貢使として遣りたる爪古與は途に害に遭へり、因つて事情調査のために更に使臣を出したるに汝の國人弓箭を擬して逐ひ歸したり。これにて曩に爪古與を殺したるは汝等に外

ならざるを審にしたり。今その罪を問はんとして來れるなり。我が皇帝の勅に曰く、若し汝等戦を欲せば、飽くまで戦つて假借する勿れ、降を望まば、舊に依つて安堵せしめよと。殷鑑四隣の諸國に在り、速かに順逆を決して汝等の禍福を享くべし。阿土を使者として此の牒文を送る」といふに在り。この文書は、吾人をして二箇の新事實を知らしむ。即ち著古與（爪古與）の遭難後、蒙古は特に使者を派遣して、その事件の調査に従はしめたるに、高麗は敢て之を抗拒し、弓箭を擬して逐ひ歸したること、是れその一なり。この牒文の使者は阿土なり、阿土は平州に於いて拘留せられ、更に開城に押送せられたる蒙使の一人なりしことは、次に言及する文書によりて明かなるのみならず、元史の高麗傳に見えたる阿兒禿と同一人なること亦推測に餘あるべく、十二月甲戌の日、趙叔昌に隨つて來れる蒙使二人の一なる烏魯土も亦之に外ならざるべし、即ち阿土・阿

1 高麗史卷二三、高宗世家十八年十二月の條。

2 高麗傳には「又使阿兒禿與福源抵王京、招其主暎、噉造其弟懷安公徒請和、許之、……」とあり、之を十三年八月乃至十月の事とせるは、十二月の誤なることいふまでもなし。

3 高麗史卷二三、高宗世家、十八年十二月の條に、甲戌の日、第二回の問罪と徵索とをかれたる蒙古の牒文高麗に達せしが、その末文によるに、使者は烏魯土と只質木との二人なりき。

兒秃・烏魯士皆同名人なること、是れその二なり。吾人が之を以て新事實といひしは、元史の紀傳にも、高麗史の紀傳にも絶えて之を記載せず、たゞこの牒文によりて始めて傳へられたるものなればなり。果して此の如くなれば、蒙古が著古與を殺したるの罪を以て之を高麗に歸するに至りたるは當然なり。更に進んで高麗の之に對する辯明を聽くに、その辭令の巧妙なる、人をして是非曲直孰れに在るかを知るに苦ましむるものあり。十二月庚辰趙叔昌を蒙古の屯所に遣はし、皇帝に上るの表文を呈す、曰く、

伏念、臣曾荷大邦之救危、完我社稷、切期永世以爲好、至于子孫、寧有二心、敢孤厚惠。伏承下詔、深疚中懷、事或可陳情、何有匿。其著古與殺了底事。實隣寇之攸作、想聖智之易明、彼所經由、亦堪證驗。其再來人使著箭事。前此哥不愛僞作上國服樣、屢犯邊鄙、邊民久乃覺其非、今春又值如此人等、方驅逐之、俄不見人物。唯拾所棄毛衣帛冠鞍馬等事。以帛冠之故、雖知其僞、尙疑之、藏置縣官、將俟大國來人、辨其眞贋、今以此悉付上國大軍、則無他之意、於此可知也。又阿士等縛紐事。初不意結親之大國乃無故加暴於小邦、擬寇賊之來侵、出軍師而方戰、忽有二人。突入我軍、癡軍士不甚考問、捕送平州、人恐其遁逸、略加鎖杻、申覆朝廷、朝廷遣譯察視、以其語頗類上國、然後解械慰訊、兼贖衣物、隨譯前去、則初雖不明

所致、其實亦可恕之。又哥不愛人戶於我國城子裏入居事。此等人嘗與我國邊人迭相侵伐、其爲冤讎久矣、邊民雖憂、豈容讎敵與之處耶、事漸明矣、言可飾乎。其投拜事。往前河稱扎刺來時、已曾投拜、今因華使之來、申請舊年之好。伏望乾坤覆露、日月照臨、鞠實察情、苟廓包荒之度、竭誠盡力、益修享上之儀。

今少しく之が解説を試みんに、高麗は第一に、著古與を殺したるは隣寇の所業にして我が知る所にあらず、著古與の經由したる通路とその遭害の地とによりて察するも、自明の事ならずやと辯ずるなり。その言簡に過ぎ、意の在る所を知るに苦むといへども、幸に翌四年冬十一月高宗の皇帝に上れる陳情書あり、又收めて高麗史に在り、能く前表言ふ所の趣旨を悉す、中に曰く、

越丙子歲○高宗三年契丹大舉兵、闌入我境、橫行肆暴、至己卯○高宗六年我大國遣帥河稱○元史札臘○一作刺、刺等領兵來救、一掃其類。小國以蒙賜不貲、講投拜之禮、遂向天盟告、以萬世和好爲約、因請歲進貢賦所便、元帥曰、「道路甚梗、你國必難於來往、每年我國遣使佐、不過十人、其來也、可賫持以去、至則道必取萬奴之地境、你以此爲驗」。其後使佐之來、一如所約、每我國輒付以國贐禮物、輸進闕下。獨於甲申○高宗十一年使臣著古與不以萬奴之境、而從婆速路來焉、然依舊接遇甚謹、又付國贐前去。其後使价之來者、稍至閒闊、小國竊怪其故、久而聞之、則于加

下遮出中路、殺了上件使臣所致也。如此已後、于加下僞作上國服樣、入我北鄙、殘敗三城、萬奴亦攻破東鄙二城、其服色亦如之、自是踵來、侵伐不絕。又萬奴與上國使佐之向我國者、給言、高麗背你國、慎勿前去、使佐不聽、且欲知真僞、遂便行李、則先遣其麾下人、僞爲我國服著及弓箭、遂伏兵於兩國山谷之間、潛候行李、出射趁殍、因令伴行人報云、「高麗所作如此、逆背明矣、請停前去、」固令還焉。然適有自萬奴麾下逃來王好非者、細說其事故、我國得知之……

今右の表文を二段に分ちて説明せんに、第一は即ち著古與暗殺事件に對する辯明なり、曰く、高宗の六年蒙古太祖十四年江東城下に蒙古と結べる條約には「高麗蒙古兩國間の通路には女真人出沒して危險なるを以て、高麗は獻貢使を蒙古に出すに及ばず、蒙古は特に高麗に受貢使を出すべし、而してその受貢使は必ず萬奴の地境即ち東眞國の地域を經由し、高麗の東北面より至るべければ、之を證として貢物を交付すべし」と定められ、爾來五年の間は蒙古の受貢使は常にこの所定の通路に由りて高麗に來りたりしが、六年目の高宗十一年蒙古太祖十九年に來れる受貢使著古與のみは條約に背き、先例に反して婆速路より來り、婆速路より歸れり、婆速路とは婆速府即ち今の九連城にその治所を有せる金國の遼東東境に於ける行政區劃の名なり。高麗はその條約違反なるを知りたれ

ども、大國の使臣に向つて異議を申立つること如何あらんと思ひて、例の如く鄭重に迎接し、貢物を交付して毫も怪む所なかりき。然るに爾後受貢使の來ること中絶したれば、不審に思ひしに、その後聞く所によれば、著古與は蒙古への歸途、鴨綠江外の地に於いて于哥下のために殺されしを、蒙古に於いては、高麗の所業と誤解し、かくて受貢使を中止するに至りしなりといふ、但しこは全然誤解なりと。是れ前文書に所謂「隣寇之攸作」の意を敷衍せるものなり。第二に著古與遭害事件調査の目的を以て高麗に出張せる蒙古官吏の侮辱事件は、又この文書によりて詳かに辯明せられたり。即ち高麗側の言ふ所によれば、東眞國王蒲鮮萬奴は蒙古と高麗とを離間せんと企て、平生はその麾下の兵をして蒙古の服裝をなし、蒙古人と詐りて高麗を侵掠せしめつゝありしに、この時に限り、特に高麗の服裝をなし、山谷の間に潜伏して、蒙古の官吏を狙撃せしめしものなり。この事は萬奴の麾下より高麗に逃れ來れる王好非といふものゝ自白によりて明瞭なりと。于加下は當時金の元帥と稱して九連城附近に據り、萬奴の兵も亦鴨綠江下流域に出沒せしこと必無といひ難ければ、高麗の辯明する所或は悉く事實なるやも知れず。高麗は右の文書の末に於いて

1 滿洲歴史地理第貳卷三〇八—三一〇頁參照。

2 同上、三一—三五頁參照。

「而又大國常以于哥下萬奴之罪歸我、我國無以自明、懼代他人受誣……」といふ。事實果して高麗言ふ所の如くんば、高麗たるもの如何にも迷惑千萬といはざるべからず。然れども蒙古はこの辯明を信ぜず、毫も攻撃の手を緩めずして、征伐又征伐、高麗をして降服入貢せしめずんば止まざりしなり。蒙古の之を信ぜざるは、實に信ぜざるにあらず、信ぜざるまねして之を口實に征伐せしものとも解せられざるにあらず、而も審に兩者の主張を吟味するに、蒙古の詰問は強迫的といはんよりは寧ろ率直に感ぜられ、高麗の辯明は眞摯といはんよりは寧ろ巧智に過ぐるの嫌あり。且つ當時の事情によりて之を察するに、著古與及び次に來れる蒙古官吏の遭難事件には、高麗朝廷の無關係なりしを信ずる能はざるなり。抑、契丹人の闖入は高麗にとりては實に無上の國難たりき、故に蒙古が東眞と連合して救援軍を送り、この狂賊を滅ぼし、は感謝に値するものなりといへども、而も兩國の入援、もと高麗の哀請を容れて然りしにあらず、實は各自家の勢力扶植のために恣に兵を出して高麗の内事に干渉したるものなり、高麗もし體面を重んぜば、有難迷惑として謝絶すべきものたりしも、而も所謂背に腹は換へられず、江東城下に國家再生の恩を謝し、ついで兩國に向つて歳貢を約せしなりき。東國李相國全集八卷二に蒙古兵馬元帥幕送酒果書あり、蓋し高宗六年正月、哈眞元帥に送れるもの、中に曰く、「始聞賊入江東城自保、小國乃以爲、此

已圈牢中物耳、不足患也」と、又以て高麗君臣の眞意の那邊に在りしかを想見するに足るべし。加之、江東城陥りて後、約十日、蒙古の元帥哈眞の使者として蒲里岱完以下十人開城に來りて條約締結の事に當るや、蒙使の態度極めて暴慢なりき。高麗史高宗世家に之を記して曰く、

六年春正月庚寅、哈眞遣蒲里岱完等十人、賈詔來請講和。王遣侍御史朴時允迎之、命文武官具冠帶、自宣義門至十字街、分立左右、蒲里岱完等至館外、遲留不入、曰國王須出迎。於是使譯者再三詰之、遂乘馬入館門。辛卯王引見于大觀殿、皆毛衣冠、佩弓矢、直上殿、出懷中書、執王手授之、王乃變色、左右遑遽、莫敢近。侍臣崔先且泣曰、豈可使醜虜近至尊耶、設有荆軻之變、必不及矣、遂請出。蒲里岱完等更服我國衣冠入殿、行私禮、但揖而不拜、……

想ふに高宗決して凡主にあらず、加ふるに年壯にして氣鋭なり、蒙使の無禮を憤ること甚しかりしなるべく、侍臣の怨泣せしもの豈一人の崔先且のみならんや、況んや爾來蒙古は條約に違ひて多數の受貢使を送り、所定の貢物の外に皇族將軍等の名を以て徵索するもの巨額に上りしのみならず、少しく意に満たざるものあれば、之を中途に棄て、甚しきは國王の面前に投棄するものありしをや。而して受貢使として屢々來り、尤も暴慢を極めしは、實に著古與その人なりしなり。彼れの最後に來りしは高宗の十一年十一月にして、翌年正月歸途に就きしが、鴨綠江を渡るや、

彼れ例の如くに獺皮の外一切の貢物を野に棄て、去れり、而して幾もなくして彼れは殺害せられしなり。高麗は之を以て于哥下の所業なりと辯ず、その下手人は或は然らん、而も高麗政府の與り知らざる所と爲すに至つては大に疑はざるを得ず、蓋し暗殺の事たる、その行爲は卑劣なれども、弱者の強者に對する報復手段としては殆んど唯一のものたるのみならず、この遭害者が高麗の君臣をして尤も蛇蝎視せしめたる著古與その人なりしに因つて之を察するに、この殺害は決して尋常盜賊の所業と見做すべからざるにあらずや。更に第二の蒙古官吏遭難事件を考ふるに、その事件の起りし年月並びに官吏の姓名も傳はらざれども、兎に角、彼は著古與事件の真相を究めんがために蒙古朝廷の命を奉じて高麗に向ひし途上、その國境附近に於いて狙撃せられしものなり。高麗は之を以て萬奴の部下の行爲と爲し、萬奴の部下にして新に高麗に降れる王好非なるもの、（註） 告白を擧げて之が證據となせり。然れども東眞國の蒲鮮萬奴は成吉思汗の西征の途に上れるに乗じて蒙古との國交を絶ち、使を遣はして之を高麗に報じたるは高宗の十一年正月の事なり。又さればこそ同年同月及び十一月を以て蒙古の受貢使として高麗に來れる著古與は東眞國を經由せずして婆速路を經由せしなれ。蒙古と東眞との國交已に絶えたるの後に於いて、蒙古の官吏に向つて東眞國人の忠告を試みしこと、先づ疑ふべし。蒙古の多事に乘じて高麗に勢力扶植を企てたる

東眞が、自ら高麗人に假裝して蒙古の使者を狙撃し、益々蒙古をして高麗に兵を用ゆるの機會を速ならしむること、又甚だ疑ふべし。更に想ふに右の辯明によれば、當時鴨綠江邊に出没する于加下及び萬奴の麾下は蒙古の服裝を爲し、蒙古人と偽り稱して高麗の民戸を侵掠しつゝありきといふ、果して然らば邊民中この偽蒙古人を怨むもの、偶々眞蒙古人たる著古與を暗殺したりともいふを得べく、高麗がこの事件に無關係なりとの理由とはならず。殊に第二の狙撃事件を辯解して高麗人に假裝したる萬奴麾下の所業とし、王好非なるもの、（註） 告白を以てその明證としたるは、却て如何にも虚構らしく感ぜらるゝにあらずや。尤も怪むべきは、十八年の辯明書には第二の事件を以て哥不愛麾下の所爲とせるに拘らず、十九年の辯明書には萬奴麾下の所爲となせること是なり。哥不愛は金史の哀宗紀に葛不靄に作り、紇石烈桓端傳に溫迪罕哥不靄に作り、元史の王榮祖傳に葛不哥に作り、金の平章政事にして、哀宗の正大三年（高麗高宗十三年）命を受けて遼東の軍事を統べ、蒲鮮萬奴の討伐に向ひし人なり、固より萬奴と混同せらるべきものにあらず、而もその辯明書にいふ所前後矛盾せること此の如し、而して第二回は第一回に比して事實を記述すること極めて詳なり、蒙古の之を信ぜず、徒らに虚構捏造し、巧言諛辭を以て彼等を欺瞞するものとなせるは、理なきにあらざるなり。

以上の理由により、吾人は前後二回の蒙使遭難事件には高麗政府の無關係なりしことを信ずる能はず、否寧ろその命令又は使嗾に出でしものなりと推測するものなり。

二 撒兒台と札刺亦兒台

屠寄氏の蒙兀兒史記に札刺亦兒台の傳あり、その冒頭の數行先づ吾人を驚かす、曰く、

札刺亦兒台豁兒亦

上五字其名、下三字官稱、見蒙文
秘史卷十二、舊史太祖紀作剌刺

札刺亦兒氏、以氏爲名、亦稱撒禮塔、佩囊韃侍

成吉思汗、歲丁丑、契丹遣種乞奴、鴉兒、喊舍等驅遼東民渡鴨綠江、竄據高麗江東城、明年、

汗以哈眞爲元帥、札刺亦兒台副之、哈眞疑即札刺亦兒台之本名、然舊史
高麗傳以哈只吉剌刺爲二人、姑仍之帥蒙兀軍、兼督耶律留哥契丹軍、

東夏國元帥完顏子淵軍、總十萬人討之、……

即ち屠氏は、(一)秘史卷十二成吉思汗實
錄六二八頁に見えたる札刺亦兒台豁兒亦 (Djalairtai Khorchin) を以

て元史に撒兒台 (Sartai) 撒禮塔 (Sarita) 撒里台 (Saritai) 等の名を以て現はるゝもの同一人と

なし、(二)哈眞と共に江東城を陥れたる將軍剌刺も亦その人に外ならずとし、更に進んで、(三)哈眞は札刺亦兒台の本名にして、札刺亦兒台といふは、哈眞が札刺亦兒部の人なりしを以て、その別名となりしものなるべしと想像するなり。然れども吾人を以て之を見れば屠氏の見解は悉く

正鵠を失せるものゝ如し。以下順次に批評する所あるべし。

一、札刺亦兒台は撒兒台なりとの説。屠氏の此説は蓋し沈曾植の親征録註に基づくものゝ如し。

沈氏曰く、「曾植案、征高麗者、秘史爲札刺亦兒歹豁里赤、與此撒哈塔○蓋し撒禮
塔の誤寫火兒赤、蓋一人也。

史○元塔出傳、蒙古札刺兒氏、父札刺台ヂヤラダイ歷事太祖憲宗」と。沈氏の意蓋し塔出傳の札刺台を以て

この札刺亦兒台及び撒禮塔に擬せんとせしものゝ如し。果して然らば沈氏が塔出傳の記事を引用するに當りて、札刺台に關する記事の後半を閉却せるは、甚だ輕卒なりきといはざるを得ず。傳

には前文を承けて「歲甲寅○憲宗
四年奉旨伐高麗、命桑古・忽刺出諸王、竝聽節制。其年破高麗連城、舉

國遁入海島。己未○九正月高麗計窮、遂內附、札刺台之功居多」とあるなり。即ち札刺台は憲宗三

年癸丑に也古エグに代つて征東元帥となり、翌四年に高麗に出征したる人にして、元史の憲宗紀に札

刺亦兒部人火兒赤とも、札刺兒帶とも、また剌刺餽とも書き高麗史には車羅大の音譯を以て頻り

に現はるゝものなれば、太宗の三年始めて出征し、翌年再征して戰死せる撒兒台とは全く別人な

ること寸毫の疑を容れず。

1 豁兒赤一に火兒赤・火而赤・火魯赤・火里赤などに作り、成吉思汗實錄に箭筒士と譯す。

2 元史の高麗傳には剌刺とあり、剌を割に作れるは屠氏の見誤か。

字音轉訛の上よりいへば、札刺亦兒 Djalaïr が札刺兒 Djalar となり、札刺亦兒台 Djalaïrtai が札刺兒台 Djalaïrtai となり得るは言ふまでもなく、札刺兒台が札刺台 Djalatai となり得べきを以て、塔出傳の札刺台（憲宗紀の劄刺罽）は札刺亦兒（押刺伊而札刺兒）部の人なるがために、その名ありしならんも、而も札刺兒台（札刺兒帶）又は札兒台が訛りて、撒禮塔 Sarita（撒兒台 Sartai、撒里台 Saritai）となり得べきや否や、こは言語學者によつて否定せらる。今假りに札刺亦兒台の撒兒台となること可能なりとするも、祕史に太宗の命を受けて高麗を征したる將軍の名を札刺亦兒台と記したるは果して信用するに足るべきか、これ亦大に疑なき能はず。蓋し Sartai なる人名の音譯が元史・親征錄・高麗史・李相國全集・東國輿地勝覽等の書に十種以上の字面を以て現はるゝに拘らず、一見してその一音の轉なるを知るに難からざるに拘らず、獨り是れのみは全く他の譯字と異なること、その一。祕史の記載は絶対に確實なるものにあらずして、事實の誤、音譯の誤の稀ならぬこと、その二。Sartai の音が Djalaïrtai の音と相似たるだけそれだけ誤られ易しといふこと、その三。以上の理由を以て祕史の札刺亦兒台豁兒赤は撒兒台豁兒赤の誤寫又は誤譯と認むるが寧ろ穩當なりと信ずるものなり。之を要するに太宗の三四年に征麗軍の主將たりし人は決して Djalaïrtai（又は Djalaïrtai、Djalatai）にはあらずして、Sartai（又は Sarita, Saritai, Sarita）なりと推定す。

二、劄刺は札刺亦兒台即ち撒兒台なりとの説。札刺亦兒台已に撒兒台に擬すべからずとせば、江東城下の勇將劄刺を以て撒兒台に擬するの説は自から消滅すべし。尙ほ（一）此人の名を呼んで Djala とすること、元史高麗史相同じく、（二）撒兒台の行事と劄刺の行事とは兩書共に明かに之を區別するのみならず、（三）高麗史に高宗十八年十二月安州に屯せる撒兒台の使者が高宗に呈せる牒文の冒頭に「聖旨、差撒里打火里赤○撒兒台軍去者、問你每待投拜、待廝殺。鼠兒年○丙子年黑契

- 1 撒哈塔火兒赤（親征錄）。撒里塔火里赤（元史吾也而傳）。撒里打火里赤（高麗史高宗世家）。撒禮塔（元史太宗紀、高麗傳）。撒里塔（元史洪福源傳）。撒里打・沙里打（李相國集）。撒兒台（元史耶律留哥傳）。撒里台（元史王珣傳）。沙打（李相國集）。撒歹（東國輿地勝覽）。以上十一種の音譯に於いて見るが如く、その頭音は sa にして Dja 又は Cha にあらず。
- 2 那珂博士はこの見解を有せられたりき。（成吉思汗實錄六三四頁）
- 3 若し撒兒台は札刺亦兒台部の人なりとの明證あらんには、撒兒台の別名として札刺亦兒台又は札刺兒帶、札刺台と呼ばれたりしこと必無とはいひ難きも、この場合に於いても猶ほ必ずしも撒兒台は札刺亦兒台乃至札刺台の轉訛と見るを要せず。
- 4 札刺（元史太祖紀高麗史趙冲傳金就礪傳）。札刺（元史洪福源傳、高麗史世家）。扎臘（高麗史高宗世家）。劄刺（元史高麗傳）。劄刺（高麗史高宗世家）。

丹^{○金山・金始等}の率ゐる契丹[○]你每高麗國裏討虜時節、你每迭當不得了去也、阿每差得札刺[○]何稱[○]兩介、引得軍來、把黑契丹都殺了、[○]」の語あり、撒兒台の割刺と別人なること、之を疑ふの餘地なし[○]。

三、哈眞は札刺亦兒台ならんとの説。屠氏の考は愈々出でて愈々奇なり。元史の高麗傳には屠氏の指摘せる「哈只吉・割刺」の外に、「元帥合臣・副元帥割刺」とあるなり。前の哈只吉の吉は衍字にはあらざるやとの疑はあれど、ともかく合臣と同一人なるは争はれず（太祖紀には「哈眞札刺」とあり）。而して高麗史の高宗世家趙冲傳等には「蒙古元帥哈眞及札刺」といひ李齊賢傳には「哈眞札刺兩元帥」と見え、高宗世家收むる所の蒙古の牒文中には「札刺何稱兩介」「河稱札臘」とあるを始めとし、哈眞と割刺とが二人にして一人にあらざること、その明證頗る多し。屠氏は審に高麗史を検索せざるか、檢索しても、哈眞の名屢々見えて札刺の名稀に見えたと、高麗と蒙古との交渉に關して哈眞のみ之に與りたるが如く見ゆると、趙冲・金就礪等が哈眞と訂交せること等によりて、かの想像説を出したるならんも、哈眞は元帥にして札刺は之が副たれば、大抵の場合に哈眞の名を以て代表せらるゝは勿論なり。

之を要するに撒兒台は撒里塔・撒禮塔等と同名同人なれども、割刺・札刺とは異名異人なり、勿論哈眞・合臣とは別人なり、而して秘史の札刺亦兒台は撒兒台の誤寫と認むるを穩當なる見解なり

と信ず。屠氏の之を混同して札刺亦兒台傳を作れるは蒙兀兒史記の著者としては看過し難きものあるにより一言こゝに之を辯ず。

1 猶ほ一事の附記すべきものあり。高麗史高宗世家二十年四月の條に、蒙古皇帝の詔として、高麗の五罪を數へたるが、その第一に「自平契丹賊殺割刺之後、未嘗遣一介赴闕、罪一也」とあり。人或は去年十二月十六日處仁城に於いて撒兒台の殺されし事に想及して、詔に所謂「殺割刺」の割刺は撒兒台にあらざるかと言はんも決して然らず。何となれば、(一)契丹賊を平定したるは蒙古にして、撒兒台を殺せるは高麗なり、若しこの二個の事實を併べ言ひしものとせば、この文は餘りに語を成さず。虚心にこの文を讀むものは、契丹賊を平定したること、割刺を殺したること、が、同時に、若くは相關連して起れるものにして、割刺は即ち契丹賊酋の名と解せざるを得ざるべし。即ち割刺は當に喊舍(又は喊捨)とあるべきを誤りて攻撃軍の一將軍割刺(又は札刺)と混同せしものなり。(二)若し撒兒台を殺ししことを責めしものとせば、その語氣更に峻嚴ならざるべからず。蓋し蒙古は撒兒台の戦死を以て流矢に中れるものと爲し、を以て之を擧げて高麗の罪を問ふの意なかりしなり。試みに彼れの數へたる他の四罪を見よ、「命使賣訓言省諭、輒敢射回、罪二也」といふは、即ち受貢使者古與遭難事件調査のために高宗十七年以前に於いて蒙古の特派したる使節の再び遭難したるの事を擧げてその罪を問へるなり。「爾等謀害著古與、乃稱萬奴民戶殺之、罪三也」といふは高宗十八年十二月に蒙古帝に上れる陳情書の信ずべからざるを詰れるなり。「命汝進軍、仍令汝弼入朝、爾敢抗拒、竄諸海島、罪四也。汝等民戶不拘執見數、輒敢妄奏、罪五也」といふもの、その事實詳なられど、蓋し十八年乃至十九年中の事なるべし。果して然らば所謂五罪は事件發生の前後によりて之を序てたるなり、即ちその第一個條は江東城占領に關せるものに外ならざる。と愈々疑なからん。

海都の叛いた年次

「東洋學報」第八卷第二號
大正七年五月 頁二七四—二八四

西紀一二五一年のクリルタイは拖雷トルイの長子蒙哥ムンケ即ち憲宗を蒙古合罕に選定した。太宗の子孫及び其の與黨は太祖の遺法を楯に大に争つて見たが失敗したので、絶望的に新合罕の暗殺を企てたが、之れ亦直に露顯に及んで、誅戮又は遷謫の處分を受けた。これで太宗黨は殆んど無力となつたのだが、遷謫されたものゝ中から海都カイヅといふ怪傑が出て勢力の挽回を計つて著々功を收め、一二五六年には敢て憲宗の使臣石天麟を拘留し、一二六〇年世祖の即位と同時に阿里不哥アリクブカも合罕と稱して兄弟位を争ひ、四年間相戦つた時には海都は阿里不哥に與した。阿里不哥降參の後も、彼は敢て入朝せず、屢々徵召されても、猶ほ馬瘦せたるを口實として命に應じない。それでも世祖は之を寛容し、一二六五年には太宗の裔なる四親王に南京の屬州を分賜し蔡州を以て海都の所領に充てた。然れども海都は素より拖雷系の皇帝を篡奪者と視て居る、随つて自ら取つて代らざるは止まぬといふ決心がある、區々たる分地や歲賜は到底彼の決心を動かすに足らなかつた。かくて

彼は終に世祖に叛いた。然らば彼の叛いたのは何年か、少くとも何年と認むるが穩當なるか、之が即ち問題である。彼の叛志を蓄ふるのは久しいことで、遷謫された年以來とも考へ得らるゝ、叛迹の明かとなるは石天麟拘留の事實でわかる、而も世祖は懿親の故を念うてひたすら懷柔に努めたし、海都も種々の口實を設けて入朝せぬのみで、敢て公然敵對するのでもなかつた。それが終に兵を擧げて元朝即ち世祖の朝廷に反抗するに至つた。それは果して何年か。元史の世祖紀に之れが記載があれば問題にはならないのだが、全く所見がないところから、其の後の修史家も敢て明記することを避くるものが多いやうである。

先づ邵遠平の元史類編を見ると、其の卷二、世祖紀至元五年の條に「是歲帝擊叛王海都于北庭、追至阿力麻里之地、去上都萬餘里、海都遠遁、帝令勿追」とある、蓋し元史の地理志西北地附録の記載(後)に因つたのであるが、これだけでは邵氏は果して至元五年を以て海都の叛いた年次としたのか、どうか不明である。殊に同書卷三十、系屬の條に太宗の諸子を傳して合失に及び、ついで「合失子即海都也、世祖至元中諸王乃顏反、未正其罪、海都以太宗孫、世居北方、久蓄叛志、方俟釁而起、未幾果反、」と書いてあるが、乃顏の反は至元二十四年五月であるのに、海都の反が其の後でもあつたかのやうな記載をなしたのを見るに、邵氏は此點に就いて未だ確信がなかつたやうである。

次に魏源の元史新編を見ると、其の卷十九、北方叛王の條に海都を傳して頗る詳なるものがある。即ち先づ彼れの叛志を蓄へたる由來を述べ、次に、元史の鐵連傳に因つて鐵連の第一回出使の顛末を述べ、而して後、地理志の記載に本づいて「至元五年、海都舉兵入塞、世祖逆敗之北庭、」と記したるところを見ると、魏氏は蓋し至元五年を以て海都の叛いた年次と認めたものであらう。

次は何秋濤の朔方備乘卷三十四元代北徼諸王傳中の海都傳であるが、之には「至元元年西北諸王率所部來歸、而憲宗諸王以阿里不哥構亂、不自安、河平王昔里吉煽惑諸王、海都遂掠畏兀兒、虜其民、十一年追海都所給金銀符、朝議欲用兵、世祖曰宗室也、惟當懷之以德、命平陽馬步站達魯花赤鐵連往覘之、」十二年皇子北平王那木罕右丞相安童與牙忽都、備邊於阿力麻里、」とある。この記事は魏氏の新編に比べると大に見劣りする、中にも海都の金銀符を虜つたのは十二年正月と元史の本紀に明文あるのを誤つてゐる。海都の畏兀兒攻掠の年次を言はぬ位だから、何時叛いたのか、之れでは全く不明である。

次に洪鈞の元史譯文證補卷十五、海都補傳を讀んでみる。この傳は洪氏が「朔方備乘有海都傳、

融會元史紀傳而成、今考西書、有元史所未及者、采輯其說、參證元史、庶乎賅備」といへるが如く、備乗は勿論、新編も遙かに及ばぬほど備はつたものであるが、それは一に西書即ち D. Ohsson や Howarth などの歐文の書を參考したるが爲めである。さて洪氏は海都の居地が察合台後王の封境と接壤すること、至元三年（西紀一二六六年）察合台の孫阿魯忽 (Alghu) が死んで、謨拔來克沙 (Mobarak-Shah) 立つたが、八刺 (Borak) 來りて之を廢して自ら代り、至元七年（一二七〇年）死して、尼克伯 (Nikpai) 嗣ぎ、九年に死んで托喀帖木兒 (Tuka-Temur) 嗣ぎ、程なく死んだことを記して、その次に「海都輔立八刺子篤哇 (Dua) 得其助、由是叛犯邊」といひ、次に「先是海都叛逆漸著」と書き出して鐵連出使の事などを述べ、而して後、「至元十二年海都篤哇以十二萬衆圍畏兀兒王火州城、久始解、於是敕追海都八刺金銀符、命丞相安童、輔皇子北平王那木罕備邊於阿力麻里、……」と説き進んで居る。これで察すると、洪氏は至元十二年を以て海都の始めて叛いた時と認めたらし。

次に屠寄の蒙兀兒史記の海都傳を見ると、大體は洪氏の補傳に據つてゐるが、當面の問題につきては、必ずしも全く同じではない。「至元十一年秃黑帖木兒薨、海都輔立八刺合子篤哇、得其助、由是顯背朝命、與其黨帖木迭兒南侵畏兀之地。十二年正月敕追前所賜海都八刺合金銀符三十四」

と述べてあるのを見ると、屠氏は海都の叛いた年を至元十一年と認むるのである。

次に故那珂博士は其の著那珂東洋小史に於いて海都の叛いた年次としては何等明記する所はないが、彼が大會の推戴を受けて大汗となつた年を「至元三年、西紀一二六六年」と註記せられたし、桑原博士は其の著東洋史教科書に於いて、海都が叛いた年を西紀一二六五年、大汗に擁立された年を一二六九年と註記されて居る。

以上列擧した如く、海都の叛いた年次に就いては(一)邵、魏二氏の至元五年説、(二)洪氏の至元十二年説、(三)屠氏の至元十一年説、(四)桑原氏の至元二年説と都合四種の説がある。尤も明かに之れが海都の叛いた年だと記したのは桑原氏のみで、他の諸氏のは多少曖昧な點がないではない、殊に邵氏のを然りとする。若し邵氏のを至元五年説と認むる位なら、那珂氏のを至元三年説と認めても差支はない。孰れにしても今日まで定説がないといふことは明かである。

然らば吾等の所見如何といふと、至元五年説が正しいと思ふ、其の根據は洪氏以後の諸氏が均しく觸目せられた筈の D. Ohsson, Histoire des Mongols の記載である。同書の第二卷三六〇—三六一頁に、海都が忽必烈と帝位を争はんとしても、獨力では困難であるので、阿里不哥自立の際には之を援け、阿里不哥降參後は Tmü 河畔に退いて朮赤の子孫と結び、次第に兵を集めたこ

と、忽必烈から屢々入朝を促さるゝと、馬瘠せなければとて謝絶しながら、而も遠からず入朝せんと約束したことを述べた後に、

Mais, pendent trois ans, il éluda, sous divers prétextes, de remplir sa promesse; puis il commença les hostilités. — 1268.

として其の一節を結び、Djami ut-Tevarikh と註してある、即ち Rashid-eddin の著書に基づいたことを證したに外ならぬ。海都の事蹟に就いて傳へたものでは何と云つても Rashid-eddin を第一とすべく、而してそれが西紀一二六八年即ち至元五年を以て海都が世祖に向つて敵對行爲を開始したと明記する以上、他に有力なる反證の擧らぬ限り、之に従ふのが當然であるまいか。然るに前記の諸氏は一言も之に及ばないのは不思議でたまらぬ。

Rashid-eddin の記事だからとて絶對的に信用すべきものとは言はれぬは勿論である。然るにこの記事の正確を證明するに足るべき記載が元史の地理志に存する、即ち其の西北地附録の阿力麻里の條の脚註である。その中に、

至元五年海都叛、舉兵南來、世祖逆敗之于北庭、又追至阿力麻里、則又遠遁二千餘里、上令勿追、以皇子北平王統諸軍于阿力麻里、以鎮之、命丞相安童往輔之。

とあつて、正に Rashid-eddin の所傳と符合する、而もこの符合は偶然だらうか。邵魏二氏の五年説の根據は一にこの記載に在る。然るに洪氏はこの記事の價值を疑つたのである、その理由は、今考紀傳、皆無是事、追符之命乃在十二年、不知此注所本。

といふのである。如何にも元史の本紀には見えない、又列傳にも明證はない、然しそれだけの理由に因つてこの記事を疑ふのは輕卒の嫌がある、屠氏は既に

寄按、五年親征海都、紀傳固無明證。然巴而朮阿而忒的斤傳、海都帖木迭而之亂、畏兀兒之民遭亂解散事在十二年以前、北庭即別失八里畏兀兒之北境、既稱其民於至元十二年以前遭亂解散、則至元五年海都叛舉兵南來之説、不爲無因、但逆敗之於北庭者、非世祖耳。又本紀稱皇子北平王南木合以至元八年建幕於和林北野里麻里、十年諸王孛兀兒出率所部兵與北平王合軍、討叛臣聶古伯云云。原北平王所以駐兵阿力麻里之故、必八年以前海都有變、因遣皇子率重兵建幕防之、益信至元五年海都叛舉兵南來之説之不爲無因也。

と論じて、略ぼ其の要を悉して居る、而も屠氏は之を註記するのみで、本文には至元十一年に叛いたとして居ることは既記の如くである所から察すると、地理志の此の記事に對する屠氏の主張は案外軟かさうである。吾等は強硬に主張すべきものと信ずる。

地理志の記事は悉く至元五年中に起つたものではない。世祖の皇子北平王（名は南木合）が阿力麻里に鎮したのは、至元八年であつたことは、本紀至元二十一年三月の條の記事で證せられ、安童が往いて北平王を輔けたのは、至元十二年であつたことは安童傳と前記本紀との記事で疑を容れない。而して至元五年に世祖が海都を親征したといふことは、編者の過誤と思はれる、何となれば、（イ）元史の本紀に見えない。（ロ）世祖は毎年二月（時に三月）に上都に赴き、九月（時には八月又は十月）大都に還るを例としたが、此年も亦然りて、七月の辛亥には翰林直學士高鳴等五人を上都に召見したりしてゐる。（ハ）皇帝親征して北庭に赴き、更に遠く阿力麻里に行つたとすれば、元史の編者如何に疎懶なればとて、之に關する記事を見のがすべき筈がないからである。是れは蓋し親征ではなかつたらう。然しながら單に此の誤筆あるがために、此の記事を抹殺せんとするのは穩當でない、殊に至元五年海都が叛いたといふ事實が Rashid-eddin によりて傳へられてある以上、此の記事は尤も尊重すべきものである、況んや吾等は支那に傳へられた他の記録によつて此の記事の信憑するに足るべきことが知らるゝと信ずるに於いてをやである。

既に屠氏も引證した元史卷一二二、巴而朮阿而忒的斤傳を見ると、

至元三年世祖命其子火赤哈兒的斤嗣爲亦都護、畏兀兒海都帖木迭兒之亂、畏兀兒之民遺亂解

散、於是[○]有旨、命亦都護收而撫之、其民人在宗王近戚之境者、悉遣還其部、畏兀兒之衆復輯。十

二年[○]都哇[○]卜思巴等率兵十二萬、圍火州、聲言曰、阿只吉奧魯只諸王以三十萬之衆、猶不能

抗我、而自潰、爾敢以孤城、當吾鋒乎、受圍凡六月不解、[○]亦都護以其女與之、都哇解去、

とある。（一）前半の記事に由つて、吾等は至元十二年以前にも海都の畏兀兒侵略を行つたことがあるのを知り得る。たゞ「於是[○]有旨」の語を嚴密に取扱ふと、畏兀兒侵略の事實が至元三年以前にあつたと解せらるゝけれども、是は寧ろ編者の筆の誤と見て、至元三年以後十二年以前に在つた事實と解すべきである。何となれば、前に引用せる Rashid-eddin の所傳によると、海都は阿里不哥の降つた後三年[○]の間は、世祖の入朝勸告に對して容易に其の態度を明にしなかつたし、世祖も未だ彼を以て朝敵とは爲さなかつたのである、而して阿里不哥の歸降は至元元年七月であるから、至元三年以前には海都の兵が畏兀兒に侵入すべき筈がない、（二）後半の記事に由つて吾等は至元十二年の火州城包圍以前に元朝の諸王等と都哇等との間に戦があつたことを知り得る、而も其の戦は十二年中に在つたとも、又十二年以前に在つたとも兩様に解せらるゝ。若し十二年以前の事だとすると、之も畏兀兒の地に於いて戦つたものに違ひないから、至元三年から十二年までの間に海都帖木迭兒の兵が一回、都哇卜思巴の兵が一回、即ち前後二回の畏兀兒侵入があつた

のである。尤も都哇の聲言したものは、火州城包圍に先だつのみで、或は同じく十二年中の事であつたかも知れぬし、左様でないにしても、海都帖木迭兒の侵入と同一事實を指したのかも知れぬから、必ずしも二回の南侵があつたとは主張しないが、至元三年以後、十二年以前に海都の兵の畏兀兒侵略は争はれぬ事實である。然らば、吾等が之を以て地理志の所謂至元五年の役に外ならぬと推測するも、決して不當であるまいと思ふ。

至元十二年の役に就ては D'Ohsson も其の第二卷四五頁に於て Gaubil の蒙古史の記事に據つて次の如く記して居る。

Caidou et Doua entrèrent, en 1275, dans le pays des Ouigours, avec une armée de cent mille hommes, et assiégèrent l'Idicout dans sa capitale. Ils voulaient le forcer de s'unir avec eux contre Coublai. Ce prince s'y refusa et reçut des secours qui le dégagèrent.

但し元史には侵入者を都哇及びト思巴とするのに、此れには海都及び都哇とし、彼れには兵數十二萬とするのに此れには十萬とし、圍を解いた理由に就いても彼れには亦都護の女を與へたるに因るとし、此れには援軍の到着に歸してゐる點が違ふのである、而も兩者の記事に如上の相異なることは偶々兩者の記事が其の出所を異にせるを示すもので、Gaubil は決して元史の巴而朮阿兒

忒的斤傳を抄譯したものでないことが知れる。右の理由を以て吾等は海都若くは其の連合軍が至元十二年に畏兀兒に侵入したことは事實であると認める。然るに屠氏は之を否認して十二年は十二年の誤だとして、蒙兀兒史記の海都傳では、

明年諸王阿只吉西平王奧魯赤與海都篤哇戰、敗績、海都篤哇遂以兵十二萬圍畏兀兒王火州城、援兵至、乃解去。

として、其の脚註に

據多桑書。按舊史巴而朮阿而忒的斤傳、是役有ト思巴、而無海都、謂都哇索女而去、與西書異、且事在十二年、按至元十二年三月奧魯赤奉命征吐蕃 必無與海都篤哇戰事、知十二年爲二十二年之脫誤。

と論じて居る。即ち屠氏の論據の第一は「元史と西書との記載が異なるから」といふのであるが、如何にも小異はあれど大同である、此の如きは元史の記事を疑ふの理由とはならぬ。殊に自ら「據多桑書」とするが、D'Ohsson の書には西紀一二七五年（即ち至元十二年）と明記するではないか。第二は「至元十二年三月には奧魯赤は吐蕃征伐に向つたから、海都と畏兀兒の地に戦ふべき筈がなし」といふのであるが、巴而朮傳の記事は必ずしも奧魯赤（原文奧魯只に作る）が、

至元十二年に海都と戦つたことを示さない、たゞ火州城攻撃より以前の事をいつたもので、寧ろ十二年以前と解すべきである。又都哇は十一年に察合台汗となり、之れは十二年の宣言なれば、此の戦は十一年に起つたやうにも解せられないでもない、而も聲言中の「我」は必ずしも都哇自身を指すと解するに及ばぬ、西書によれば海都も來たやうであるから、猶更此の一語に拘泥して十一年南侵の説を立つるは不當である。屠氏は前記の文を承けて

於是丞相伯顔奉命、代阿只吉、總北征軍、

と記し、其の脚註には

伯顔傳云、阿只吉失律、與巴而朮傳都哇聲言、諸王阿只吉與魯只以三十萬之衆、猶不能抗我之語、情事符合、

と述べてゐるが、之れは屠氏の論據としては尤も傾聽すべきものである。氏は伯顔傳に

二十二年秋宗王阿只吉失律、詔伯顔代總其軍、…

とあるをのみ引證したが、本紀、二十三年五月の條には

丁卯朔、樞密院臣言、臣等與玉速帖木兒、議別十八里軍事、凡軍行並聽伯顔節制、其留務委孛樂帶及諸王阿只吉官屬、統之爲宜。從之。

とあるし、又十月の條には「遣兵千人戍畏吾境」とか、「賜合迷里貧民及合刺和州州○火民牛種、給鈔萬六千二百錠、當其價、合迷里民加賜幣帛並千匹」とか、「遣侍衛新附兵千人、屯田別十八里、置元帥府、卽其地總之」とか、畏兀兒地方の防備に關する記事の散見するのを見ると、屠氏の推測も強ち無理でもないやうであるが、然し此の一論據の成立が可能であるからといつて、東西の史書一致して至元十二年と明記するものを二十二年の脱誤であると斷定せんとするのは危険である。殊に元史の巴而朮傳は元文類卷二六に收められてゐる所の虞集の高昌王世勳碑に本づいたものだらうが、此の碑文にも都哇ト思巴等の南侵を十二年としてある。屠氏が二十二年説を主張する以上、此の碑文の脱誤だとせねばならぬ。故に吾等は將來更に有力なる論證によつて屠氏の新説が成立するに至らば、とも角、然らざる限り、巴而朮傳の紀年には脱誤がないものと認め、以て地理志の傳へたる至元五年海都南侵説の旁證としたのである。

要するに元史地理志西北地附録の阿力麻里の條に註せられたる記載は、多少の誤謬を含むに拘らず、海都の叛いた年次を傳へた點に於いては他の記載と矛盾する所がないのみならず、全く出所を異にする D'Olsson の記載と符合するの故を以て、至元五年説が正當であると結論する。

こゝで翻つて從來諸家の説を見ると、邵魏二氏の五年説は何等批判なしに地理志の記事に據つ

たものであるが正鵠を得て居る。洪氏の十二年説の誤れることは、更めて絮説を要せぬ。屠氏の十一年説は巴而朮傳の紀年を信用せずに都哇・ト思巴の南侵を二十二年に繋げた所から、十二年正月追符の原因を海都帖木迭兒の南侵に求めた結果である。然し巴而朮傳によりて十二年に海都・都哇等が復た南侵したため、久しく懷柔を旨としてゐた世祖も遂に怒つて嘗て海都や八刺(都哇の父)に賜つた金銀符の無効を宣言したものと解して然るべきである。殊に屠氏は前にも言へるやうに、必ずしも至元五年海都南侵の事實を否認するのではないから、氏の説は遺憾ながら重きを爲さぬ。桑原博士の至元二年説の根據は不明であるが、若し吾等の忖度を許さるゝならば、D'Ohsson, II, 428 に、世祖より海都牽制のために察合台汗に封ぜられた Borak が西紀一二六五年(至元二年) Sihun 河畔に海都と戦つた事を記すから、或は之れに據られたのもあらうか。萬一さうだとすると、穩當ではないやうである。何となれば、此の戦は Borak が海都の所領を侵したのが原因で、決して世祖の爲めに討つたのでもなく、又世祖の味方として攻められたのではないからである。最後に那珂博士は至元三年海都が大汗となつたと書かれたが、之は誤筆か失考かと思ふ。D'Ohsson には、西紀一二六九年(至元六年)の春 Talas 及び Coundjone の野に於いて海都と Borak と欽察汗 Manga-temur の三人和睦して大會(Kuriltai)を開いた事を明記する。但し Howorth, History of the Mongols, I, 174 に「西紀一二六八年の春」としたのは何かの誤であらう。

海都に關して卑見を陳べたいものが猶ほ少からずあるが、此れ等はいづれ題を改めて大方の教を乞ふ積りである。(完)

(大正七年四月)

韃 鞨 考

滿鮮地理歴史研究報告第五
大正七年十二月 頁五三—二〇

- 一 緒 言
- 二 陰山の韃鞨
- 三 興安嶺西の韃鞨
- 四 敵烈と韃鞨
- 五 阻卜と韃鞨
- 六 黑韃鞨と白韃鞨
- 七 結 言
- 附録 可敦城考

一 緒 言

韃鞨は支那の文獻には、達鞨・達旦韃鞨・達達・達打等に作られ、皆「atar」の對譯なり。波斯人等は「Tatar」に作るも、歐洲人は寧ろ「Tartar」と呼ぶを例とす。而も本篇題して韃鞨考といふは、韃

鞑の字面が明代以來支那人の慣用する所にして、又我國人の眼に熟するものなるが故のみ。

韃鞑は、もと一部族の名稱なりしが、後漸く擴大せられ、遂には支那の北方に住する諸民族の總稱となり、更に進んで亞細亞大陸北方民族の總稱ともなりしが、而も此く廣義に應用せられたると同時に、又狹義の韃鞑も存在せしを以て、其の名稱の文獻に現はるゝ際、其の部族の住地を考定すること容易ならず、隨て歴史の研究上不便を感ずること稀ならざるなり。西洋人の韃鞑に関する研究は De Guignes 以來頗る盛なるが、是れ第十三世紀中、蒙古人の歐洲に侵入せる際、歐洲人は彼等を Tartar と呼びしを以て、此の民族の研究に興味を惹きしなり、即ち彼等の祖先を驚殺せしめ、彼等の宗教國家を危殆ならしめたる Tartar (正しくは Tatar) の原住地風俗習慣等を究めんとせるなり。かくて遠くは Plano Carpini の紀行より始まり、Tatar に関する記録及び其の研究は枚擧に遑なきほどなり。今此等西洋人研究の跡を一々尋ねて之を紹介するの煩を避け、吾人は讀者に向つて Vivien de Saint-Martin の Nouveau dictionnaire de géographie universelle, Paris, 1894. 中 Tatar の一項を一閱せんことを望む。此の一項は Tatar に関する西洋諸家の説の梗概を記し、著者自身の説をも加へて、適當に鹽梅せる一篇の論文にして、Tatar (Tartar) の名を有する部族の種類及び分布をも詳述したるなど、實に Tatar 研究の沿革を知ると同時に、此の種族の現状をも概見するに足るべきものなり。本書出でて後、Tatar に関する多少の研究なきにあらねど、特に言ふべきものなきが如し。かくて Tatar の研究は從來西洋人によりて試みられ、殆んど、其餘地なきに似たれど、決して然らず、殊に之に關する支那文獻の批判と解釋とに至りては、殆ど未だ著手せられずといふも不可なきが如し。西洋人の韃鞑研究に對する解説と批評とは之を他日に譲り、此の小篇には主として吾人の所見を披瀝して博雅の教を乞はんと欲す。

二 陰山の韃鞑

支那の文獻中、韃鞑の名の始めて見ゆるは、唐宋の際の編纂に係れるものにして、舊唐書の僖宗紀、舊五代史の唐武皇紀、新唐書の沙陀傳、新五代史の達鞑傳等は其の取材に於いて蓋し各、大差なかりしものなるべし。今新五代史^{卷七}、達鞑傳を見るに、此の民族の起源を述ぶること左の如し。

達鞑鞑鞑之遺種、本在奚契丹之東北、後爲契丹所攻、而部族分散、或屬契丹、或屬渤海、別部散居陰山者、自號達鞑。當唐末、以名見中國、有每相溫于越相溫、咸通中從朱耶赤心、討龐勛、其後李國昌克用父子爲赫連鐸等所敗、嘗亡入達鞑、後從克用入關、破黃巢、由是居雲

代之間。其俗善騎射、畜多駝馬、其君長部族名字不可究見、惟其嘗通於中國者可見云。……歐陽修の此の記事の本づく所、蓋し宋白の文に在り、宋白は宋初の文士にして歐陽修より數十年前の人、嘗て太祖實錄の編修に與れること、宋史本傳に見ゆ。宋白の文は、資治通鑑卷二唐僖宗紀、廣明元年の條に、胡三省によりて註記せらる。曰く、

達鞨者本東北方之夷、蓋鞨鞨之部也。貞元元和之後、奚契丹漸盛、多爲攻劫、部衆分散、或投屬契丹、或依于勃海、漸流徙于陰山、其俗語訛、因謂之達鞨。唐咸通末、有首領每相溫于越相溫、部帳于漠南、隨草畜牧、李克用爲吐渾所困、嘗往依焉、達鞨善待之、及授鴈門節度使、二相溫帥族帳以從、克用收復長安、逐黃巢於河南、皆從戰有功、由是傳牙于雲代之間、恣其畜牧。

即ち宋白は「蓋鞨鞨之部」と疑を存せしを歐陽修は「鞨鞨之遺種」と斷じ、司馬光は「鞨鞨之別部」と記せり。歐陽修は流石に達鞨は鞨鞨の訛音なりといへる宋白の説を默殺せしも、洪景盧は之に左袒して「蕃語以華言譯之、皆得其近似耳。天竺語轉而爲捐毒身毒、禿髮語轉而爲吐蕃、達鞨乃鞨鞨也」といへり。さて達鞨を以て鞨鞨の轉訛となすが如きは、固より取るに足らざる説なれども、宋白が之を以て「本東北方之夷」と記せるは、彼の誤解か當時の俗説かにして、隨て其

の陰山遷徙の事も、亦必ずしも信ずるに足らざること、後段述ぶる所の如し。然れども、此の宋白乃至歐陽修の記事は後世の學者に踏襲せられ、宋の黃震の古今紀要逸編(元朝秘史卷一 李文田注所引)には「鞨鞨與女真同種、皆鞨鞨之後、其居混同江者曰女真、其居陰山北者曰鞨鞨」と見え、宇文懋昭の撰と稱せらるゝ大金國志には「鞨鞨之先與女真同類、蓋皆鞨鞨之後也。……乃黑水遺種、其居陰山者、自號爲鞨鞨」とあり、蓋し宋白、歐陽修等の諸家、達鞨の原住地を誤つて「契丹之東北」と爲し、より、かくは附會に附會を重ねるに至りしなり。ひとり孟珙の蒙鞨備錄は「鞨鞨始起地、處契丹之西北、族出於沙陀別種、故於歷代無聞焉」と記して、全く新五代史以下の所傳に従はず、彼に契丹の東北とするに反して、此には契丹の西北とし、彼に鞨鞨女真と同種なりとするも、此には沙陀の一種なりとす。孟珙の記事の本づく所何處にありしか、今之を聞くに由なきも、此の説大に傾聽するに足るべし。蒙鞨備錄は、宋の寧宗嘉定十四年、金の寧宗興定五年、元の太祖十六年に成り、太祖(成吉思汗)時代の蒙古に關する見聞録なり、記する所固より悉く的確ならずといへども、當時の宋人に向つて此れ以上の智識を望むは蓋し難かるべし。さて著者孟珙は蒙古を以て黑鞨鞨と呼び、略ぼ漠北の草地に住するを知れり、乃ち「契丹之西北」を以て鞨鞨の始起地に

1 資治通鑑卷二五三、胡註。

擬せしは怪むに足らず。而も、其の種族を言ふに及んで、之を以て遙かに西方に根據地を有せる沙陀部の別種と爲すに至りては、動もすれば、人をして其の當否を疑はしむ。蓋し沙陀は西突厥の別部にして、もと處月と稱し、蒲類海今の巴里坤湖の東に居りしが、其の地に沙陀と名くる大磧ありしを以て、沙陀突厥と號すと傳へられ、今の甘州肅州以北の沙漠の中に居りしものなればなり。然れども此の説亦一理なきにあらず。元の閻復の駙馬高唐忠獻王（闊里吉思）碑に「謹按家傳、系出沙陀鴈門節度之後、始祖卜國汪古部人、世爲部長」（元文類卷二三）と見え、元史卷一八阿剌兀思剌吉忽里（闊里吉思の曾祖父）傳にも、略ぼ之と同じき記事あり。さて汪古は祕史に汪古惕（Onghut）に作り、親征録に王孤に作り、元史の他の諸傳には雍古にも作ると同時に、太祖本紀に汪古部主阿剌忽思といふべきを白達達部主阿剌忽思といへるによりて考ふるに、白達達は汪古の漢名たること、一點の疑を容れず。而して蒙韃備錄、古今紀要の白韃韃、黑韃事略の白韃は皆之に同じきこと亦何人も首肯する所なるべし。然るに汪古部長は沙陀鴈門節度の後なりといふ、鴈門節度は即ち唐末沙陀の部長として有名なる李克用を指すなり。所謂家傳は必ずしも信するに足らざれども、當時の韃韃と李克用との關係を見るに、達韃は如何にも沙陀の一部族たりしが如く思はれざるにあらず、そは兎も角、成吉思汗時代の白達達は即ち汪古にして、汪古の祖先は沙陀なりとの傳説

ある以上、白達達を以て沙陀の後裔となすこと固より妨げず、孟珙が韃韃は沙陀の別種より出づといふの一理なきにあらずといひしは、之れが爲めなり。然れども、所謂韃韃の一種なる白韃韃が沙陀の後裔ならんと推測せらるゝのみにて、他の一種なる黑韃韃は純粹なる蒙古種なるを以て、沙陀とは種族上何等の關係なきは勿論なり。然るに蒙古の事情を記載するを以て眼目としたる孟珙が、其の蒙韃備錄の劈頭に「韃韃始起地、處契丹之西北」と記したるは可なりとするも、直に此の文を承けて「族出於沙陀別種」と述べたるは、重大なる誤謬にして、著者は白韃韃の系統に就いても、或は前記の如き考據を有せずして、漫然之を記述せるものにあらざるなきか。果して然らば、韃韃の方位と種族とに關して言ふ所、全く舊説と異なり、且つ偶々事の真相に觸れたればとて、必ずしも彼の卓見として推獎するに足らざるなり。汪古即ち白達達の住地が唐末及び五代の世の所謂達韃の其れと同じく陰山附近なりしことは、後段更に述ぶる所あるべし。

宋の太宗の時、高昌國今の吐魯番附近に使せる王延徳の紀行に、陝西甘肅の邊外、西、額濟納河邊に至

1 文獻通考卷三三六、四裔考、車師前後王即高昌の條に收めらる。九族達韃とは都囉囉・茅女嗚子・茅女王開道・臥梁劼特・大蟲太子・屋地因・達于于越王子・拽利王子・阿墩をいふ、即ち黃河の東より額濟納河の西に至るの間に散居せるものなり。宋史卷四九〇、高昌傳にも、此の紀行を載せたれども、而も小異あり、殊に此の九族の韃韃なることを知るべき「此九族達韃中尤尊者」の語を「達于于越王子族」の下に脱せり。

るの間に「九族達韃」の居りしことを詳記するは、遼史聖宗紀に「統和二十三年六月己亥達旦國九部遣使來聘」とあるに應じて、宋の初め乃至中葉に於ける達韃の消息を傳ふるものにして、契丹國志の天祚帝紀、耶律余覲傳、大金國志の太宗紀等の記事及び元史地理志河源附録中の記事は皆宋末及び元代に於ける韃韃（達達）の陰山賀蘭山方面に散居せることを示さざるはなし。猶ほ白達達と賀蘭山方面の韃韃との關係及び此等の韃韃と阻卜との關係に就いては後節に詳論すべし。

三 興安嶺西の韃韃

蒙古勃興史上、有名なる部族の一なる塔塔兒 (Tatar) は韃韃の完全なる對音を傳へたるものなるが、其の游牧地も幸に元朝祕史に明文あるを以て能く之を比定するを得べし。漢譯の祕史は誤脱多きを以て、吾人は常に故那珂博士の苦心になれる和譯の祕史、即ち成吉思汗實録を用ゆ。同書一巻に、

不余兒納兀兒・闊連納兀兒二湖の間なる兀兒失溫木噠に居る阿亦里兀惕・備嚕兀惕なる塔塔兒の民に、俺巴孩合罕は、女を與へて、自らその女を送りて住きたるに、塔塔兒の主因の民は、

俺巴孩合罕を拏へて、乞塔惕の阿勒壇合罕に率て往く時、……(頁一)

と見え、同書五巻には、

狗の年の秋、成吉思合罕は、察阿安塔塔兒・阿勒赤塔塔兒・都塔兀惕塔塔兒・阿魯孩塔塔兒、それらの塔塔兒と荅蘭捏木兒吉思に……戰ひて、塔塔兒を動かせり。勝ちて、兀勒灰失魯格勒只惕にて(彼等を) 彼等の國に集めて虜へたり。(一七四頁)

とあり。さて不余兒納兀兒 (Buyur naghur) は今の貝爾泊 (Bör nôr)、闊連納兀兒 (Khülen naghur) は今の呼倫泊 (Khulun nôr)、而して兀兒失溫木噠 (Urshighun müren) は今の烏里順 (Urshun) 河なること、言ふまでもなければ、阿亦里兀惕 (Aihghut) 備嚕兀惕 (Birughut) なる二族の住地は、之にて明なり。主因 (Djin) 族の住地は詳ならねど、亦其の附近なりしや蓋し疑なし。然るに塔塔兒には右の三族の外、少くとも四族ありしことは、右の引用文の第二にて知らるゝが、之を Rashid-eddin の蒙古史に參照するに、先づ D'Ohsson の Histoire des Mongols, I, note 1 に譯出せられたるものには、

Tatares は Bouyir 湖の周圍に住し、六族に分たる、即ち Toutoucaïontes, Itchi, Tchagan,

¹ 松井學士の「契丹可敦城考」には此等の原文を引用せり。

Couyin, Térate, Bereoui 是なり。

と記され、次に Berezin の Sbornik Lyetopisei, I, 49-51 には Tatar の幕庭は Boir nôr に在るを以ひ、更に Tatar の六族を擧げて

Tatar Tutukulint, T. Anchi, Belye T. (Chagan T.), T. Kinin, T. Nereit, T. Bargui

とせり。ちて Berezin の T. Anchi は親征録及び元史太祖本紀の案亦塔塔兒に相當し、Ichi 又は Alehi の轉訛なり。Couyin と Kinin と、Bereoui と Bargui とは相符合すれども、秘史の Djuin 及び Arkhai とは互に小異あり、孰れが正しか、未だ詳ならず。殊に秘史の Birughut は D'Ohsson に Térate に作り、Berezin に Nereit に作る、その孰れに據るべきか、後文再び言及するの時あるべし。次に Tontoucalioutos と Tutukulint は同一なれども、秘史には Dutaghut と Ailighut との二族となれり、これは Rashid の原書の誤なるべし。かくて塔塔兒は七族に分たれ、Rashid によれば、皆 Bör nôr 附近に居りしが如きも、秘史によれば、Bör nôr 附近に居りしは Ailighut, Birughut の二族のみにて、他の五族は其の南に游牧せるなり。即ち塔塔兒部族の地域は北は Khulun nôr 附近より南は Shigheldji, Ugui 兩河の流域に至るまでを含みしものなり¹⁾。

この塔塔兒は蒙古の定宗の時、漠北に来れる西洋人 Plano Carpini の傳ふる所²⁾によれば、Su-Mongal とも呼ばれしなり、而して Tatar と名づくる河の其の境内を流るゝによりて此の名ありと云ふによりて察するに、Ushun 河の古名は Tatar にてもありしやうなれど、是は彼の誤聞か俗説かなるべし。又 Beazley の説³⁾に、Su-Mongal は波斯の史家 Wassaf の所謂 Su-Moghul, Abulfeda の所謂 Sy-Mogol にして、支那人の所謂水蒙古水達達なりとあれど、漢人の記録に水蒙古の字面なく、水達達の名は元史の世祖紀以下に頻見すれども、是は黒龍江下流域に居住せる Tunguse 民族を指せるものなり⁴⁾。成吉思汗が Kereit, Merkit, Naiman の三部討滅に先だちて征伐せる Su-Mongal 一名 Tatar は秘史の所謂塔塔兒に外らず⁵⁾。

Plano Carpini の紀行に見えたる Tatar に就いて一言せるを機會として、突厥闕特勤碑の⁶⁾ Ye-

¹⁾ 成吉思汗實錄一七四——六頁註。

²⁾ O. R. Beazley, The Text and Versions of John de Plano Carpini and William de Rubruquis. p. 114.

³⁾ Ditto. p. 275.

⁴⁾ 黑韃事略に斛速益律子に註して水韃韃とあることは、後文に之を説明すべし。

⁵⁾ Beazley. p. 114.

⁶⁾ 白鳥博士の「突厥闕特勤碑考」(史學雜誌第八篇、一〇九四——一一二四頁)及び W. Radloff, Die Alttürkischen Inschriften der Mongolei. I. Folge, ss. 3-40. 參照。

nisei 文中に見ゆる Tatar に關する記事に就いて少しく述ぶる所あるべし。闕特勤 (Käl-tägin) の碑は、唐の玄宗の開元二十年 (732 A. D.) に漠北 Orkhon 河の東畔 Tsaidam 湖の傍に建てられたるものにして、一面に漢文を刻し、他の三面に Yenisei 文を刻す、久しく世人に忘れられたりしを Finland の學者 A. Heikel 氏之を發見して學界に紹介せしものなり。Tatar に關する記事は東面の Yenisei 文中に見ゆ。今白鳥博士の譯によりて左に之を摘記すべし。

泣き歎きつゝ前の方日出の處より猛き沙漠の民 Tabgac, Tüpüt, Apar, Aprim, Kirgiz, 三姓 Kurikan, 三十姓 Tatar, Kytai, Tatabi 等の民來りて歎きつ泣きぬ。

右には Tabgac の民敵なりき、左には Baz 可汗九姓 Oguz の民敵なりき、Kirgiz, Kurikan, 三十姓 Tatar, Kytai, Tatabi 皆敵なりき。

此の短かき記載は Tatar が唐の開元年間に於いて既に三十姓に分れたる一大部族なりしことを知らしむると同時に、一回とも Kirgiz, Kurikan の次、Kytai, Tatabi の前に數へらるゝことに因りて、こゝに所謂 Tatar は成吉思汗時代の塔塔兒 (寧ろ當時の蒙古諸民族) と略ぼ同じく契丹の西北に其の游牧地を有したりしことを推測するを得るなり。蓋し唐代に於いて Kirgiz (唐書の結骨) は回紇の西北に居り、Kurikan (唐書の骨利幹) は Kirgiz の北に居り、而して Kytai (契

丹) は Sira-müren の南、Tatabi (唐書の霫) は同河の北に據りたればなり。果して然らば、此の闕特勤碑文は Tatar に關する最古の記録にして、此く最も古く現はれたる Tatar は興安嶺西の地に居りしなり、即ち支那文獻に現はれたる最初の Tatar が陰山附近に居りしものとは、全く其の住地を異にし、隨つて其の種族をも異にすべきは注意を要することなり。

次に遼代の韃鞨に就いて一言すべし。契丹國志^{卷二}「四至鄰國地遠近」の條に達打國に關する記事あり、達打は韃鞨又は達達と同じく Tatar の同音異譯なるべきは疑なからん。その記事に曰く、

正北至蒙古國、無君長所管、亦無耕種、…不與契丹爭戰、惟以牛羊駝馬皮毳之物、與契丹爲交易、南至上京四千餘里。又次北至于厥國、無居長首領管押、凡事竝與蒙古里國同。甲寅歲會率衆入契丹國爲盜、聖宗…大破其國云云。又次北西至鼈古里國、又西北□□□□、

¹ 「東胡民族考」(史學雜誌第二十三編、一三一頁)。

² Radloff, ss. 5-6.

³ Ditto, ss. 10-11.

⁴ 「東胡民族考」(史學雜誌第二十三編、一一七頁)